

寄贈資料一 伊丹資料

(寄贈者)藤野勇三

〈解題〉

福岡藩士伊丹家に伝来した資料群。昭和五九年に旧市民図書館へ藤野トキヲ氏(故人)から寄託されていたが、平成六年度寄贈になり、総合図書館へ引き継いだ。

本資料は藩政資料、家政資料、明治資料、刊本・写本類、御道具類等で、特に長崎警備関係等の絵図・地図類、及び黒田長政や黒田忠之からの書状が大量にあることが注目される。なお、本資料の目録は、昭和六一年に旧市民図書館から発行された『福岡市民図書館十周年記念展図録 伊丹家史料展 ある黒田藩士の記録』からの再録である。

〈資料内訳〉

I 家政			
1 知行・家督	五七件	五七点
2 系図・由緒書	七五件	七六点
3 藩主書状	三三件	三四点
4 その他書状	三五件	三五点
5 武術免許状・兵法書	七九件	七九点
6 その他(日記・詩歌・書付等)	二七一件	二八七点
II 藩政			
1 法令・藩制・藩主	七一件	七一点
2 軍事・情報(日記・地図・絵図ほか)	二二六件	二三五点
3 産業	一八件	一八点

4 祭礼・年中行事	六件	六点
5 地誌	三八件	三八点
6 その他	二四件	二四点
III 明治資料	二五件	二五点
IV 刊本・写本類	八四件	八四点
V 御道具類	八七件	一二二点
〈総計〉	一一二九件	一一九一点

寄贈資料一 金山尚志資料

(寄贈者)福田 奈奈子

〈解説〉

1 金山尚志について

本資料群は、明治期に貴族院書記官や統監府書記官等の職を歴任した福岡出身の金山尚志に關係する資料である。

金山尚志(安政六年〜明治四〇年(一八五九〜一九〇七))は筑前国早良那鳥飼村で生まれた。明治八年(一八七五)に教員伝習所(後の福岡師範学校)を卒業後、小学校教員となるが、その後東京法学院を卒業して横浜始審裁判所の判事補となり、明治二一年には重罪裁判所の陪席となる。同二三年八月には貴族院書記官に任命され、同三一年九月には内務省参事官の兼任を任命されている。同三八年には大韓帝国に派遣されて統監府書記官となるが、同四〇年にソウルで死去した。

2 本資料群の概要

本資料群は「1 日誌類」「2 菅公会關係」「3 相學關係」「4 文芸書」「5 系図類」に大別される。

「1 日誌類」には、日誌と挟込資料、及び金山が参加した催事の記録類を配した。

本資料群に伝存する日誌は計四冊あり、執筆の年代は以下の通りである。

- ① 『流雲日誌(1)』(明治三〇年一月一日〜同年二月三十一日付、資料番号一・一)
- ② 『華南日誌(2)』(明治三〇年二月二十八日〜同三二年二月二〇日付、資料番号二・一)
- ③ 『華南日誌(3)』(明治三三年一月一日〜同三五年二月二十八日付、資料番号三・一)
- ④ 『華南日誌(5)』(明治三八年一月一日〜同年二月三十一日付、資料番号四・一)

日誌の表紙に記された「(1)」などの数字は異筆であり、後年に記された可能性がある。また、日誌の残存状況から、おそらく明治三六年から三七年に記述され、「(4)」の数字が付された日誌が存在したと考えられるが、現時点では伝存を

確認することができなかった。日誌の内容は、親族や知人との交流、貴族院への出勤状況の他、旅行や出張の記録なども見られる。

明治三三年から三五年に記された『華南日誌(3)』(資料番号三・一)には、金山自身が執筆した「北海道に於ける無言の行者」(資料番号三・二〜三・四)の稿本が合綴されている。「北海道に於ける無言の行者」は、金山が視察した北海道のトラピスト修道院の实情を紹介した論文であり、雑誌『太陽』に掲載されたものである。また、同じく『華南日誌(3)』には、明治三三年五月の北海道視察、明治三四年七月の鹿児島出張、明治三五年三月の太宰府訪問等、全国各地を来訪した記録が残されている。明治三五年の太宰府訪問は、菅公一千年祭開催に關係した訪問である。

記録類には金山が貴族院書記官であった時代の庶務課懇親會關係の記録が多く見られる。金山尚志は明治二三年に庶務課長兼會計課勤務を任命されるが、懇親會の記録は明治二四年五月に記録された『酔紅集』(資料番号五)から伝存している。『酔紅集』は、明治二四年五月に同僚と共に東京大久保村の躑躅園で催した酒宴の記録である。以降は明治二九年まで計九回に渡る懇親會の記録が残されており、明治二六年秋に芝浦で舟遊びを行った『明治廿六年秋季懇親會之記』(資料番号七)や、明治二七年春に越ヶ谷の桃園で酒宴を行った『もも見の記』(資料番号八・一)などがある。

「2 菅公会關係」には、上述の「日誌類」にも関連の記述がある菅公会關係資料を配した。菅公会は、菅公一千年祭開催のために明治三二年八月に結成された。菅公一千年祭とは、明治三五年に菅原道真没後一千年忌に当たって行われた年忌大祭である。菅公会の会長は旧福岡藩主黒田家当主黒田長成であり、金山尚志は菅公会の幹事を務めた。「菅公会事業報告書之内 菅公一千年大祭一班 稿」(資料番号一五・一)は、菅公会の事業内容に関して、菅公一千年祭期間中の行事内容を中心に記録した資料である。菅公一千年祭の祭期は明治三五年三月二五日から四月二五日までの一ヶ月間であり、四月一日に記念式典が行われた。本資料は祭期中に行われた「御肖像奉納式」「文書館開館式」「覺替式」「連歌會式」「和歌披講式」「献茶式」「能楽」「旧神官の献饌及僧侶の読経」などの儀式に関する内容が記録されている。本資料内には、文書館開館式にあたり、菅公会評議員として金山尚志が述べた演説の内容も記録されている。また、「文書館展覽會出品目録」

(資料番号一五・二)は、一千年祭開催期間中に、太宰府に新築された文書館で展示された出品物の目録である。

その他「3 相学関係」には、人相や手相等から人の性質や運命を判断する相学(相法)関係の写本類を、「4 文芸書」には観世流謡本等を、「5 系図類」は、金山家の家系図等をそれぞれ配した。

〈資料内訳〉

1	日誌類	……………	一四件	三二点
2	菅公会関係	……………	一件	二点
3	相学関係	……………	二〇件	二九点
4	文芸書	……………	四件	四点
5	系図類	……………	二件	二点
			〈総計〉	四一件 六九点

※参考文献

太宰府市史編集委員会編『「古都太宰府」の展開』(『太宰府市史』通史編別編、太宰府市発行、二〇〇四)

※日誌類については森弘子氏よりご教示を賜り、太宰府古文書会の方々による『華南日誌』(明治三二年分)の翻刻文を拝読しました。ここに記して謝意を表します。

寄贈資料二 田沼美紀子資料

(寄贈者) 田沼美紀子

〈解題〉

寄贈者の曾祖父篠崎仁三郎に関する近代資料で、寄贈者が保管していたもの。仁三郎・ユキ(雪子)夫妻の対幅の肖像画と、仁三郎の後妻ナルの肖像写真が入れられていた額の裏板である。

篠崎仁三郎は、博多・大浜の魚屋湊屋の主人で、夢野久作が『近世快人伝』で遠山満・杉山茂丸・奈良原至と並んで取り上げた四人の内の一人であるが、関係資料が少なく、その人物像は不詳であるため、本資料群は貴重である。西教寺(博多区上呉服町)に残る過去帳によると、大正十一(一九二二)年五月に妻ユキが、十二月に仁三郎が死去した。

『近世快人伝』では、仁三郎死去の際、周囲の者が、仁三郎の妻子が長崎にいる、と聞きだしたとあるが、ナルがそのモデルと考えられる。ナルはキリスト教信者で、額裏板は昭和十八年六月、ナル八四歳の敬老感謝礼拝にあたり、福岡中央教会から贈られた写真入り額の裏板であるが、写真と額は失われている。

〈資料内訳〉

1	肖像画	……………	一件	二点
2	額裏板	……………	一件	一点
		……………	二件	三点
		……………		〈総計〉

購入資料一 大分県玖珠郡八幡村飯田家文書

〈解説〉

1 綾垣村および八幡村の概況

綾垣村は大分県中西部に位置する玖珠郡内にあり、玖珠川の支流太田川流域に開けた村である。明治十二年(一八七九)に編纂された「玖珠郡村誌」によると、綾垣村の耕地面積は一〇一町三反余で、そのうち田が七五町四反余、畑が三五町八反余と、田圃の割合の多い村であった。山林原野は、それぞれ山林一五町、原野三三町余あつたが、十分な株を採ることができなかつたため、近隣の岩室村や古後村の原野を他村とともに共同利用している。村の戸数は文政十三年(一八三〇)頃は六七戸(『玖珠町史上巻』)、明治十二年の戸数は七六戸である(「玖珠郡村誌」)。明治十二年、隣接する三か村(太田・古後・山下)と合併して始まつた八幡村の戸数は五七四戸、人口三〇五六人であつた(『角川地名辞典』)。

2 飯田弥右衛門と飯田広吉について

飯田家文書の資料に多く名を残し、同文書を伝達したと考えられる飯田弥右衛門は、天保十二年(一八四一)六月二七日の生まれである(資料番号六五・二)。明治十三年頃、弥右衛門は上島三郎二という人物とともに、綾垣村の伍長を勤めている。同十八年、弥右衛門は太田村外三村聯合村会議員に選出されている。三村とは綾垣・山下・古後の各村を指す。合併後の八幡村においても、引き続き議員に選出され、同四十年四月まで在職した。また、明治三六年九月には玖珠郡会議員となり、同四十年九月まで勤めている。

明治十三年当時の弥右衛門の所持地は、一町五反四畝余であつた(資料番号三三)。この面積は、伍長として管轄していた綾垣村三組(上町・中町・下綾垣)四六戸のうち、七番目に多い数字である。地租を基準に作成された県税戸数割等級表によると、その後明治四十年には、八幡村五七八戸のうち、十番目に多い県税を納めていたことがわかり(資料番号五八)、明治時代に相当の土地を集積した可能性がある。

飯田家文書には、弥右衛門のほか、「飯田広吉」という人物の手になる資料がみられる。弥右衛門の記した明治四十年の「金米出入諸万控帳」(資料番号二二)に、「彦山参」、「入湯費」や薬代、鍼治療の礼金のことなど広吉にかかつた費用に関する記述がみられるため、広吉は弥右衛門の家族と思われる。広吉の作成にかかると資料の時期は、大正十四年(一九二五)より昭和三年(一九二八)で、弥右衛門の後を引き継ぐ形となり、内容は下綾垣の組金の管理など弥右衛門が担つていた役割に関するものが含まれている。これらのことから、広吉は弥右衛門の息子である可能性が高いと思われる。

3 近世文書について

近世文書一五点のうち一二点は、宝永三年(一七五三)以降、綾垣村と太田川筋の南側で接する四日市村との間にかわした用水利用に関する文書である。これらの資料が飯田家に伝来した理由ははっきりしないが、明治十三年、同用水に脱穀用の水車が新設されたさいの利用規約に関する資料(資料番号五四)が飯田家文書中に存在する。規約の第一条目に、宝永三年から文久元年(一八六一)にかけての井堰水路の約定を守るべきことが記され、二条目以下に水車運転に関する規定が設けられている。このことから、水車設置当時、弥右衛門が四日市との折衝に当たり、近世期の用水関係資料を弥右衛門が預かることになつた可能性が考えられる。

このほか四日市村との関連資料には、日田商人広瀬久兵衛らが仲裁した境界相論に関する文政九年の文書一点がある。文政七年十月十五日に、綾垣村池之原の栄蔵株付の山で、天領四日市村十之釣の百姓が竹木を伐りはじめたことにより生じたとされ、『玖珠町史上巻』は、四日市と池之原との境目附近に現在でも「論所」とよばれる場所があり、事件の起きた場所と推測している。

尚、明治三六年三月十二日に八幡村議事に提出された議案に、池之原と十之釣の共有地である原野一町五反歩を折半し各々分割所有する、というものがある(資料番号五八)。折半の理由として、「従来両組において、相互に入会使用してきたが、とかく紛擾を生じやすいため」と記されている。この原野の所在地は「八幡村綾垣古後」とみえるため、文政期の境界相論の場所とは異なると思われるが、旧村の枠をこえた地域同士の共有地が存在し、そのために起こる紛争が明治末に

至るまで存在していたことがわかる。

飯田家の近世の家内の状況を知ることのできる文書は一点のみで、奉公人と考えられる四名の人物の服用した薬の購入覚書である。近世文書の残りの一点は、浄土真宗右本願寺派興正寺(京都市下京区)が末寺浄明寺(玖珠郡九重町菅原)の寺中常楽寺恵芳に絹袷裳着用を許可した文書である。

4 近代文書について

i 飯田家の家政について示す資料——第一項

まず、明治十七年より同二三年までの弥右衛門あて地租・地方税・村税等の領収証綴り、明治四十年の金銭帳簿一点を載せた。帳簿は奉公人らへの祭日の小遣銭、田植えや麦蒔の手伝、木綿織・繭の糸取などの雇賃支払、肥料購入、小作米取立などを記録したもので、小地主としての弥右衛門の素顔を見ることができる資料である。

次に、帆足鶴松(吉)あて地租等領収証綴りと、同人の名を冠した収支帳三冊を載せた。鶴松は弥右衛門と同じ下綾垣に所属し、八反二畝余の土地を所持する人物である(資料番号三三三)。弥右衛門が書き留めた、「帆足鶴松分金米受払控帳」(資料番号二五)など三冊の収支帳には、地租等を納めた記述がみえ、日付・名目・金額などが鶴松宛の領収証と合致する。帳簿には、「鶴松年給」の文言がみえ、弥右衛門が鶴松に年俸を支払っていることがわかる。また、「菓呑鶴松」という項目のもと、服用した菓の種類や金額が書き留められている。こうしたことから、鶴松は飯田家に同居し、弥右衛門と家計をともした存在であったと考えられるため、領収証綴りおよび収支帳を、飯田家の家政の項に収録することとした。

最後に、「土地売買関係」として、明治三五年の元利金受領証を載せた。宛名人である債務者矢野安吉が、差出人である債権者(井上徳太ら)に借金を返済したことにより、抵当とされた地所(綾垣)の債権関係抹消の登記が行われたときのものと、(日田)豆田区裁判所森出張所抹消課による奥書がある。飯田家に伝来した理由として、借金返済にあたり、安吉が地所を弥右衛門に売却し、そのさい受領証が弥右衛門の手に渡った可能性がある。なお、安吉は前述の飯田家の収支帳(資料番号二二)に名がみえ、小作米の取立を受けていることがわかる。

ii 弥右衛門と広吉の村での地位・役割について示す資料——第二・七項

居住する綾垣村、および町村制施行後の大字綾垣での弥右衛門と広吉の役割を示す資料には以下のものがある(第二項「綾垣村(区)」)。まず、「下綾垣組」には、所属していた明治十三年の下綾垣組の勘定書、弥右衛門が伍長として管轄した三組の「反別帳」を収めた。広吉の代の「組金取扱并二出替金控帳」には、下綾垣の組勘定や広吉による立替払いなど収支の記録のほか、「苗代共同予防ノ代」や「作道」、稲荷堂や橋の修繕のことなど、農業を紐帯とした地縁組織の在り方を示す記述が見られる。同様の性格のものとして、昭和二年に姑射山権現(大祖神社)にて、綾垣村各組の氏子により石段、石灯籠が設置された関係の資料などを収録した。

次に、「共有金・学資金」として、綾垣村(区)の資産運用に関する資料を置いた。弥右衛門ら地域の顔役らが「取扱世話人」として資産管理に当たり、綾垣村の全七十戸より学資金を徴収し、その資金で森町の玖珠銀行の株券を購入していたこと、預金によって得た利子で村勘定の不足に充てたりしたことがわかる。「山林原野・水車等利用規定」には、小松ヶ台・坂下原野(ともに岩室村内)など入会地の共同利用に関する規約、および四日市地内の用水において脱穀用の水車を新設したさいの利用規定を収めた。次に「講・頼母子」(第三項)では、弥右衛門と同じく綾垣村内の伍長を勤めた上島三郎二ら地域の有力者と行なっていた契約講に関する資料を収めた。

第四項「八幡村議会・玖珠郡郡会関係」、第五項「組合」には、村会議員、玖珠郡会議員、農会、産牛馬組合の評議員など、それぞれの立場において弥右衛門が手にし、保管するために綴じた冊子の数々を収めた。このほか、第六項「地押調査関係」には土地台帳編成のため、明治十八年から同二二年にかけて全国的に実施された、地押調査事業に関する資料を配した。地押総代として連日丈量に出向いたり、勘定に追われていた弥右衛門の様子を知ることができる。

最後に、「宗教関係」(第七項)として、檀那寺との関わりを示す資料二点を収めた。浄土真宗本願寺派専光寺(玖珠町森)への学資金寄附名簿である。「京都送り」という文言が見られることから(資料番号八四)、ここで指す「学資金」は八幡村の学校(山辺尋常小学校)のためのものではなく、専光寺の本寺である西本願寺に關係する学校運営の費用に充てられたものと思われる。弥右衛門の名は寄附者の筆頭にあり(資料番号八三)、専光寺の「世話役」を勤めていたと考えられる。寄附者の居住地は玖珠郡全域の村々と、下毛郡の村に及ぶ。寄附者のなかには「八

幡村飯田弥右衛門「二男他門徒」として「万年村長野長作」の名がみえる(資料番号八四)。このほかにも「他門徒」と記された人物や、浄専寺(岩室村)檀家の名がみえるため、浄土真宗本願寺派の寺を中心に広く寄附金を募っていたことが知られる。

〈資料内訳〉

I 近世資料

(十五件 十五点)

- 一 家政 …………… 一件 一点
- 二 用水・境界関係
 - (一) 用水取決 …………… 十二件 十二点
 - (二) 境界相論 …………… 一件 一点
- 三 宗教関係 …………… 一件 一点

II 近代資料

(六九件 九三点)

- 一 家政
 - (一) 地租等領収証 …………… 六件 六点
 - (二) 収支帳 …………… 一件 一点
 - (三) 帆足鶴松関係
 - (1) 収支帳 …………… 三件 四点
 - (2) 地租等領収証 …………… 四件 四点
 - (四) 土地売買関係 …………… 二件 二点
- 二 綾垣村(区)
 - (一) 下綾垣組 …………… 八件 九点
 - (二) 共有金・学資金 …………… 十一件 十七点
 - (三) 山林原野・水車等利用規定
 - (1) 山林原野 …………… 三件 八点
 - (2) 水車 …………… 一件 一点
- 三 講・頼母子 …………… 二件 七点
- 四 八幡村議会・玖珠郡郡会関係
 - (一) 旧四か村聯合村会・八幡村議会 …………… 三点 三点

- (二) 郡会関係 …………… 三件 五点
- 五 組合
 - (一) 農会 …………… 一件 一点
 - (二) 産牛馬組合 …………… 二件 三点

- 六 地押調査関係 …………… 十七件 二十点
- 七 宗教関係 …………… 二件 二点

〈総計〉 八四件一〇八点

購入資料二 博多下祇園町資料

〈解題〉

本資料群は、明治初期から昭和三〇年代までの下祇園町(現、福岡市博多区)に関する資料群である。

下祇園町は、江戸時代初期には鷹師町下、のち祇園町下と呼ばれた。明治七年に下祇園町と改称され、同十一年に福岡区、同二二年に福岡市となる。その後、町は昭和四一年に祇園町・冷泉町・上川端町に含まれ、同四四年からは一部が博多駅前一丁目から四丁目となった。新町流れに属し、現在の万行寺周辺である。

資料群の大部分は下祇園町町政に関するもので、規約、共有儲金、町費等の関係資料、榎田神社の遷宮などに関する資料で構成されている。

下祇園町は榎田神社との関係が深く、榎田前町、社家町と共に御神輿の係り町でもあり、本資料群にも遷宮関係の資料を多く含む。とくに第四五回式年遷宮(大正十三、十四年)に関する資料が充実している。また、戦後最初に行われた第四六回式年遷宮(昭和二七、二八年)では、戦災のため人員や諸器物が揃わず、一旦、下祇園町から奏楽奉納辞退を申し出たが、同町を中心とした奏楽愛好の清音社が奉納した。その際、活躍した清音社・高武卯之助氏の所有していた資料も本資料群中に確認できるため、榎田神社式年遷宮の奏楽奉納に関して集まった資料群の可能性もある。とはいえ、町役である総代のもとに作成、收受された資料も散見できるため、町で引き継いできた資料群の可能性が高く、博多の個別町単位の町政を窺い知ることのできる好個の資料群である。

〈資料内訳〉

I	下祇園町関係	五〇件	五七点
II	その他	七件	七点
	(総計)	五七件	六四点

マイクロフィルム収集資料 一 東長寺文書(一)

(所有者)真言宗別格本山東長寺 藤田紫雲住職

〈解説〉

1 「東長寺文書」の調査経緯
真言宗別格本山東長寺は、空海(弘法大師)によって開かれたという由緒ある寺として知られる。

東長寺の創建について『筑前国続風土記』(1)以下、『続風土記』や『筑前国続風土記附録』(2)以下、『附録』等によると、大同元年(806)に唐から博多に帰着した空海が海辺に伽藍を建立して「密教東漸して、長く将来に伝へん事」を祈念し、それを「東長密寺」と号したことに始まる。その所を勤行の町(行の町)と称し、境内に金剛坊・万徳坊・密乗坊など五子院があったが、元弘年間(1133-1134)・元徳三年(建武元年)に兵火に遭い志摩郡志登村へ移転、後に博多に再建されたという。

東長寺で守り伝えられた文物については、福岡市教育委員会文化課現、経済観光文化局文化財部文化財保護課)によって、昭和五九年(一九八四)度および平成四年(一九九二)度に各分野の研究者の協力を得て調査が行われた。その成果は『福岡市文化財調査目録5 東長寺収蔵品目録』(3)以下、『収蔵品目録』として刊行され、『解説』東長寺の資料について」が示された。この『収蔵品目録』によって、東長寺が所蔵する「美術工芸」「古文書」「漢籍」について広く知られるところとなった。

その後、福岡市は東長寺から「古文書」を預かり、確認作業の過程で『収蔵品目録』に収録されなかった文書を見出した。そして、『収蔵品目録』収録文書はその編成順に、『収蔵品目録』未収録文書は新たな調査に基づいた編成順に、両者を併せて「東長寺文書」としてマイクロフィルム撮影を行った。そのマイクロフィルムを当館文書資料室で利用者提供するため、マイクロフィルム番号を記載した「東長寺文書」の目録をこのたび新たに、当館が発行する『古文書資料目録』に

順次掲載することとした。

東長寺藤田紫雲住職には、マイクロフィルムの利用者提供に至るまで種々高配を賜った。ここに記し謝意を表したい。また、これまで東長寺収蔵資料の調査・研究を推進された関係諸機関・諸先学にも敬意を表したい。

2 「東長寺文書」の目録編成

「東長寺文書」は、『収蔵品目録』収録文書三、六一七件と『収蔵品目録』未収録文書三一六件とから成る。本文書群の目録編成は、まずは「I 『収蔵品目録』収録資料」と「II 『収蔵品目録』未収録資料」とを大項目とする。「I 『収蔵品目録』収録資料」の編成は『収蔵品目録』のそれを踏襲し、「1 近世史料」と「2 近代史料」とを中項目、「1 近世史料」は「(1)幕府」から「(19)雑」、「2 近代史料」は「(1)政府・県・市関係」から「(23)その他」を小項目とする。本『古文書資料目録19』には「I 『収蔵品目録』収録資料」「1 近世史料」のうち「(1)幕府」から「(15)榎田社」までの一、六六九件一、九八九点を収録する。

なお、当館の古文書整理方法によって、資料の名称や年代など改めて採録した場合がある。「汀」「瀆」「水丁」「灌頂」・「法」(伝法)・「訶」(許可)・「ふ」(室生)など密教で慣用の略字・略名は概ね正字・正式名に改め(4)、梵字は□で文字数を示し「梵字」と付した。先に一括された資料は、一点ごとの詳細情報を採録するよう努めた。

続いて、本『古文書資料目録19』に収録した小項目ごとに説明を加え、特徴的な資料に触れたい。

「(1)幕府」「(2)本寺」「(3)末寺」には、幕藩体制下、本末制度のもとで生じた資料が配される。

江戸時代、福岡藩二代藩主黒田忠之は神仏への崇敬心が篤く、真言宗に帰依し、東長寺の大檀越となった。忠之(承応三年(一六五四)二月二日没、戒名高樹院傑春宗英)のほか、三代藩主黒田光之(宝永四年(一七〇七)五月二〇日没、戒名江竜院淳山宗真)・八代藩主黒田治高(天明二年(一七八二)八月二一日没、戒名竜雲院徳厳道俊)もまた東長寺を菩提所とした。福岡藩および藩主黒田家から東長寺宛文書として、黒田家の葬儀や周忌法事に関する文書、挨拶・進物に対する礼状等がある。

東長寺から藩宛文書には、東長寺奉行の人事を届けた覚がある。東長寺奉行は、触頭格寺院以外の筑前国内仁和寺末、東長寺末および支配寺院の僧が交替で務め、宗旨受払いや櫛田神社の座主支配その他の窓口として実務を担った。なお、同様の覚は「(11)人事」にも配される。

江戸時代の東長寺は、仁和寺を本寺とした。寛文七年(一六六七)三月一日付仁和寺御室惣法務宮令旨(「東長寺文書」資料番号九四八。以下、資料番号は特記しない限り「東長寺文書」のもの)や、『続風土記拾遺』(5)(以下、『拾遺』)によると、東長寺はこの日から仁和寺を本寺とした。「筑前国仁和寺御門跡御末寺目録」(資料番号七九)には、筑前国の仁和寺末のうち寺領をもつ触頭格として、東長寺・遍照寺(吉祥院)・西光寺・大乘寺が挙げられる。慶応三年(一八六七)の「東長寺末山井支配寺院」(資料番号八八・八九)には、東長寺末寺および支配寺院として、博多の本願院・成就院・閑松院・神護寺、志摩郡の照光院・高野山正智院末寺龍性院、怡土郡の瑞梅寺が挙げられる(6)。

仁和寺から東長寺宛文書として、前出の令旨や高雄山大曼茶羅修復・新写に關する惣法務宮令旨(資料番号七二)、在庁連署達、在庁連署書状等がある。東長寺の筑前国惣録職補任を仁和寺末西光寺・吉祥院(弥勒寺)五智輪院・大乘寺に伝えた正月一八日付在庁連署奉書の写(資料番号二四)は、安永五年(一七七六)正月一七日付惣法務宮令旨を受けて出された奉書の写であると考えられる。この令旨は東長寺に写(資料番号一八六四)が伝存し、『附録』にも引載される。

東長寺から仁和寺宛文書の控には、「真言宗古義派本末名帳」(資料番号一〇二二)や、東長寺四一世住持慈天の弟子興造が仁和寺末鎮国寺住持職補任を自ら御室御所出世奉行所に願ひ出た文書の写(資料番号七三、七四)等がある。

資料番号一〇二二は、福岡藩および黒田家から大乘寺宛の文書である。大乘寺が授受した文書が「東長寺文書」に含まれることは、前掲『収藏品目録』解説で指摘されたとおりで、年代が明確なものは慶安四年(一六五二)一月二〇日付黒田忠之判物(資料番号一・二)から明治時代末期に亘る。東長寺と大乘寺はともに触頭格の仁和寺末寺で、諸事関わった様子が「東長寺文書」の内容からも知られる。

比較的同時な数量の文書が大乘寺から東長寺に移った経緯は判然としないが、大正九年(一九二〇)頃の大乗寺と長宮院との合併・移転、および後の廃寺に伴い(7)、保管場所を失った文書が東長寺によって守られた状況がまずは推察される。

なお、大乘寺住持であった亮高宝洲(後に摩尼宝洲、森宝洲と表出)が明治一七年(一八八四)二月(資料番号二五八九)には東長寺四五世住持として、同四年六月二八日(資料番号三四三五・二)には大乘寺住持であった岩吉亮海が大正四年(資料番号二九八二・一)には東長寺四六世住持としてみえることから、人に付随して文書が移動した可能性も類推される。例えば、法縁があった他院の聖教・文書類が高野山正智院に伝存するという事例や(8)、明治初期の神仏分離・廃仏毀釈を契機とした寺院文物の移動の事例も踏まえながら(9)、なお検討を要するところである。

「(4)法事」には、東長寺を菩提所とした黒田忠之・光之・治高の葬儀や周忌法事に関する資料が多くある。法事に当たって作成された願文や諷誦文、行事次第や僧の配役・席次等を記した張文等のほか、東長寺と仁和寺末およびその子院等で遣り取りされた僧の勤仕に関する廻章、東長寺と藩および黒田家との間で授受された施入銀や用具に関する文書、「御法事日記」(資料番号一一五)等の記録類がある。併せて、元禄一六年(一七〇三)二月に高野山正智院で執行された黒田忠之五〇回忌法事の關係資料(資料番号一一一、一一三)等がある。また、空海の遠忌法事、仁和寺御室初代であり宇多源氏黒田氏の祖でもある宇多法皇の周忌法事、東長寺歴代住持の周忌法事に関する資料がある。

関連先行研究に、宮野弘樹「近世大名の葬送儀礼―福岡藩三代藩主黒田光之の例に―」(10)がある。

「(5)造営」には、寛永一一年(一六三四)弘法大師御影堂再興棟札の写(資料番号三八三)をはじめ、普請の見積りや完成時の供養願文、諷誦文等がある。

「(6)教義」には、弘法大師御遺告(資料番号三九四、三九五)のほか、諸大事・口決・尊法等の集録や声明本等の写本・版本がある。奥書や刊記あるいは伝領記等は採録するよう努めたが、代々に亘る書写奥書や校合奥書等については、記述の存在のみを示した場合がある。訓点の有無やその種類など表示できなかったところもある(11)。

写本には、大通寺義性(資料番号五一六)が、天明七年七月に東寺宝輪院本と校合したものが比較的多く伝存する。

版本には、前出の宝洲が幕末から明治初期にかけて、高野山正智院に会下時に入手した高野版(資料番号六〇九、他)等がある。後掲「(11)人事」に配された金銭

出納関係資料と併せて、高野山経師あるいは京都・大坂の書林との遣り取りが知られる。

声明資料については、東長寺三四世住持であった頼賢の事績が特筆される。頼賢は高野山の朝意(音曲阿闍梨とも木食上人とも表出)を師とし、天正一七年(一五八九)四月に秘讚を伝授された。この秘讚は包紙で一括のうえ伝存し(資料番号四〇〇〇四〇九、四一一〇四二五、四二七〇四三六)、目録として「秘賛伝授目録次第」(資料番号四一〇)がある。

「(7)儀式」には、修法の作法・次第等やそれらの伝授目録、授戒・授法の際の印信・血脈および紹文のほか、「庭儀灌頂記録」(資料番号六七九)や「御堂供養記録」(資料番号六八〇)等の記録類がある。また、法事に際して作成された願文・諷誦文や張文、あるいは弘法大師御遺告(資料番号六五八)や聖教類の写本・版本等がある。

印信・血脈の多くは、高野山諸院を伝法道場として伝授されたもの、東長寺を伝法道場として伝授されたものに大別される。なかには、元の年月日や授受者名に貼紙をして新たな年月日や授受者を記したもの、あるいは本紙に直接新たな年月日や授受者名を追筆したものである。これらについては、元の記述を「(原)」、貼紙上の記述を「(貼紙)」等として採録するよう努めたが、代々に亘る貼紙や追筆については、記述の存在のみを示した場合がある。なかには、「印信手本」と端裏書きされたものが伝存し、付法状作成の過程が窺い知られる。なお、印信・血脈類は「(11)人事」にも多く配される。

「(8)寺領」には、黒田家の葬送儀礼に際して作成されたとみられる東長寺内絵図(資料番号八九〇〇八九三)や、文化五年(一八〇八)に東長寺が藩の寺社奉行所に提出した「真言宗寺領高帳」の控(資料番号八八五)等がある。

「真言宗寺領高帳」の控には、東長寺の寺領「高三百石」の支証となる判物について記述がある。大師堂宛および東長密寺宛の黒田忠之判物二通は、『附録』や『拾遺』にも引載され、慶安元年三月二日に春日村内高百石の地が、同五年三月一八日に春吉村内高百石の地が忠之から寄進されたと知られる。『附録』および『拾遺』には、宝永四年三月に黒田光之から竹下村・下白水村内高百石の地が寄進され、元文四年(一七三九)三月から合力米一〇石ないし二〇石が宛行われたとみえる。「黒田新統家譜卷之三十二」(12)にはまた、明和五年(一七六八)九月十三

日に、奈多浦浜山のうち一五万坪が東長寺に寄進されたとみえる。「宝永分限帳」には寺領三百石、「文化分限帳」には寺領三百石・合力米二〇石、「天保分限帳」には寺領三百石・合力米二〇石・切米四石二斗二人扶持(掃除の者二人)、「安政分限帳」には寺領三百石と表出する(13)。

「(9)寺史」のうち、「東長寺縁起」(資料番号八九四)は、先の『収蔵品目録』解説で述べられたとおり、天延四年(九七六)の実尊による縁起の写とみられるが、実尊については明らかにできない。「筑前博多津南岳山東長寺由来記録」(資料番号八九八)は、『続風土記』等の東長寺関係記事に「亮源曰……」として東長寺四三世住持亮源の見識を加えたものである。「筑前侯御由緒記」(資料番号九〇一)は、黒田家と高野山正智院との関係を記し、東長寺三五世住持快周にも触れる。これは正智院三六代院主凌空による寛延四年(一七五二・宝暦元)の記録を同院三九代院主乗如が整理再記したものを書写し、文化一二年六月に高野山から帰国した金剛院仲之坊の僧に託して、正智院から送付されたという(14)。

「(10)文学」には、漢籍の注釈書、国書、仮名文学の版本や写本のほか、和歌、連歌、漢詩等の作品がある。

「綱輪天満宮奉納和歌」(資料番号九〇六)は、宝暦一三年五月一六日に呉服町居住の表具師善七が仕立てたという裏書があり、箱の蓋書によると綱輪天満宮に奉納されたものである。同宮神宮寺梅松寺成就院が東長寺末であったことから、東長寺にこの折帖が伝来したのではないかと推察される。

「賦何路連歌」(資料番号九〇三・一)は、『拾遺』に「連歌一軸(慶長七年の物なり、中に如水公の御句あり)」と記述されたもので、棚町知弥「黒田如水の連歌―近世太宰府天満宮連歌史(三)―」(15)、川添昭二・棚町知弥・島津忠夫編『太宰府天満宮連歌史 資料と研究 III』(16)に翻刻が収録されている。

「美作道日記・奥州塩竈記・有芳庵記」(資料番号九〇四)は、西山宗因によるもので、特別展覧会「宗因から芭蕉へ」八代市立博物館会場に出品のうえ(17)、同展図録『西山宗因生誕四百年記念 宗因から芭蕉へ』(18)に掲出され、西山宗因全集編集委員会編『西山宗因全集四 紀行・評点・書簡編』(19)、熊本県立大学日本語日本文学研究室編『熊本文化研究叢書4 西山宗因資料集』(20)に影印・翻刻・解題が収録されている。

「(11)人事」には、仁和寺から東長寺宛文書として僧綱(律師・少僧都・大僧都・

法印)任命、色衣免許、院室(恵命院)兼帯免許の御室宮令旨や、東長寺住持職任命の在庁奉書、筑前国惣録職の相続勤務を命じた在庁朱印達等がある。

東長寺から仁和寺宛文書の控として、吉祥院や大乘寺など仁和寺末寺の住持職任命、院室兼帯免許、色衣免許に関する文書や、香炉等品物の礼状等がある。また、安永五年(一七七六)に東長寺四〇世住持鳳岸が惣録職として序を記した「密宗僧名簿」(資料番号一〇四九)があり、これと同類の名簿が複数みられる。

なお、「(11)人事」のうち資料番号一二四六〜一三九七は、会計関係の資料である。東長寺納所が出納した諸品の書上や請求・領収書類、出入りした日雇人への金銭貸与に関する文書のほか、前述の宝洲に係る金銭出納帳(資料番号一二九六)や請求・領収書類がある。

〔12〕「寺社日記」には、東長寺住持の灌頂や遷化の記録のほか、前述のとおり高野山に会下した宝洲の日記(資料番号一四〇四、他)等がある。なお、宝洲による記録は「2 近代史料」の「(12)日記」にも記される。

〔13〕「宗門改・檀家」には、切支丹禁制条々に対して東長寺等触頭格寺院が藩に提出した請文の控(資料番号一四一八、他)や、東長寺の弟子となる僧侶および榊田社家の家族・奉公人の宗旨受払い関係の文書がある。

〔14〕「寄附」には、実山宗有(立花重根)が江龍院殿供養料として東長寺に米を納めた寄進状(資料番号一四四四)、仁和寺から東長寺への挑灯寄附に関する書状(資料番号一四四七)、東長寺から仁和寺への進物に対する礼状(資料番号一四四五、一四五六)のほか、天保四年(一八三三)の弘法大師一千年忌法会のための「寄進簿」(資料番号一四五〇)等がある。

〔15〕「榊田社」には、榊田社神宮寺神護寺が東長寺末であり、東長寺が座主として榊田社に關与したこと―資料上「一社中座主支配」(資料番号一四九三)と表出する―によって生じた資料がある。榊田社から東長寺宛の文書は、神道裁許頂戴の報告および誓詞、受領銀の請取等がある。東長寺が宗旨改奉行や宗旨判元等と授受したものは、榊田社々家の宗旨受払い関係文書があり、東長寺が社家・月行司・藩等と授受したものの多くは榊田社の遷宮関係文書である。なかには、榊田社家から藩への願書に東長寺が奥書を加えた文書の控(資料番号一五一九、他)がある。

なお、榊田社に所蔵される文書は「榊田神社文書」として、当館でマイクロ

フィルムによって収集させていただいた。とりわけ、江戸時代の文書は主に『平成13年度 古文書資料目録7』と『平成15年度古文書資料目録9』とに収録したので、併せて利用されたい。

以上、本『古文書資料目録19』に収録した小項目ごとに説明を加え、特徴的な資料に触れた。「(16)戒壇院」以降の目録は、今後『古文書資料目録』に掲載していく予定であるが、「I 『収蔵品目録』収録資料」のマイクロフィルムは全て、利用者提供を開始する。当館文書資料室に備え付けの「東長寺文書マイクロフィルム索引簿」によって検索の上、利用されたい。

註

(1)伊東尾四郎校訂『筑前国統風土記』文献出版、一九八八年。一九四三年初版。
(2)川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『筑前国統風土記附録』文献出版、一九七七年。

(3)福岡市教育委員会、一九九三年。

(4)『密教大辞典(増訂版)』6『法蔵館、一九六九年)付録「略字略名表」によつた。

(5)広渡正利・福岡古文書を読む会校訂『筑前国統風土記拾遺』文献出版、一九九三年。

(6)広渡正利「福岡藩の寺社支配の一考察」(『福岡県史 近世研究編 福岡藩(三)』一九八七年)二六二頁では、明治五年の「筑前国本末寺院記録」(福岡県立図書館所蔵)によると「真言宗は仁和寺を本山とし、中本山は東長寺・大乘寺・龍華院・鎮国寺・大悲王院の五か寺で、夫々に二〜五か寺の末寺をもち、うち、東長寺・大乘寺・大悲王院は触頭であった。この外に仁和寺の直末寺七か寺があった」と述べられる。

(7)広渡正利「大乘寺跡」、井上精三「大乘寺芝居」(『福岡県百科事典』西日本新聞社、一九八二年)。

(8)山本信吉編『高野山正智院経蔵史料集成 一 正智院文書』(吉川弘文館、二〇〇四年)「第一部 正智院の歴史と正智院文書の概要」。

(9)『福岡県史 通史編 福岡藩 文化(上)』(一九九三年)六二八〜六三六頁。寺院の所蔵品の移動に言及した近年の研究として、水野哲雄「平成二二年度福

- 岡市指定文化財の紹介―入定寺所蔵絹本着色不動明王二童子像・愛染明王像―（『ふるさとの自然と歴史』三四二、二〇一一年）。守友隆「福岡荒戸山東照宮についての一考察―福岡藩における東照大権現（徳川家康）信仰―」（『福岡地方史研究』五一、二〇一三年）等がある。
- （10）『福岡市博物館研究紀要』二〇、二〇一〇年。
- （11）高野山の聖教類および高野版については、水原堯栄『高野版の研究』（上弦書洞、一九二二年。後に中川善教編『水原堯栄全集 一』（同朋舎出版、一九八一年）に収録）、前掲註（8）『高野山正智院経蔵史料集成 一』および山本信吉編『高野山正智院経蔵史料集成 二 正智院聖教目録 上巻』（吉川弘文館、二〇〇六年）、同編『高野山正智院経蔵史料集成 三 正智院聖教目録 下巻』（吉川弘文館、二〇〇七年）、山本信吉『古典籍が語る―書物の文化史―』（八木書店、二〇〇四年）、同著『貴重典籍・聖教の研究』（吉川弘文館、二〇一三年）に学ぶところが大きい。
- （12）川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂黒田家譜 四』文献出版、一九八二年。
- （13）分限帳はいずれも福岡地方史研究編『福岡藩分限帳集成』（海鳥社、一九九九年）所収。
- （14）正智院主については、前掲註（11）『高野山正智院経蔵史料集成 三』附録「正智院歴代院主略譜」による。
- （15）『近世文芸資料と考証』五、一九六六年。
- （16）太宰府天満宮文化研究所、一九八六年。
- （17）会期は二〇〇六年四月二一日～五月二八日。
- （18）八木書店、二〇〇五年。
- （19）八木書店、二〇〇六年。
- （20）熊本県立大学日本語日本文学研究室、二〇〇七年。

〈資料内訳〉

I	『収蔵品目録』収録資料	三、六一七件
1	近世史料	二、一九六件
(1)	幕府	六九件一〇一点
(2)	本寺	一〇件一〇点
(3)	末寺	二六件二七点
(4)	法事	二六八件三〇九点
(5)	造営	二〇件二〇点
(6)	教義	二六三件二六六点
(7)	儀式	二二八件二二九点
(8)	寺領	九件一〇点
(9)	寺史	八件八点
(10)	文学	四三件四四点
(11)	人事	四五三件六五八点
(12)	寺社日記	一八件二〇点
(13)	宗門改・檀家	二八件四七点
(14)	寄附	二一件二三点
(15)	櫛田社	二〇五件二一七点
	* 以上、本『古文書資料目録19』に掲載	
(16)	戒壇院	一九二件
(17)	寺内行政	一五件
(18)	他寺・他社	三五件
(19)	雑	二八五件
2	近代史料	一、四二一件
	* 小項目は省略	
II	『収蔵品目録』未収録資料	三、一六件
	* 中項目・小項目は省略	

〈総計〉 三、九三三件

マイクロフィルム収集資料二 西村光博資料

(所有者)西村 光博(てるひろ)

〈解説〉

現在、西村光博家には、書状、系図、西村家家人の命日を書き上げた書冊、以上三点の資料が伝来している。当館ではこれらの資料をマイクロフィルムに撮影し、公開することとした。

1 西村氏について

本資料群の西村氏は、「系図」(資料番号二)によれば西村良慶に始まる。

良慶以前は、系図に記載がないため不詳であるが、良慶は、慶長六年(一六〇一)に亡くなっていることから、一五〇〇年代後半に生まれていたと考えられる。居住地については、初代・良慶から六代・藤右衛門義治まで「博多浜口町中番東側」(現、博多区下呉服町辺)であったことが記されている。三代・善右衛門は、鶴田惣右衛門重雄宗悦の娘を嫁にし、宗悦の子、後の九右衛門(四代目)を養子にして西村家を継がせた。この「系図」によれば、鶴田氏は松浦党の一族で、九右衛門の三代前にあたる鶴田越前守は、肥前岩屋獅子城(現、唐津市厳木町)の城主であったという。鶴田宗悦(寛永元年(一六二四)没)の代から、博多に入り商いを始めたとされる。同様の説明が「鶴田伝」(『石城志』巻之十一)にもあり、これは「西村氏も此家より出たり」と記されている。また、『博多津要録』の寛文六年(一六六六)の黒田忠之十三回忌の記事に、西村藤右衛門、西村増右衛門、西村新左衛門の三名の名が確認できる。

この三名中、西村藤右衛門と同一と考えられる人物が、「系図」で確認でき、本資料群を所有する西村氏は、この三名のうちの西村藤右衛門に繋がる系譜と考えられる。他の二名、増右衛門、新左衛門の名は、この「系図」においては確認できないが、西村増右衛門のみは、現在、筑紫野市において西村織物株式会社を経営する同社会長・西村悦夫氏の先祖にあたることが確認できた。同社のホームページ

で、その祖は、「松浦藩の豪族であった西村増右衛門道哲」であり、同じく「豪族の鶴田惣右衛門宗悦と共に」、天正五年(一五七七)に博多に入ったと記されている。本資料群の西村藤右衛門家と、西村増右衛門家は、西村良慶以前の代で何らかの繋がりがあったのではないかと推測するが、現段階では不詳である。

2 資料の概要

本資料群は次の三点からなる。

まず、伊藤小左衛門から西村九右衛門に宛てられた「書状」(資料番号一)である。当館が購入した「伊藤小左衛門文書」の書状七点(『平成8年度 古文書資料目録2』280頁掲載)の中にも、西村九右衛門宛のものが四点含まれる。本資料の書状と筆跡は同じであり、内容も同様に雲の銚鉄取引に関するものである。

「系図」(資料番号二)は、次に説明する三つの部分から成る。最初の「家系題辞并戒諭子孫」の部分には、系図の説明や子孫に伝えるべき信条が一条にわたって書かれている。作成は、寛保二年(一七四二)正月、西村藤右衛門敬直ら三名による。作成の経緯についても記載があり、本系図を子孫に書き継いでもらいたいこと、また紛失を考慮したうえで「三所」で各々一冊ずつ持ち合うことにした、などが書かれている。「三所」とは、系図に連署されている西村藤右衛門敬直、西村藤作重威、西村文助貴恒の三名のことである。二番目の部分には、西村家の系譜が記され、最後の三番目の部分には「母族伝」と題された西村家に嫁した女性の実家が書上げられている。

「命日書上帳」(資料番号三)は、既出の慶長六年に亡くなった、本資料西村家の初代・西村良慶から昭和前期までの西村家家人の命日を、日毎に書き上げたものである。

※参考文献

津田元願共著『石城志』(九州公論社 一九七七)

原田安信撰『博多津要録』(西日本文化協会 一九七五)

武野要子「系割符史料の研究」『記念論文集』

(九州大学九州文化史研究所 一九六一)

「織屋にしむらの歴史 興り」<http://www.oriya-nishimura.co.jp/company/>

〈資料内訳〉

1	書状	一件	一点
2	系図	一件	一点
3	命日書上帳	一件	一点
	命日書上帳	三件	三点
	〈総計〉	三件	三点

購入資料一 筑前国若杉山石井坊文書

〈解説〉

1 石井坊について

石井坊は若杉山(標高六八一メートル、福岡県篠栗町)の山麓にある僧坊で、寺号を延年寺と称した。近世、石井坊は龍門山(宝満山)宝仲寺の配下であり、表糟屋屋郡・宗像郡下の龍門山派修験寺院の触頭を務めてきた。また表糟屋郡の郡宗廟である若杉山太祖宮の宮司別当として社務を掌っている。太祖宮の上宮は若杉山の山頂にあるが、下宮は山麓にあり、石井坊の北西五〇〇メートルほどの所に位置している。

縁起によると、石井坊は福岡藩主黒田長政が龍門山亀石坊有弁に命じて再興させた僧坊で、石井坊では有弁を「中興開山」とする。その後、十代賢宥の代で明治時代を迎え、神仏分離政策による社僧の廃止に伴い還俗することとなった。

なお、石井坊所蔵資料に関しては、一九八五年福岡県立図書館により、「石井坊文書」の標題で目録が作成されている。当館で購入した資料と比較したところ、目録掲載の資料とは重複していないと判断できた。

2 資料の内容

僧坊の役割を示す資料として、寄進および祈祷に関する資料があげられる。寄進は、若杉山太祖宮に対するものである。「太祖宮御寄進覚簿」(資料番号六・一)は、貞享四年(二六八七)の若杉村助十郎による「下宮三十六哥仙一座」奉納の記述から始まり、福岡藩四代目藩主黒田綱政による元禄十三年(一七〇〇)の石鳥居建立、同十六年の上宮宝殿・拝殿再建などが記されている。寄進者のなかには博多宗旦町や呉服町・立町などの商人と思われる人名もみられるが、多くは若杉村や篠栗・須江・宇美など表糟屋郡の村人である。奉納物には金幣・石灯笼・仏具、旗や請雨祈願成就のための杉苗、座敷畳表替や瓦葺替など様々あり、神事執行や建物の維持管理が郡中村々に支えられていたことがわかる。

「年中御祈祷其外一切記録」(資料番号八・一)には、近世後期から明治初年に

かけて、太祖宮で執行された祈祷内容が記されている。請雨・治風防火・豊年・蝗退散・牛馬病防除など、村の生計維持のために祈祷が行われている。祈祷に先立ち、福岡藩の郡代から石井坊に宛てて、太祖宮に執行を申し入れるよう達書が出されている。

僧坊の経済について窺える資料には、「年々諸事記録」(資料番号九・一)があり、村人に対して金貸しを行っていたことがわかる。「表粕屋郡若杉村寺分田畠名寄セ帳」(資料番号一〇)は、若杉村の田畑面積に続いて、石井坊の所持する田畑三反六畝余の内訳が一筆ごとに記されている。

次に、史跡保存関係の資料があげられる。これらは、十一代環氏の関わった事業で、環氏は発起人や協賛人、副会長といった肩書きで登場する。環氏の経歴については、令息真雄氏提出の履歴書によると断つたうえで、合屋武城氏が著書『筑前若杉郷土誌』に紹介している。これによると、環氏は若杉小学校に教鞭をとったのち、輜重輸卒隊長として日清戦争に従事、帰国後九州生命保険会社に入社した。大正四年(一九一五)二月より産業組合関係事業に従事し、若杉購売組合の活動に尽力し、昭和三年には勢門村村長に就任している。

「石井坊史蹟保存会協賛芳名録」(資料番号一三・一)は、昭和五年三月福岡県の序文のもと、由緒ある仏像と著名の庭園を保存するという趣旨で協賛者を募ったものである。協賛者には、九州大学や西南学院の教授、鞍手中学校長、郡下尋常小学校長など教育関係者、福岡県議や参事会員、郡下各村長や箱崎警察署長、福岡郵便局長など政官関係者の名、また吉塚運送株式会社、糟屋新聞社がみられる。

〈資料内訳〉

1 由緒・縁起	二件	二点
2 修法	三件	四点
3 寄進・祈祷	三件	二三点
4 諸記録	二件	八点
5 史蹟保存関係	五件	一九点
6 書状	一件	一点

〈総計〉 一六件 五七点

購入資料二 八女郡岡山村役場文書

〈解説〉

本資料は、明治三十三年(一九〇〇)から昭和六年(一九三一)にかけて八女郡岡山村役場で作成されたとみられる、簿冊一六点から成る。

岡山村は、前津村・長浜村・室岡村・今福村・亀甲村・蒲原村・立野村・前古賀村・鵜池村の九カ村を合併して明治二二年に成立し、旧村名を大字名とし、はじめ上妻郡、同二九年から八女郡に属した。村役場は鵜池に設けられ、明治四四年村会議事録(資料番号六)によると、同年一月七日に大字鵜池字龍崩の役場道敷地用地買収に関する議案が提出された。大正二二年(一九二三)三月発行『岡山村誌』(八女市立図書館蔵)の付図「八女郡岡山村全図」によっても、役場の所在地を知ることができる。昭和二九年、岡山村のうち大字前津・同長浜は羽犬塚町等と合併して筑後市となり、現在に至る。その他の大字は福島町等と合併し、筑後福島市となって直ちに八女市に改称し、現在に至る。

本資料のうち、一五点は平成一六年(二〇〇四)度に、一点は同二二年度に古書店より購入したものである。いずれも岡山村役場で作成されたと考えられることから、本目録ではこれらを合わせて一つの資料群とみなし、本来の資料群構造の復元を目指した。なお、収集時の秩序を再現できるよう、平成一六年度収集分は整理番号に a、平成二二年度収集分は整理番号に b を付した。本解説では、本資料の伝来経緯を知る上で参考になる関連資料および複製本に関する情報を、断片的ながら示しておきたい。

1 関連資料

まず、岡山村役場における文書保管に関する資料である。福岡共同公文書館蔵特定歴史公文書(市町村文書)「旧岡山村有財産配分関係綴」(昭和三十一年、筑後市総務課作成)に綴られた、旧岡山村有財産評価委員会(昭和三十一年一月一日、於岡山小学校)の記録によると、岡山村役場の敷地に、昭和一九年一〇月に設置された「書類倉庫」があった。その構造は煉瓦造モルタル造の木造粘土瓦屋根、広さ

は三坪。この書類倉庫は、役場で作成・収受された文書の保管場所の一つであったと推察される。昭和二九年筑後市・八女市成立後、同三一年になって、書類倉庫は旧岡山村有財産評価委員会が決定した評価額に基づき、処分されることになった。

次に、筑後市・八女市成立後の、旧岡山村役場文書の利用に関する資料である。前掲「旧岡山村有財産配分関係綴」に綴られた、旧岡山村有財産評価委員会(昭和三十一年四月九日、於筑後市役所小会議室)の記録に、ある事案に関する市民課長補佐の記憶について「旧岡山村 義会書類を調査されたい」との意見が記述されている。ここで調査対象とされた「旧岡山村 義会書類」は、本資料中の村会議事録に類するものとみてよいであろう。旧岡山村役場文書は、昭和三十一年四月時点では、必要に応じて利用されていたと言える。

最後に、筑後市・八女市成立後の、旧岡山村役場文書の移動に関する資料である。八女市立図書館には、『岡山村是』第一回(明治三十一年)・第二回(同四一年)がともに複数所蔵される。『岡山村是』第二回のうち一冊(資料番号10489010)は、表紙に「岡山村是」と墨書があり、緒言は謄写版等、本文は「岡山村役場」罫紙に墨書等、麻紐で綴じられた簿冊である。この表紙や「岡山村役場」罫紙は本資料に使用されたものと同じで、これに記入された訂正は『岡山村是』第二回の刊本に反映されている。よって、これは村是作成のため岡山村役場に置かれた岡山村委員(村長・調査主任書記・調査委員書記・各部署員で構成)で作成された、『岡山村是』第二回の案・原稿とみられる。

なお、『岡山村是』第二回の刊本二冊の表紙と見返に、朱文方印「福岡県八女郡岡山村役場印」がある。うち一冊(資料番号10488384)の一頁に、「昭和32年11月4日八女市役所より寄贈」「八女図書館 登録番号8836 昭和32年11月4日」というスタンプがある。よって、これは岡山村役場から八女市役所へ移り、その後同市立図書館へ移ったと判明する。

2 複製本

本資料全一六点の複製本が福岡県立図書館に、本資料のうち一五点の複製本が筑後市立図書館と八女市立図書館に各々所蔵される。いずれの複製本も製本様式

や題箋、解綴して複製したか否かなど状態は同じで、受入時期は昭和六〇年から翌六一年にかけてである。こうした状況から、各館蔵の複製本は一括して作成されたのではないかと推察される。

岡山村役場文書複製本の題箋には、資料名のほか「原本護持鶴久二郎」などと原本の所在が示されている。鶴久二郎氏（一九〇二—一九九六）は、古文書等資料を収集し、資料紹介・論文の執筆や古文書の復刻出版など、筑後地域の歴史研究の推進に寄与された人物として知られる。鶴久氏については、古賀幸雄「鶴久二郎さんをしのんで」（『久留米郷土研究会誌』二六、一九九八年）、同「先賢小考③ 鶴久二郎氏」（『地方史ふくおか』一一五、二〇〇二年）などに詳しい。昭和五一年度の福岡県古文書等所在確認調査では、鶴久氏収集資料は「鶴久二郎文庫」と称され、「諸家の収集文書で莫大な数量に達する。現在整理中」と記述される。福岡県古文書等所在確認調査報告書『福岡県文化会館、一九七七年』。また、首藤卓茂「収集家・鶴久二郎」（『ふるほん福岡』二、福岡市古書籍商組合、二〇〇四年）に、「昭和五十八年からは筑後を中心とした郡市町村是や統計書（県立図書館蔵本では四七種にのぼる）など」鶴久氏が資料の出版を進められたという、特に岡山村役場文書複製本の作成経緯を考える上でも注目すべき指摘がある。

併せて、岡山村役場文書複製本と同様の製本様式で作成され、同様の題箋を付された複製本が他にも存在する。県立図書館や当館が所蔵する『明治十年 福岡県布達 甲』『明治十一年 福岡県布達』といった福岡県布達の複製本、筑後市立図書館が所蔵する複製本『町村是郡是 調査実践録』等である。これらのなかには原表紙に「鶴久文庫」という墨書、一丁目に「鶴久箕南」という方印がみられるものがあり、その原本を鶴久氏が所蔵されたことが明らかである。これらの受入時期は岡山村役場文書複製本とほぼ同じであることから、「原本護持鶴久二郎」という題箋を付した複製本は、一括して作成された複製本群とみてよいように思われる。そうすると、これらの原本が同じ資料群、すなわち鶴久文庫（箕南文庫）に所在したというのも十分に考えられる。

ところで、本資料の各表紙に売立札とみられる貼紙（天に赤色角立井筒を印刷）を大部分は剝した跡ながら確認できる。県立・筑後市立・八女市立各図書館蔵複製本の原表紙にも、同じ貼紙跡がみられる。よって、複製本作成以前に原本が古書店等を経たと判明する。

なお、明治四四年村会議事録は、前述のとおり本資料中唯一別ルートで収集した資料であり、本資料中唯一表紙に貼紙跡は認められない。これについては、県立図書館蔵複製本によって原表紙に貼紙の一部を確認できた。複製本作成後から当館が収集する間に、貼紙跡が取り除かれたと考えられる。明治四四年村会議事録は、本資料中唯一、筑後市立・八女市立両図書館に複製本が所蔵されないことも併せて、その伝来経緯には検討の余地を残す。

3 目録編成

本資料は、「1 辞令」「2 庶務」「3 議会」に分類した。

「1 人事」には、明治三四年から昭和六年の「辞令原簿」（資料番号一）一点がある。これは表紙に「第壹種」「永久」と墨書があり、文書分類上第一種の永久保存文書であったと分かる。役場職員の任免関係を主として、毎月の俸金や年末賞与金、出張などに係る文書が綴られている。岡山村農会や岡山尋常高等小学校、岡山公民学校などの人事に係る文書も合わせて綴られている。

「2 庶務」には、明治三九年から四三年の「庶務事蹟留」（資料番号二）一点がある。これは表紙に「第一種」と墨書があり、文書分類上第一種であったと分かる。業務処理上の起案・決裁文書や供覧文書等を主として、関連した福岡県や八女郡役所などからの收受文書等が綴られている。これらのうち「昭和元年年末賞与」と昭和四年一月二十九日付「事務分掌」によって、昭和初期の岡山村役場の人員構成と事務分掌を、後掲のとおり知ることができる。

「3 議会」には、明治三三年から四〇年までと同四四年から大正一〇年まで、一九カ年分の村会議事録類一四点がある。明治三五年から四〇年までの六カ年分は一冊（資料番号五）に合綴されている。なかには表紙に「第二係」と記されたものが二点（資料番号四、五）あり、明治四四年以降の表紙にはすべて「第一種」と記されている。村会は事務分掌上第二係の担当で、議事録は文書分類上第一種に分類されたと分かる。

本資料によって、明治三三年から昭和六年の岡山村の村長等要職者や役場人員構成、事務分掌、事務手続、役場で取扱われた事案等を具体的に知ることができ。なお、本資料の伝来経緯を考える上で、前に掲げた関連資料や複製本に関する断片的な情報を整合的に捉えられるよう、更なる補完資料を待ちたい。

昭和初期の岡山村役場人員構成

収入役(一人)

第一係主任(一人)

農商務・土木主任、兵事・学務・地理・税務兼務(一人)

書記(五人)
 税務主任、庶務・地理・農商務兼務(一人)

地理主任、税務兼務(一人)

第一係勤務、第二係兼務(一人)

雇書記(一人)——第一係勤務(一人)

使丁(二人)

〈資料内訳〉

1	人事	一件	一点
2	庶務	一件	一点
3	議会	一四件	一四点
	〈総計〉	一六件	一六点

購入資料三 博多店運上銀免札

〈解説〉

本資料は博多の商店に課された店運上銀が記載された免札である。免札とは許可証のことであり、本資料は職種ごとに一定の運上銀を上納することによって営業を許可されたことを証明する営業許可証である。幕末の博多の店運上銀については、「店運上帳」（榎田神社所蔵）が残されており、本資料はその記述を傍証するものである。

本資料は三点ともに木版墨摺による記載部分と墨書による記載部分があり、墨摺部分は表題の「免札」の他、「貸札停止」、「運上銀」、「四月十月両度上納」、「御町役所」の文字が記されている。免札を発給された者の名前、商売の内容、運上銀額、及び年月日はそれぞれ墨書で記されている。『石城遺聞』によれば、店運上は春と秋の両度上納されたと記されており、店運上銀は、各町の年寄が徴収して年行司役場へ納めた後、年行司が博多津中分を取り纏めて町役所へ納める仕組みとなっていた。

免札を発給された者の住所は三点ともに「博多土居町下」となっており、名前はそれぞれ「麴屋藤七」（資料番号一）、「麴屋与平」（資料番号二）、「善三」（資料番号三）となっている。「麴屋藤七」は運上銀十匁で「石見石水棚并板石かつら石細工石」の商売を、「麴屋与平」は運上銀三十匁で「麴室」の商売を、「善三」は運上銀五匁で「髪結床」の商売をそれぞれ許可されている。三点ともに年月日は「慶応元年丑十月」となっている。この記述は前述した「店運上帳」の記載とも一致している。

免札に見える「麴屋藤七」及び「麴屋与平」の名から、本資料が当館所蔵資料の「新島家文書」（『平成22年度古文書資料目録16』所収）が伝存した新島家に関する資料であることが分かる。新島家の藤七及び与平は「糶屋」の屋号で糶室や材木屋、石屋の経営を行っており、町年寄などを務めた人物である。また、博多の西部に位置する土居流の町役人である年寄が延享三年（一七四六）から慶応二年（一八六六）にかけて書き継いだ記録である「土居流記録」（『平成24年度古文書

資料目録18』所収）も当館所蔵であり、同じく新島家に伝来したものと考えられる。

「新島家文書」は、三五三点からなる資料群であり、年代は享保期から昭和一九年までに及ぶ。新島家は博多土居町下（明治七年以降は下土居町、現、博多区綱場町・下川端町）に在住していた。新島家文書の中には系図類が残されていないが、「御達」（新島家文書所収。資料番号三七）に「博多土居町下 麴屋藤七、倅与平」とあることから、与平が藤七の息子であることが分かっている。藤七は天保一四年（一八四三）に糶屋惣代の一員として糶屋商売をしていた。新島家は「糶屋」の屋号で糶室だけでなく材木屋や石屋の経営も行っていたが、「店運上帳」に記載されたそれぞれの運上銀を比較すると、石屋経営の運上銀は一〇匁、糶室経営の運上銀は三〇匁であるのに比べて、材木屋経営の運上銀は二〇〇匁であり、幕末頃の新島家の「糶屋」としての経営は材木屋が主であったと考えられる。

本資料は、こうした新島家の商業活動の一端を知ることができる好個の資料であり、当館に所蔵されている一連の新島家に関する資料群の一部をなすものと位置づけられる。

〈資料内訳〉

免札 ………………三件 三点

購入資料四 その他購入資料

〈解題〉

本資料は、明治期から昭和期までに主に福岡で刊行された刊本・版本類である。

なお、福岡日日新聞社発行及び福岡日日新聞合資会社発行の『福岡日日新聞の概況並に創刊以来の沿革』（資料番号四三）、『福日の沿革と概要』（資料番号四四）、『博多築港記念博覧会記念出版 福岡市及附近めぐり』（資料番号四五）、『音楽の葉』（資料番号四六）、『福日宝鑑』（資料番号四七）及び福岡日日新聞のリーフレット（資料番号四八〜五〇）は一括された資料群であるが、それ以外の資料は全て個別に伝来した資料である。

本資料には、明治七年四月に出された家禄引換公債証書発行条例に関する福岡県布告（資料番号一）や、昭和三年四月に発行された現行福岡県学令類纂（資料番号一三）が含まれる。また、『川上児童楽劇園公演プログラム』（資料番号三六）の他、昭和前期の絵葉書やリーフレット類などの資料を含む。

〈資料内訳〉

版本・刊本等 …………… 五〇件 五〇点

マイクログフィルム収集資料一 高田茂廣収集資料(追加分高田小田文書)

(所有者)高田 睦、高田 靖

〈解説〉

1 高田茂廣収集資料について

本資料群(以下、高田小田文書)は、当館に寄贈されている高田茂廣収集資料(高田氏収集資料を改称)の追加分であり、小値賀島(長崎県北松浦郡小値賀町)の小田家に伝来していた文書群(総計一八〇五件二一八七点)である。

高田茂廣収集資料(以下、高田資料群)については、本館発行の『古文書資料目録14』(七頁)に解説を掲載しているため、ここでは簡単に述べる。

高田資料群は、海軍史研究者・高田茂廣氏(一九二八〜二〇〇九)が、その調査研究過程で収集した資料であり、高田氏から当館に寄贈された資料の総点数は、四五六九点で、本資料群を加えると六七五六点にのぼる。現在、当館に保管されている未整理の高田資料群を合わせると膨大な数になり、今年度以降も公開へ向けての準備を着実に進めていく方針である。

2 小値賀町歴史民俗資料館について

本資料群は、高田氏が福岡市内の古書店から購入したもので、一旦、小値賀町歴史民俗資料館(小値賀町笛吹、以下、資料館と略す)に寄託され、その後、当館に寄贈される他の高田資料群と一緒にするために、平成一三年に小値賀町から福岡市に移されたものである。

資料館は、旧小田家住宅を使用し、この住宅そのものが、景観資産「旧小田家住宅(主屋・土蔵・塀・庭園)と石畳道」として、小値賀町指定有形文化財の登録がなされている。さらに、高田小田文書と出所が同じと断定できる資料群が、「小田家文書一括」という形で小値賀町有形文化財の指定を受けている。

3 小田家文書の全体像について

小田家文書は、資料館において作成された『小田家文書目録』(一)、(二)、(三)

によれば、小値賀町の小田家から寄贈された文書群(以下、小値賀小田文書と略す)と、立正大学名誉教授・北原進氏が所有していた文書群(以下、北原小田文書)、高田茂廣氏が所有していた本資料群(高田小田文書)、以上の三つの文書群からなる。

小値賀小田文書は、小値賀島から出ることなく、資料館に寄贈された文書群である。資料館作成の目録によれば、一七〇九件からなる。

北原小田文書は、七七七件で、小値賀町が北原氏から購入した資料群である。

最後に、本資料群・高田小田文書である。高田小田文書は、一旦、高田氏より資料館に寄託されていたが、平成八年に当館が開館した後、高田氏が自身で収集した文書群を順次当館に寄贈する旨を申し出られ、高田小田文書も同様にこの意向を示されたため、平成一三年に資料館から当館に直接移された。捕鯨や新田開発関係を比較的多く含んでいる。

高田小田文書は、資料館に寄託されている時に、資料館の調査方法に則り、整理番号ラベルが貼付され、目録も作成されていた。資料館のラベルが確認できなかった資料については、備考欄にその旨を記載した。本解説の〈小値賀歴史民俗資料館・小田家文書分類〉からわかるように、資料館では三つの資料群からなる小田家文書の全体を通しての分類がおこなわれた。これは、現段階で把握できる全小田家文書を対象とした構造分析であり、当館の分類もそれに倣っている。本文書群の分類の詳細は本解説末〈資料内訳〉を参照されたい。

4 小値賀島・小田家について

『小値賀町郷土誌』(小値賀町教育委員会 一九七八)に収録されている「重利一世年代記」よれば、小値賀島の小田家は、老岐の小田伝兵衛重憲が貞享二年(一六八五)に小値賀島において、鯨組を組織したことに始まる。伝兵衛重憲は中通島魚目の中野喜左衛門と組み、捕鯨を始めた。元禄一〇年(一六九七)、重憲の子・小田八太郎は、小田伝兵衛重利に名を改め、家督を相続し小田家の商業資本の基礎を築いた。元禄一六年には小田伝次兵衛重利と名を改めた。

伝次兵衛重利(寛文一一年〜享保九年(一六七一〜一七二四))は、網取法による捕鯨を始め、さらに、海産物商、廻船業を営み、ここから得た資本を以て、新田開発に着手した。元禄一五年(一七〇二)に野久尾新田(野崎島)、宝永三年(一七

○六)にヘゴノ原新田(平戸)、正徳四年(一七一四)に針尾新田(佐世保)などを次々と開発し、莫大な土地を所有していった。さらに檀の栽培にも尽力した。

享保五年(二七二〇)には、真於胡(マオゴ、マフノリ、布海苔)を扱う「お(座)」を経営し、平島、美良島、納島産のオゴを取り扱った。とくに平島産は最上品として名高く、商標「久平のり」として大坂市場へ向けて販売されたという。

また、後に小田家の商業活動の主軸となる酒造業にも着手し、莫大な資本を蓄積した。このような経済活動を通して得られた利益を、平戸藩に献金し、苗字帯刀が許され、藩主から多数の品々が下賜されたという。享保二年(一七一七)には十人扶持となり、御用商人の地位は確固たるものとなった。

5 分類・内訳について

資料館においては、高田小田文書を含む小田家文書は、下記のように分類されていたため、当館でも高田小田文書をこの分類番号順に並べ、あらためてAで始まる整理番号を加えた。

資料館と当館における資料数には、隔たりがあるが、これは、当館においては枝番号(子番号)を付与して、「件数」「点数」の双方の数を出す点に起因しているところが大きい。当館の「件数」は資料館の「件数」とほぼ同義であるが、枝番号(子番号)を付与している分、「点数」が多くなっている。また、資料館では未整理で目録に掲載されていなかった一括の資料を、新たに整理し、Bで始まる番号を付して、本目録に加えたため、点数がさらに増加した。

とくに説明を要する資料として「御台所御注文書」(番号 v・2・2・5、画像検索番号 A 636)を上げる。これは海産物の品名や数量等を記した納品簿で、一六七丁からなる。この書冊のほぼ全ての丁の内側に、納品書や領収書等が記された切紙が、紙継りで結び付けられていた。このままでは内容が読み取れないため、当館で検討を重ねた結果、この丁の内側にあつた資料一点一点に、当館において枝番号を付与、調書を採取し、画像撮影を行った。こうして付与した枝番号は、二五一点になった。本目録一三二頁から始まるデータの最下段の枠は、その切紙等が入っていた丁を表している。

以上に加え、高田氏が生前自宅で保管している際に別の文書群から混入したと、自身が後で気づかれた資料等を差し引き、さらに、自宅に別置されていた資料に

Cで始まる番号を付して加えるなどすると、当館で確認できる高田小田文書は、計一八〇五件二一八七点となった。

〈小値賀歴史民俗資料館・小田家文書資料分類〉※

V・I・1 小田家文書

1 財産関係

1 土地・家屋関係

2 役職関係

3 漁事関係

4 外交

5 その他

2 海産物関係

1 捕鯨

2 鮑(海鼠漁)関係

3 採藻関係

4 鮪・鯉他(カマス・スルメ)

5 その他

3 新田関係

1 平戸地区(ヘゴノ原)

2 佐世保地区(指方・針尾)

3 小値賀・その他

4 醸造関係

1 小値賀酒場

2 紐差酒場

3 醤油関係

5 その他

※『小田家文書目録(二)』の分類区分と、「小値賀町歴史民俗資料館収蔵資料分類表」による。

※資料館では、例えば左のように番号を付与しているが、当目録では、紙幅の関

係で「1(一括)・1(小田家文書)」を省いて掲載した。

(例) V(文書・典籍資料)・1(一括資料)・1(小田家文書)・2(海産物関係)・1(捕鯨)・□(個々の資料番号) を当館では V(文書・典籍資料)・2(海産物関係)・1(捕鯨)・□(個々の資料番号) と表示した。

6 マイクロフィルム閲覧について

先に触れたように、高田小田文書は資料館の分類順に並べ、当館でマイクロフィルムに撮影し、閲覧に供するものである。撮影にあたっては、当館で新たに付した番号(A・B・C)の順としたため、本資料群の閲覧の際には、A、B、Cで始まる検索番号が必要になる。

閲覧する際は、マイクロフィルムのフィルムリール番号(MF資料番号)と、A、B、Cで始まる番号の二つで、フィルムの画像を検索することになる。

※参考文献

- ・『小値賀町郷土誌』(小値賀町教育委員会 昭和五三年)
- ・『小田家文書目録(一)―小値賀町歴史民俗資料館所蔵分―』(小値賀町歴史民俗資料館 平成一〇年八月二十九日作成)
- ・『小田家文書目録(二)―福岡市高田茂廣氏寄託分―』(小値賀町歴史民俗資料館 平成一〇年八月二十九日作成)
- ・『小田家文書目録(三)―北原進氏寄贈分―』(小値賀町歴史民俗資料館 平成一二年一〇月三十一日作成)

〈資料内訳〉

V	高田小田文書	
1	財産関係	四六二件
1	土地・家屋関係	四八六件
2	役職関係	
3	漁事関係	
4	外交	
5	その他	
2	海産物関係	三〇三件
1	捕鯨	三〇七点
2	鮑(海鼠漁)関係	
3	採藻関係	
4	鮪・鯉他(カマス・スルメ)	
5	その他	
3	新田関係	二七〇件
1	平戸地区(ヘゴノ原)	三一九点
2	佐世保地区(指方・針尾)	
3	小値賀・その他	
4	醸造関係	一一〇件
1	小値賀酒場	一二〇点
2	紐差酒場	
3	醤油関係	
5	その他	二五四件
		二八八点
6	V・2・2・5の枝番号	二五一点
7	B群	四〇二件
		四二二点
8	C群	四件
		四点
	〈総計〉	一八〇五件
		二二八七点

寄贈資料一 藤史明資料

(寄贈者)藤 史明

〈解説〉

1 吉浦家について

本資料群は、寄贈者の母方の実家である吉浦家に伝来した資料群であり、吉浦三英から吉浦三軌雄までに関わる近世後期から明治期までの年代の資料が残されている。「吉浦家系図」(資料番号一)によれば、吉浦氏は村上源氏赤松氏の系統であり、嘉吉の乱以後芸州広島郡の吉浦に住していたが、大内氏に仕官した則定の代に吉浦姓を名乗り始めたと伝えられる。その後則定の孫の満信の代に母方の叔父の鬼木氏に身を寄せ高祖(現、糸島市高祖)に住した。一時鬼木姓を名乗り原田氏に仕えたが、原田氏没落後の清則の代に吉浦姓に復して仕官せず、信元の代に中名島町(現、福岡市中央区天神)に移住したという。本資料群は、信元の孫に当たる三英に関わる資料(資料番号九〇三)から確認することができるが、資料群の中で本格的に資料が伝来し始めるのは三英の子の三省の代からである。先述の系図によれば、三省の父である三英は洲崎町で医業に従事していたが、寛政四年(二七九二)に亡くなったという。三省は、三英が亡くなった寛政四年に洲崎町で生まれたが、父の死後は母方の祖父である大塚喜太夫の下で育てられた。文化八年(一八一二)二〇歳の時に学問所指南加勢役見習を仰せつけられ、城代組に差加えられた。文化一四年二六歳の時には学問所指南加勢役となり、文政八年(一八二五)三四歳の時に江戸藩邸内の学問所詰方を命ぜられ、天保四年(一八三三)には学問所指南本役を仰せつけられている。吉浦家は三省の代に洲崎町から春吉袋町(現、中央区春吉)へ移住しており、三省の子の三明も文化九年(一八一二)に春吉袋町で生まれている。三明は父の跡役を継ぎ学問所本役となるが、継嗣がないまま明治九年(一八七六)に亡くなったため、三重が養子となった。しかし三重が明治一年に病で死去したため、三軌雄が養子となり吉浦家を継いだ。本資料群の中でも近代に作成された資料は主に三軌雄に関わる資料である。また、本資料群には

三明の弟の弘毅に関連する資料も伝来している。

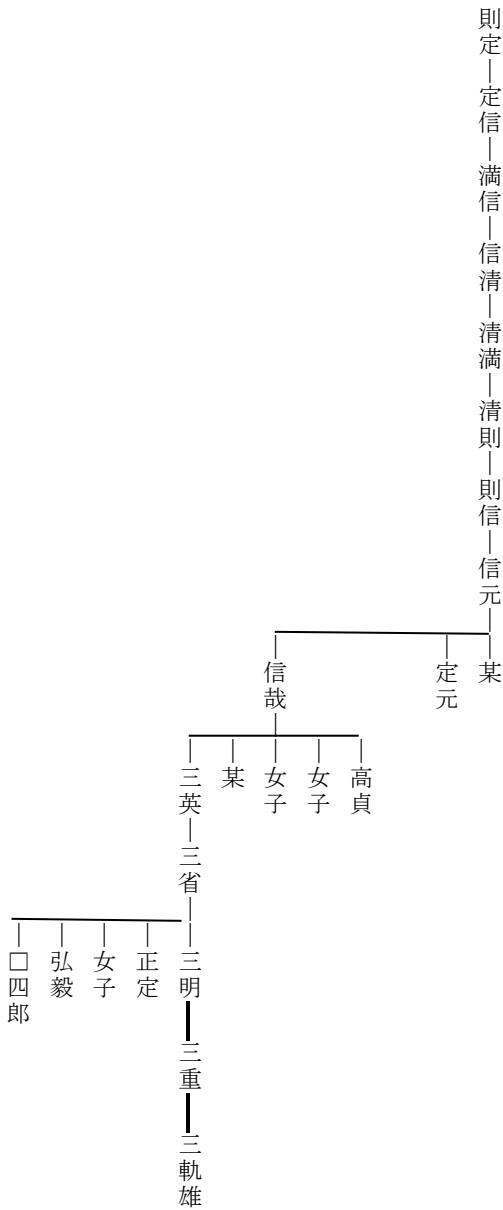
2 資料群の目録編成について

本資料群は「I 近世」「II 近代」「III 文芸」「IV その他」に大別される。「I 近世」は、「1 系図、由緒」「2 達、願書類」「3 日記、記録類」「4 学問所」「5 書状類」「6 長崎警備」「7 幕末情勢」に細分した。「1 系図、由緒」は、「吉浦家系図」(資料番号一)を中心に、三省(磯次郎)、三重の明細書などを配した。「2 達、願書類」は、三省(与太夫)、三明(十次郎)、弘毅(孫蔵)に発給された達と共に、彼らから出願された縁組等に関する願書類を配した。「4 日記、記録類」には三省(紫洲)が記した日記などを配し、特に学問所に関わる日記関係については、その他の学問所関係の資料と共に「5 学問所」に編成した。中でも「東都学問所日記」(資料番号六六、六七、六八)は、三省が江戸の福岡藩邸内にあった学問所の詰方を文政八年より命ぜられていた関係から記されたと考えられ、当時の江戸藩邸内学問所の様子について知ることのできる好個の資料である。その他書状類を「5 書状類」に配し、長崎警備関係資料を「6 長崎警備」に、幕末期の風聞関係を「7 幕末情勢」にそれぞれ配した。「II 近代」は、「1 達類」「2 金禄関係」「3 租税、上納関係」「4 辞令」「5 書簡類」に編成した。「1 達類」には三重の相続に関する達などを配し、「2 金禄関係」には金禄公債に関する資料を、「3 租税、上納関係」には主に地租金上納などに関わる資料を配した。「4 辞令」には小学七等訓導の職に就いた後、兵庫県巡查、九州鉄道株式会社となった三軌雄に対する辞令を配した。「5 書簡類」には主に三軌雄に関係する書簡類を配した。「III 文芸」については、上記「I 近世」「II 近代」とは別に、時代を区分せずに文芸関係の資料を編成し、「1 小笠原流関係」「2 写本、雑記類」「3 刊本」「4 漢詩、和歌」「5 書画、書跡類」に細分した。「1 小笠原流関係」は三省が仕官する以前の享和三年(一八〇三)から学んでいたことを知ることができ、小笠原流関係の資料を配した。その他黒田家譜や筑前国続風土記などを中心とした写本類を「2 写本、雑記類」に、近世後期から明治期にかけて刊行された刊本を「3 刊本」に配した。さらに漢詩や和歌を「4 漢詩、和歌」に、書画及び書跡類を「5 書画、書跡類」に配した。

〔資料内訳〕

I	近世	一二七件	一四一点
1	系図、由緒	五件	五点
2	達、願書類	二五件	二六点
3	日記、記録類	三五件	四〇点
4	学問所	六件	九点
5	書状類	一七件	一八点
6	長崎警備	四件	四点
7	幕末情勢	三五件	三九点
II	近代	二四三件	二五八点
1	達類	二件	五点
2	金祿関係	七件	七点
III	文芸
1	小笠原流関係
2	写本、雜記類
3	刊本
4	漢詩、和歌
5	書画、書跡類
IV	その他
3	租税、上納関係
4	辞令
5	書簡類
(総計)		一〇五三件	一二四二点

【吉浦氏略系図】



※「吉浦家系図」(資料番号一)及び個人蔵の系図をもとに作成

寄贈資料二 金山尚志資料(追加分)

(寄贈者) 金山 直陽

〈解題〉

本資料群は、『平成25年度古文書資料目録19』に掲載された金山尚志資料の追加分である。金山尚志(安政六年・明治四〇年(一八五九・一九〇七))は筑前国早良郡鳥飼村で生まれた。貴族院書記官、内務省参事官等を歴任し、明治三八年には大韓帝国に派遣されて統監府書記官となるが、同四〇年にソウルで死去した。

本資料群の目録編成については「1 系図類」「2 近世」「3 近代」「4 その他」に大別し、さらに「3 近代」については「(1) 金山尚志関係」と「(2) 金山小介等」に細分した。

資料群は主に金山尚志関係が多く伝来しており、中でも注目すべきは、『平成25年度古文書資料目録19』に所収されている日誌類の続ぎにあたる「華南日誌」(資料番号二一)である。この日誌は現存している金山尚志が残した日誌のうち最も年代が新しく、明治三九年元旦から七月一二日までの記述が残されている。また、金山尚志の出自である金山家の系譜や祖先の来歴が分かる江戸期の資料も伝存している。これらの資料は「1 系図類」及び「2 近世」に配した。「金山家系」(資料番号一)によれば、金山家は中津において黒田家に召し抱えられた後に姓を金山と改め、筑前入国に供して福岡に住居したという。

本資料群には、五代目の直行関係の資料が最も多く伝来しており、「明細書控」(資料番号三)によれば、文政七年(一八二四)に城代組に属し、切米八石三人扶持で御用所下書役を命じられている。その他、金山尚志の死後に金山家に伝来した近代の資料群については、「3 近代」の「(2) 金山小介等」に配した。なお、金山尚志の死後に作成された資料の中でも、追悼や遺族寄贈金など、尚志に関わる資料については「(1) 金山尚志関係」に編成した。

〈資料内訳〉

1 系図類	一五件	二六点
2 近世	五件	五点
3 近代	一二三件	三〇二点
(1) 金山尚志関係	一八七件	二二五点
(2) 金山小介等	三六件	七七点
4 その他	七件	七点
〈総計〉	二五〇件	三四〇点

購入資料一 糟屋郡萬屋商店資料(追加分)

〈解説〉

1 萬屋商店について

本資料は糟屋郡湊村(現、新宮町)で、「萬屋商店」を営んでいた堺氏に伝来したと考えられる古文書で、概ね文政年間(一八一八〜一八三〇)から明治二〇年代までの資料が含まれている。

本資料には年代の古い順に七右衛門、次平、萬七、豊三郎の名がみられる。

このうち、萬七の名は地価金を基準とした富裕度を番付で示した「糟屋全郡豪家一覧表」(明治一九年調、本目録「その他購入資料」資料番号五〇)に「関脇」として見えている。記載された五〇三名のうち、四本の指に入る位置づけで、萬七が相当の土地を所持していたことが窺える。

また、豊三郎については『福岡県官民肖像録』(深田豊市著、博進社、一九一三年)に肖像写真が掲載されている。併せて「本店」、「酒造部」の建物の写真も掲載されており、豊三郎の家族や従業員と思われる人物も写っている。『糟屋郡志』(名著出版、一九七二年)によると、萬屋商店は「堺枅」という銘柄の酒を製造しており、醤油醸造についても主なる醸造家として豊三郎の名があげられている。

尚、堺氏の古文書は『平成17年度古文書資料目録11』に掲載されている(購入資料「糟屋郡萬屋商店資料」)。その内容は大正時代から昭和一八年頃にかけての書簡類を中心としたもので、豊三郎宛のものも多数含まれている。本資料は書簡の住所等により、同じ堺家に伝来した資料であると考えられるため、今回追加分として掲載することとした。

このほか、『平成9年度古文書資料目録3』に「萬屋文書」が収録されているが、これは博多の中興堂町(現、博多区冷泉町)で「金盛」、「栄鶴」などの銘柄の酒を造っていた萬屋の古文書である。「萬屋文書」は福岡市歴史資料館を経て、現在福岡市博物館が所蔵しており、総合図書館ではマイクロフィルム収集資料として閲覧に供している。今回掲載する資料には、奥堂萬屋の当主堺惣(定平)から、湊村の萬屋七右衛門に宛てた古文書が含まれている。

堺惣平は、百道圭作が執筆し、実業家など五人を取り上げた記事「福岡五人男『博多萬屋組』記録」の初回から一六回までで事蹟やエピソードが紹介されている(昭和一〇年一月一日、三日〜一七日「商傑萬屋宗平伝」)。これによると、惣平は七右衛門の弟に当たり、七右衛門の勧めにより、博多興堂で酒造業を営んでいた吉見屋を引き継いだ。相続に当たり、惣平は屋号を「萬屋」とすること、惣平一代に限っては堺を名乗り、子の代からは吉見屋の姓である加野を名乗ることとした(二月一日付)。堺惣平については、草野真樹氏が「資料紹介」安川敬一郎著『事業略歴 附小訓』(『エネルギー史研究』二八、二〇一三年)において事蹟を述べている。

現存する資料において、堺姓と加野姓について異論を唱える材料は見当たらず、屋号についても、惣平から数えて四代目の宗三郎の代に当たる、大正九年度の状況を記す『福岡市商工人名録』(博多商業会議所、一九二二年)に「萬屋」とみえ、一貫して「萬屋」を名乗っていたようである。

惣平は、『石城遺聞 増補』(山崎藤四郎編、名著出版、一九七三年)に、慶応三年時「年行司上々席」に位置する商人として記載されている。連載には、「年行司格次」、「年行司格」を惣平に付与した内容の文書がそれぞれ写真版で掲載されている(二月一六日付)。「年行司格」を付与された卯五月付(安政二年、一八五五)の文書には、その理由として砲台築立、大砲鑄造において志があつたためとしている。

惣平の曾孫に当る加野宗三郎は、与謝野晶子や北原白秋らの文筆家、青木繁、富田溪仙らの画家と交友があり、雑餉限(現、博多区)に建てた洋館「環水荘」を接待の場としてサロンを形成していた。宗三郎にとつて、湊村の堺豊三郎は伯父に当り、宗三郎が豊三郎に宛てた書簡が『目録11』に含まれている(「糟屋郡萬屋商店資料」資料番号三、一二、三、四二、三、一一五、一五、一一、二〇、九)。

2 資料の内容

借入金証文を中心とする証書類と貢租の関係資料が大半を占めている。証書類では「御家中分」と記す紙片を括りつけた紙綴りで一括されていたものがある。これらは、糟屋郡内に給地を所持していた福岡藩士が萬屋宛に出した借金証文、および藩士の受け取るべき年貢を、借金相殺のため萬屋が村から直接受け取って

よいことを記した直津出証文などである。

証書類には、湊村の居住民の差し出した証文、新宮浦の証文、および湊村・新宮浦以外の証文がそれぞれ一括されていた。このうち、湊村・新宮浦以外の村々の証文は「諸方分」と記された紙片を括りつけた紙綴りで一括されていた。これら三つに分けられた資料を、「湊村」、「新宮浦」、「その他の村」として、年代順に配列した。「その他の村」には、大里(現、北九州市門司区)に置かれた長崎奉行出張所からの唐物の不正取引に関する問い合わせ(資料番号七五、七六)や、五島列島の宇久島(現、長崎県佐世保市宇久町)の町方頭取の差し出した借金証文(資料番号一〇二・一、一〇二)など、遠い地域の資料も含まれている。

借入金金の抵当物件には田畑、屋敷のほか、干賀(鱒)艇や漁船などが見られ、借入金金の名目としては、カタクチイワシをとるための「田作り網」の代金などが見られる。また、萬屋は村々に対しても貸付を行っていた。湊村の庄屋の差し出した借入金証文では、抵当として、福岡藩から賦課された面役の買取すなわち萬屋にとって面役の免除が見られる。

堺氏は複数の村に田畑を所持していたため、それらの村からの年貢米・諸上納金、地租・地券税等の請求書・領収証が伝来している。近世では村ごと、近代では大区小区制下の役場、聯合村下の役場など発給主体ごとに配列した。尚、備考欄に「中野」印あり、「界興」印あり、と記しているが、これらの印は領収金額部分に押されているもので、実務担当者の確認印と考えられる。時期が合致する場合、大小区名が記されていないことも、確認印から推測して配列した箇所がある。

尚、近世の貢租関係の資料は、購入時、紙綴り等によって四つの固まりに一括されていた。整理番号4、10、29、34番台に該当する。このうち、29は下和白村、34は三苦村の発給した文書であるが、4、10に関しては、多数の村のものが混在し、年代や内容についても特に関連性が見られないため、村ごとに分けて配列し、通し番号を振ることとした。

家業そのものについての資料は少なく、特に近世資料では金銭関係の帳簿や算用状等が伝来するのみである。奥堂萬屋との決済関係の資料に、大坂から輸送した品目を記す「大坂荷引合目録帳」(資料番号二七〇)があり、当時博多で求められていた品々がわかる。

〈資料内訳〉

I	証文	一一一件	一三〇点
1	御家中分	三六件	四四点
2	村方分		
	(1)湊村	二四件	二四点
	(2)新宮浦	一二件	一四点
	(3)その他の村	三九件	四八点
II	貢租	一五七件	一九二点
1	年貢・諸上納金		
	(1)請求書・受取証	五六件	八三点
	(2)帳簿	四件	四点
2	地租・地券税等		
	(1)請求書・領収証	九五件	一〇三点
	(2)土地売買関係	二件	二点
III	家業	五三件	七九点
1	金銭算用		
	(1)奥堂萬屋 展	九件	一点
	(2)その他	一二件	一三点
2	質屋営業		
	(1)質物・質札	九件	二九点
	(2)営業規約	五件	五点
	(3)通達簿	五件	五点
3	煙草小売	一〇件	一三点
4	醤油営業	二件	二点
5	荷車営業	一件	一点
IV	組合	三件	三点
V	その他	三件	三点
	三二七件	四〇七点

〈総計〉

購入資料二 博多・松尾家文書

〈解説〉

1 本資料について

博多・洲崎町上(現、博多区須崎町)の「幸屋」松尾家に伝来したと考えられる資料であり、卷子五卷(資料番号一〇五)と印刷物一冊(資料番号六)からなる。資料の大半が、福岡藩から「博多洲崎町上 松尾又次」に宛てられた褒状であり、これらを成巻した五巻すべてに「松のさかえ」と書かれた題箋が付けられている。また、各卷子の冒頭には福岡藩儒で学問所総裁を務めた浜三嶺(※)が序文を寄せている。卷子の一卷目には一〇点、二巻目には一〇点、三巻目は八点、四巻目は一六点、五巻目は一二点、計五七点の切紙や継紙が貼り込まれている。

その内容は、一卷目から四巻目が、おもに福岡藩から松尾家宛てに出された褒状等であり、五巻目は、町役所から松尾又次に宛てた呼出状などである。

一卷目に浜三嶺が記した、松尾又次の業績を讃えた序文があり、「安政六年文月」(二八五九)付となっているため、成巻自体は安政六年頃と考えられる。

2 松尾家について

江戸時代末期から明治時代初期にかけての松尾家について、本資料から確認できたことは次の通りであった。

資料番号五の卷子には、町役所から松尾又次宛ての呼出状が含まれることは先にも触れたが、その内容は、又次に町役申し付けのため、役所に出向くよう日時を知らせたものである。具体的には、弘化四年(一八四七)九月に洲崎町上の年寄を、嘉永七年(一八五四)七月には年行司助役を、安政三年(一八五六)五月には年行司本役を仰せ付ける、というものであり、松尾家は博多町人の間において、上層に位置していたと考えて良いであろう。町人格式については、安政四年(一八五七)には、「兩大賀」に次ぐ「大賀並」(資料番号五・七)を、慶応三年(一八六七)には、「大賀並」に次ぐ「大賀次」(山崎藤四郎編『石城遺聞 増補』名著出版、一九七三年)を与えられている。また年代は確定できないが、「一代御参勤御往来箱崎松原出」(資料番号一・二)、「年始御礼御参勤御上下松原出」(資料番号一・九)を許

され、又次の父・心助の代には「式人扶持」、又次に「老人扶持」(資料番号二・五)を、さらに又次代には「一代御用聞町人格」(資料番号二・七)、「一代苗字名乗」(資料番号三・二)、「一代年行司格」(資料番号三・三)、「軽絹羽織着用」(資料番号三・四)が許されている。松尾家に種々の特権が与えられた背景には、度重なる藩への米、銀等の差出しや、貧窮者救済、捨子養育等の社会的な貢献があったことが推察される(資料番号一〇四)。『義人松尾耕雲翁之伝』(資料番号六)によれば、松尾又次は「博多八丁へ」で知られる西浜屋徳蔵の孫・西頭シカを妻とし、長男・吉平をもうける。吉平は、幼名・末吉、画号を耕雲といい、天保一三年(一八四二)六月三日に博多・橋口町に生まれた。同資料によれば、吉平の「吉」は、元治元年(一八六四)九月に博多入りし、松尾家に宿した西郷吉之介から一字を与えられたものという。「博多店連上帳」(宮本又次編『社会経済史論集』第三巻、福岡商工会議所、一九五八年。原資料は榎田神社所蔵で、当館マイクロフィルム収集資料『平成13年度古文書資料目録7』榎田神社文書八四三三)の洲崎町上、慶応二年(一八六六)の記述に「幸屋又次」と「幸屋次三郎」が確認でき、又次の業種は「兜破魔弓類」「売菓」「上方硝子細工物店」「下足」、次三郎は「売菓」「雛細工」「下足店」「小間もの店」「傘店」となっている。

※ 浜三嶺

諱を貞彝、号を新泉といい、太郎右衛門、新兵衛、新五兵衛、兵太夫とも称した。寛政五年(一七九三)薬院に生まれ、一歳の時、藩校修猷館で学び、二五歳で備後・神辺(現、福山市)において菅茶山に学ぶ。天保七年(一八三六)学問所総裁になる。奥頭取、陸士頭格頭取、町奉行なども歴任。明治一一年八六歳で没。薬院・長圓寺に葬られる。妻は田尻氏、子は新五兵衛貞靖。浜三嶺については、古川勝隆「福岡藩儒伝略」(『筑紫史談』第一七集、筑紫史談会、一九一八年。福岡県文化財資料集刊行会、一九七一年復刻版)、三松莊一編『福岡県先賢人名辞典』(葦書房、一九八六年復刻版)等によった。

〈資料内訳〉

1 褒状等	五件	五七点
2 その他	二件	二点
		七件 五九点
		(総計)

購入資料三 中野徳次郎、昇関係資料

〈解説〉

本資料は、中野徳次郎(安政四年(一八五七)・大正七年(一九一八))とその子昇(明治二四年(一八九一)・昭和二九年(一九五四))代の、中野家および中野商店で生成されたと考えられる資料群である。年代が明らかなのは、明治四四年から大正九年に亘る。

中野徳次郎は、嘉穂郡二瀬村(現、飯塚市)に生まれ、明治四年に香月炭鉱(現、北九州市)坑内で働き始め、次第に鉱山開発に携わり成功した。熊田炭鉱(現、嘉麻市)、相田炭鉱(現、飯塚市)、亀山炭鉱(現、糟屋郡志免町)のほか、岐阜県や愛媛県にも及ぶ各所の鉱山を経営した事業家として知られる。

中野昇は、父徳次郎の死去によって大正七年に家業を継ぎ、同一一年に中野商店を株式会社化した。互恵会の発足、運営など社会事業に尽力した人物としても知られる。

前述のとおり、本資料は中野家および中野商店で生成されたと考えられる。目録は「I 鉱業関係」「II 土地、家屋関係」を大項目として編成した。

「I 鉱業関係」四五点は、係る鉱山名を小項目として目録編成した。資料上に鉱山名が表出しなない場合は、「鉱業関係データサイト」(<http://yamane-data.jp>)の「鉱区データ」を利用し、鉱区番号(採掘登録番号)や面積等をもとに該当鉱山を調べた。

「1 熊田炭鉱」には、明治四四年の隣接鉱区の侵掘問題に関する資料、大正八年から九年にかけての大定炭山鉱業事務所との車道問題に関する資料、堀三太郎が鉱業権者であった第一熊田(清藤)炭鉱の石炭鉱区実測図(資料番号二)等がある。「2 相田炭鉱」には、大正四年の増区に関する資料がある。「3 亀山炭鉱」には、亀山炭坑事務所が作成した大正三年の「採炭報告表」未使用紙(資料番号二〇)がある。「4 上目尾炭鉱」には、大正五年の鷹取行蔵から中野徳次郎への採掘譲渡に関する資料がある。「5 薬市炭鉱」「6 席田炭鉱」「7 牟田部炭鉱」にはそれぞれ鉱区図等がある。「8 その他」には、鉱山名未詳ながら産炭地域に

係ると考えられる地図類や、「糟屋煤田炭層柱状図」(資料番号三三)を配した。

「II 土地、家屋関係」七点には、中野家および中野商店が大分県別府市に所有した別荘関係の図面二点(資料番号三七、三八)がある。他に、樋工事に関する資料三点もあり、二瀬村の本邸や、「銀杏屋敷」「ぎなん屋敷」「ぎなん」は銀杏のことと呼ばれた福岡・大名町(現、中央区)の別邸に係るものではないかと推察される。

なお、関連資料として、九州大学記録資料館産業経済資料部門に「中野家文書」が、東京大学経済学部資料室に「鉱山史料(中野家文書岐阜県鉱山関係史料)」一・二・四七点(資料番号三七、三八)が所蔵される。後者については、『鉱山史料(中野家文書岐阜県鉱山関係史料)目録 東京大学大学院経済学研究科・経済学部所蔵特別資料』(東京大学経済学部資料室、二〇一四年)が発行され、解題や目録が収録されている。今後、「中野家文書」と「鉱山史料(中野家文書岐阜県鉱山関係史料)」と本資料とを併せてみることによって、中野家および中野商店で生成された資料群全体の構造把握が可能となり、分蔵される資料を相互により活用できると考えられる。

*中野徳次郎と昇の経歴等については、深田豊市『福岡県官民肖像録』(博進社、一九一三年)、隈部紫明『福岡市人物大鑑』(福岡出版協会、一九三六年)、夕刊フクニチ新聞社ふるさと人物記刊行会『ふるさと人物記』(夕刊フクニチ新聞社、一九五六年)、那須博『ぎなん屋敷』の中野徳次郎(『ふくおか歴史散歩』六、福岡市、二〇〇〇年)等に拠った。

*本資料の調査全般にわたり、前掲「鉱業関係データサイト」を利用しました。関係者のみなさまに御礼申し上げます。また、「中野家文書」については、九州大学記録資料館産業経済資料部門三輪宗弘教授と張暁紅助教にご教示を賜りました。御礼申し上げます。

〈資料内訳〉

I 鉱業関係

1 熊田炭鉱	八件	一八〇点
2 相田炭鉱	一件	一〇点
3 亀山炭鉱	一件	一〇点
4 上目尾炭鉱	五件	六〇点

購入資料四 西村家由緒書

〈解題〉

本資料は、博多・堅町浜(現、博多区下呉服町辺)に店を構えていた西村氏が、享保一八年(二七三三)から天保八年(一八三七)までの間に、藩へ差し出した一四件の御用銀等に対する褒状の写しである。

本資料から、初代・次八は「船頭商売」を営んでいたこと、二代・次八が堅町浜の年寄を務めたこと、また、三代・芳次の代には「両替所」の鑑札を請け、四代・次八が本由緒書を作成し、天保七年(一八三六)に堅町裏の石垣練塀整備に寸志を差し出していたこと、などがわかる。

榎田神社(博多区上川端町)に残された「筑陽博多津要録」(『博多津要録』第二卷、第三卷、西日本文化協会、一九七五年。原資料は榎田神社所蔵で、当館マイクロフィルム収集資料『平成13年度古文書資料目録7』榎田神社文書七四七)によれば、元文五年(二七四〇)に「両市中米大豆相場所」を申し付けられた「西村次八」や、宝暦七年(一七五七)に「両替座」を許可された「博多堅町浜船持 西村芳次」の名が確認できる。また、「博多店運上帳」(宮本又次編『社会経済史論集』第三卷、福岡商工会議所、一九五八年。原資料は榎田神社所蔵で、当館マイクロフィルム収集資料『平成13年度古文書資料目録7』榎田神社文書八四三)では、慶応二年(一八六六)の「堅町浜 次八」が確認できる。

〈資料内訳〉

由緒書

..... 一件 一点

〈総計〉

一件 一点

購入資料五 その他購入資料

〈解題〉

本資料群は明治期から昭和期までに主に福岡で刊行された刊本・版本である。玉屋呉服店や博多ホテルのリーフレット類、博多株式取引所の報告書類の他、西日本新聞社調査部より昭和二六年代に発行された講和会議資料などがある。また、福岡県立福岡中学校内規(資料番号四五)や福岡師範学校の卒業記念アルバム(資料番号四七)などの学校関係資料や糟屋全郡の地租納税額番付である「糟屋全郡豪家一覧表」(資料番号五〇)などがある。

その他、博多の鋳物師の家系として知られる磯野家の磯野七平(二代目福岡市長磯野七平の子。「七平」は磯野家で代々襲名される名)が経営した鋳造所の引札(資料番号五一、口絵写真参照)も含まれる。

〈資料内訳〉

版本・刊本

.....

..... 五一件 五一点

〈総計〉

五一件 五一点

寄贈資料一 高宮貝島本家資料 (追加分 三)

(寄贈者) 貝島 忠夫

〈解説〉

1 概要

高宮貝島本家資料は、筑豊で貝島炭鉱を創始した貝島太助の弟である嘉蔵の家に伝来した資料である。同家の資料はこれまで『平成11年度古文書資料目録5』、『同6』、『同15』に掲載されている。今回新たに整理した一八三四点の資料を、追加分三として本目録に掲載するものである。

嘉蔵のあと同家を継いだ健次は、貝島太助の三男であるが、養嗣子として幼い頃より嘉蔵のもとで育てられていた。今回収録する資料は、健次、長男孝、またその長男である寿夫の代のもので多く占められている。年代で見ると、明治末期より昭和六〇年代までである。

なお、辞令原簿(資料番号二)や、財産目録(資料番号八五・一、八五・二、八八)に「西尾貝島本家」と記されているが、この名称は昭和二年まで居宅のあった直方町西尾に由来する名称であり、高宮貝島家と同一の家筋である。

2 内容

家具、不動産などの財産目録や、執事、運転士など使用人の辞令簿といった家政に関する資料、また健次や妻タケの綴った日記、旅行記、句集、その他孝の学校時代の成績表や教科書がある。

健次の遺した記録のなかで特筆すべきものは、渡米時の「洋行日記3」(資料番号一五)であろう。明治四〇年八月より同四二年九月まで、弟太市とともに炭坑視察のため、欧米各地を遊学したさいに書きつけていたものである。洋行日記は、フロリダのセントオーガスティンに滞在した時期に当たる、明治四一年三月四日に書き始められている。その後渡英し、ロンドンに到着したばかりの七月二〇日まで、約四か月半のことが綴られている。

このほか、昭和二五年の日記(資料番号三一)には、大辻炭礦株式会社社長に就任したことや、新菅牟田坑として結実することとなる「大之浦の東部開発」の状況などが記されている。同時期、主人(健次)の動向を記した貝島家の執事による日記が『目録6』に掲載されている。

書簡には、離れて暮らす健次がタケへ頻繁に書き送った昭和初期の手紙や、昭和二一年に亡くなった孝の子供たち四人から、祖父・祖母である健次・タケに宛てた手紙などがある。また、執事として高宮の家を取り仕切った柴田巖太郎宛ての書簡がある。

〈資料内訳〉

I 家族

1 家族および使用人	三件	三点
2 冠婚葬祭	八件	一九点
3 交際	二件	二点
4 日記、作品、所持品等		
(1) 健次	二五件	三三点
(2) 竹子	三件	三点
(3) 孝	三九件	八三点
(4) 寿夫	一件	一点
(5) 潤	三件	三点

II 家政

1 資産関係	一五件	二九点
(1) 財産目録	四件	一七点
(2) 土地関係	三件	三点
(3) 小作米	四件	八点
(4) 邸宅	二件	一八点
(5) 証券	一六件	一六点
2 庶務・経理関係	四件	四点
(1) 庶務	四件	四点
(2) 税		

III 書簡・通知書等

3 その他 七件 七点

1 嘉蔵宛 四件 四点

2 健次及び健次・竹子連名宛 四件 四点

(1) 寿夫より 一二件 一七点

(2) 明夫より 一一件 一点

(3) 禮子より 三件 三点

(4) 忠夫より 三件 三点

(5) その他 二四八件 二四八点

3 竹子宛 二四八件 二四八点

(1) 健次より 八五件 八七点

(2) 艶子より 三件 三点

(3) 寿夫より 六件 七点

(4) 禮子より 九件 一五点

(5) 忠夫より 二件 二点

(6) その他 三四件 三四点

4 孝宛 一六件 二四点

5 艶子宛 一〇件 一〇点

6 寿夫宛 一二七件 一二八点

7 宏子宛 一件 一点

8 明夫宛 九件 九点

9 禮子宛 四件 四点

10 忠夫宛 四件 四点

11 高宮貝島本家宛 四件 四点

(1) 本家宛 九八件 九八点

(2) 本家内柴田宛 五七二件 五七六点

(3) 本家内岸田宛 四件 四点

(4) 本家内中村宛 一件 一点

(5) 本家内石井宛 一件 一点

(6) 本家内福間宛 一件 一点

12 西宮貝島家宛 二件 二点

13 その他宛 六件 六点

IV 貝島炭鉞 五件 八点

V 株関係書類 一四件 三三点

VI 株券 一〇二件 一八六点

VII 印刷物 二四件 二六点

VIII 写真 一九件 一九点

IX その他 一〇件 一〇点

〈総計〉 一五九九件 一八三四点

寄贈資料二 大内士郎収集資料(追加分)

(寄贈者)大内 士郎

〈解説〉

本資料群は、寄贈者が西区今宿周辺の方々から譲り受けた資料で構成されている。本館発行の『平成11年度 古文書資料目録 5』に掲載された寄贈資料・大内氏収集資料(四六件四九点)の追加分にあたる。

1 本資料群について

本資料群は「1 西村長臣関係資料」「2 松本富雄関係資料」「3 青木ヤス関係資料」の三つの文書群から成る。

(1) 西村長臣関係資料 …………… (二八件 一八點)

寄贈者が今宿在住の知人から譲りうけた資料である。

西村家は、江戸時代中期から戦前に至るまで今宿で酒造業を営んでおり、屋号を「松屋」(酒銘「松の玉」といった。長臣氏はその一三代目にあたり、昭和三年(一九三八)四月から、昭和一六年一〇月一日に今宿村が糸島郡から福岡市へ編入する時まで、今宿村長を務めた。その後、今宿農業会会長なども務めた。本資料群には昭和初期の糸島郡今宿村今宿耕地整理組合関係のものが含まれる。なお、西村家の資料については、長臣氏の子・長實氏より「西村長實・檜崎久矩資料」として福岡市博物館に寄贈されており、福岡市博物館『平成13年収集資料 収蔵品目録 19』に三〇点、『平成17年収集資料 収蔵品目録 23』に八点、『平成22年収集資料 収蔵品目録 28』に二、一一七点が掲載されている。

(2) 松本富雄関係資料 …………… (一件 一點)

今宿在住で今宿校区青少年育成連合会会長を務めていた松本富雄氏から寄贈者が

譲り受けたもので、昭和初期の「糸島郡今津湾土地利用計画書」である。今津湾は西区今津と横浜にかかる今津橋より西側の、瑞梅寺川すいばいしがわが流れ込む、いわゆる「今津入江」を指している。この入江は江戸時代から既に干拓事業が始まっており、本資料によると昭和初期にも「開田・開畑」計画がなされていたことがわかる。

(3) 青木ヤス関係資料 …………… (一件 一點)

寄贈者の祖母・大内(旧姓・青木)トクの妹である青木ヤスが、明治二四年(一八九一)頃に所有していた資料で、相性や吉凶、占いなどをまとめた書物(版本)である。青木トク、ヤス姉妹は、壱岐神社(西区生の松原)の大宮司青木家の出身である。青木家に伝来した青木文書は平成六年に福岡市の有形文化財の指定を受けている。

青木トクは、後藤又兵衛の子孫と伝えられる後藤又三郎と結婚し、夫婦で養子となり大内家を継いだ。

2 寄贈者・大内士郎氏について

薬剤師で、玄洋公民館(西区今宿)などの主事を努めた郷土史家の大内士郎氏(一九四三)は、西区今宿で生まれ育った。今宿周辺には数多くの遺跡が確認されており、自身も幼少のころから今山遺跡(西区横浜)や今宿遺跡(西区今宿)などで採集を行ってきた。大学卒業後、昭和四二年から五九年まで外資系の製薬会社勤務を経て、福岡市埋蔵文化財センターで遺跡発掘に携わった後、昭和六三年から今宿公民館(1)、平成四年から平成一七年三月まで玄洋公民館で主事を努めた。また今宿地区を対象として、現在も発行されている『今宿タイムズ』(2)の編集長を平成八年四月から一七年三月まで努めた。

以上のような経歴の中で、収集した多くの歴史的・文化的価値を有する考古資料や古文書資料を資料保存機関に寄贈し、また資料所有者と資料保存機関との橋渡しにも功績がある。当館以外では、福岡市博物館『平成20年度収集 収蔵品目録 26』「大内士郎資料」として半篋一点を、さらに『平成21年度収集 収蔵品目録 27』「大内士郎資料(追加分)」として、甕棺、人骨、石斧など一、二六〇点を

福岡市博物館に、そして数多くの今山石斧を伊都国歴史博物館(糸島市)に、それぞれ寄贈している。

また、大内氏は公民館主事在任中から、地域住民の方々から地域の歴史や文化に関しての助言を求められることが度々あり、例えば節供人形で有名な今宿人形師・故大橋重雄氏からも、新店舗を構える際に相談を受けた。その際「今宿人形」と書いた看板を掛けることを勧めたのも同氏である。

註

(1)今宿公民館は、昭和二十七年(一九五二)二月一日開館した。福岡市では、小学校区ごとに公民館を設置するなど、小学校区を単位としたコミュニティ施策を推進しているため、平成元年(一九八九)に福岡市立今宿小学校から玄洋小学校が分立したことに伴い、平成四年に玄洋公民館が開館し、大内氏は同年から玄洋公民館主事となった。

(2)『今宿タイムズ』は、先ず『今宿商工新聞』として今宿商工業協同組合広報企画委員によって、昭和五七年八月一〇日に創刊され第八号(昭和五八年三月二十九日)まで発行された。これを前身とし、今宿(小学)校区の自治会、発展期成会、社会福祉協議会の協賛を得て、名称を『今宿タイムズ』と改名し、第九号として同じく今宿商工業協同組合から発行された。第九号は『今宿商工新聞』同様、毎月一回、三、五〇〇部発行され、今宿校区内に配布された。現在も今宿校区自治協議会、玄洋校区自治協議会、今宿・玄洋校区社会福祉協議会、今宿地区発展期成会の協賛で毎月一回、今宿地区に戸別配布されている(平成二八年「二〇一六」九月一日付 第四〇八号の紙面より)。

※参考文献

- ・『新修 福岡市史 特別編 福の民 ―暮らしのなかに技がある』68頁(福岡市二〇一〇)
- ・『創立百十年記念 今宿校誌 第二版』(今宿学校創立百十年記念実行委員会一九八四)

・『今宿タイムズ』は [http://www.imajyuku.com/archives/4781\(1\)17年2月27日現在\(にて閲覧可能。](http://www.imajyuku.com/archives/4781(1)17年2月27日現在(にて閲覧可能。)

〈資料内訳〉

1	西村長臣関係資料	………	一八件	一八點
2	松本富雄関係資料	………	一件	一點
3	青木ヤス関係資料	………	一件	一點
	〈総計〉	………	二〇件	二〇點

寄贈資料三 河辺龍雄資料

(寄贈者)河辺龍雄

〈解題〉

本資料は、寄贈者の父が所有していた和刻本漢籍である。書名は「二十七松堂集」であり、内容は中国の清時代の学者である廖燕(一六四四〜一七〇五)が執筆した文章をまとめた文集である。全一六巻の構成は、巻一「論」巻二「弁」巻三及び四「序」巻五「題詞」巻六「疏引」巻七「記」巻八「文」巻九「書」巻一〇「尺牘」巻一一「説」巻一二「書後」巻一三「跋」巻一四「伝」巻一五「誌銘、墓表」巻一六「雑」からなる。撰者の廖燕は字を柴舟といい、出身は清の曲江である。古文辞や草書を得意としていたが清へ仕官せず、在野へ留まった。封面によれば、刊行の年代は文久二年(一八六二)仲秋新刻と記載されており、出版に関しては「吸霞山田徴校正蔵梓、柏悦堂発兌」と記されている。刊行にあたっては二本松藩の藩儒山田徴(通称次郎八、号吸霞)が校点を施し、松崎儼堂の弟子で幕府儒官でもあった塩谷世弘(号宕陰)が序文を寄せている。

〈資料内訳〉

和刻本漢籍

〈総計〉

和刻本漢籍	一件	一〇点
〈総計〉	一件	一〇点

購入資料一 平井家資料

〈解説〉

1 平井家について

本資料群は、福岡藩無足組に属していた平井家に伝来したとみられる資料群である。平井家については本資料群に家系を知ることのできる資料が伝来しておらず、詳細な系図については判然としない。ただし、本資料群に残された資料と分限帳を確認することによってある程度の家系を追うことができる。

「筑前国糟屋郡宇瀨宮縁起」（資料番号二〇）に名前が見える「平井重信」については、「寛文分限帳」（福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』海鳥社、一九九九年）所収、四二頁に「平井善助重信」の名を確認することができ、「丹安左衛門組御右筆」として五人扶持二〇石を給わっていたことが分かる。その他「延享分限帳」（『福岡藩分限帳集成』所収、二四七頁）に「平井善助」の名が見え、七人扶持二三石、役料銀五〇目米八俵で御右筆頭取となり追廻杉馬場に住していたことが分かる。同じく無足組の「平井善助」の名は「文化分限帳」「天保分限帳」「安政分限帳」（『福岡藩分限帳集成』所収）でも確認することができる。

また、本資料群には「平井信圭」の印が多くみられる。信圭については、彼の歌集である「葉芥集」（資料番号三三一）の序文によれば天保八年（一八三七）の時点で七五歳であることが分かり、本資料群に残されている「年略記」と題された日記資料番号一、二の作者の年齢と一致することから、「年略記」の作者でもあると考えられる。さらに、「重威吟草」（資料番号三四一）の作者の重威が、同資料の中で天保一三年に父の八十歳を祝った旨を記述しており、「父」の年齢と信圭の年齢が一致することから、重威はおそらく信圭の息子と考えられる。その他「自警編」（資料番号三一）の記述から、重美（後に重遠と改名）と名乗る人物が天保一二年にいたことが分かる。

2 目録編成

本資料群の目録編成は、「1 日記」「2 藩主関係」「3 軍事」「4 貝原家

関係写本類」「5 歌集」「6 その他」に大別した。「1 日記」には信圭が六〇歳から八二歳まで書き記した日記である「年略記」（資料番号一、二）を配した。信圭の日記は計二冊伝存しており、年代は文政五年（一八二二）から天保一四年までとなっている。「2 藩主関係」には「御本丸御祠御建立記草稿 初御祭礼式巻末誌」（資料番号五）が伝存している。本資料は、明和五年（一七六八）に長政の神霊を安置するための聖照宮を福岡城本丸に造営した際の記録である。「3 軍事」には文化五年「内記録二ツノ内御無足組長崎御番覚書」（資料番号一四）、文化七年「御非番詰長崎三番之記録」（資料番号一五）など、主に文化年間の長崎警備に関わる資料を配した。「4 貝原家関係写本類」は、貝原益軒を中心とする貝原家に関わる著述の写本等を配した。中でも特筆すべきは「筑前国糟屋郡宇瀨宮縁起」（資料番号二〇）が伝存している点である。「宇美八幡宮縁起」（『宇美八幡宮誌』宇美八幡宮発行、一九七九年）所収の写真参照。筑紫豊氏による翻刻文が収載されている『宇美八幡宮縁起』（宇美八幡宮発行）も併せて参照されたい。）は貝原好古が述作したものを重信が浄書した縁起であり、元禄六年（一六九三）に宇美八幡宮に寄進された。貝原益軒が記した後序には、益軒の友人であった重信が、神前において七日間かけて浄書を行ったことが記されている。本資料群に伝来する「筑前国糟屋郡宇瀨宮縁起」は、重信が「宇美八幡宮縁起」を浄書した関係から残されたものと考えられる。「5 歌集」には天保八年に信圭が記した「葉芥集」（資料番号三三一）、天保期に重威が記した「重威吟草」（資料番号三四一）、同じく重威が弘化元年（一八四四）から慶応三年（一八六七）に記した「詠草」（資料番号三五）を配した。「6 その他」には天保三年に信圭が写した「後の花」（資料番号三九）をはじめとする写本類を配した。

〈資料内訳〉

1 日記	二件	二点
2 藩主関係	九件	一〇点
3 軍事	八件	一〇点
4 貝原家関係写本類	一三件	一五点
5 歌集	三件	六点
6 その他	五件	五点

購入資料二 大石村弥吉家酒造関係資料

〔総計〕 四〇件 四八点

〔解説〕

本資料は、明治二〇〜三〇年代の生葉郡(同二九年からは浮羽郡)大石村大字高見(現、うきは市)で弥吉(やよし)家が営んだ酒造業に関する資料三点と、その弥吉家が加入した酒造組合等に関する資料一点とから成る。

浮羽町史編集委員会編『浮羽町史 下』(浮羽町発行、一九八八年。三一〜三四頁)によると、良質な米と水に恵まれた浮羽地域では、醸造業が盛んであった。大正四年(一九一五)発行『浮羽郡案内』によると、明治二六年(一九一三)同郡の醸造高は六千七百余石、大正二年度には一万八千六十石となり、醸造業はこの時期に一躍発展したという。その後は大正九年をピークに、全国的な経済情勢の悪化、戦争の拡大などが影響し、昭和十五年(一九四〇)の醸造高は九千四百石にまで減少したという。本資料は、地域の醸造業の業績が右肩上がりの最中の酒造業者の資料であるといえる。

1 弥吉家の酒造業について

本資料を生成したと考えられる弥吉家は、明治二一年には源七が酒造場を営み、清酒や焼酎を製造していた(資料番号一)。同二三年七月の源七の没後、弥吉利八が福岡県知事へ酒類製造営業免許鑑札の書き換えを願い出た(資料番号二)。書類を綴じた書冊の表紙に「大石酒場」と墨書があり、「大石酒場」が当時の名称であったとみられる。

弥吉利八の名は、明治二八年度「福岡県酒造業組合員名簿」(橋詰武生編『福岡県酒造組合沿革史』福岡県酒造組合発行、一九五七年。五五一頁)にも確認できる。大正四年には大石村大字高見で弥吉久男が「初春」を醸造していた(前掲『浮羽町史 下』三一〜四頁)。その後、戦時の経済統制下で進められた企業整備を受け、久留米税務署管内の廃止製造場四一場の一つとして、弥吉利八がみえる(前掲『福岡県酒造組合沿革史』二七九頁)。戦後は、昭和三二年一月末現在「組合員名簿」

(前掲『福岡県酒造組合沿革史』五六九頁)によると、大石の弥吉家は弥吉久男を代表者とし、焼酎「千歳の寿」等を製造していた。同六〇年には初春酒造(代表者弥吉博道)として、焼酎「初春」等を製造していた(前掲『浮羽町史 下』三一〜五頁)。なお、前掲明治二八年度「福岡県酒造業組合員名簿」に、浮羽郡吉井町大字吉井(現、うきは市)の弥吉久吾と弥吉虎吉の名がみえ、弥吉姓の別の家が吉井で酒造業を営んでいたことが知られる。吉井の弥吉家は合名会社弥吉商店として、戦時には久留米税務署管内の操業製造場二五場の一つに数えられた(前掲『福岡県酒造組合沿革史』二七六頁)。戦後は、前掲昭和三二年一月末現在「組合員名簿」に、引続き合名会社弥吉商店(代表者弥吉禎次)としてみえ、清酒「天国」等を製造していた。また、前掲『福岡県酒造組合沿革史』(五八六頁)には、浮羽郡の弥吉勘吾が大正一二年一〇月から同一五年九月まで福岡県酒造組合の評議員を務めたとあるが、両弥吉家との関係は現在のところ明らかにならない。

2 組合について

福岡県における酒造業の組合については、前掲の橋詰武生編『福岡県酒造組合沿革史』に詳しい。それによると、政府による同業者組織化政策の下、明治一八年公布の同業組合準則を受け、同二二年に福岡県聯合酒類製造同業組合が設立され、同二四年に福岡県酒造業組合に改称された。その後、酒造税法改正や酒造組合規則公布などを受けて改組し、同三二年に福岡県酒造組合が成立した。本資料の年代は概ね、酒造業者の組織化が推進された初期段階に当たるといえる。なお、関連資料として、九州歴史資料館所蔵の福岡県史編纂史料に「福岡県酒造組合資料」三〇点がある(<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/kyureki/kenshi/index.html>)。この「福岡県酒造組合資料」と、本資料「大石村弥吉家酒造関係資料」に含まれる組合資料とを照合すると、福岡県酒造組合事務所が明治三八年に発行した「酒税法規類纂」は両資料群に一点ずつ伝存するが、その他の資料は重複しない。両資料群は、併せてみることによってより活用されるものと考えられる。

〔資料内訳〕

1 酒造業資料	三件	三点
2 組合資料	一件	一点

購入資料三 福岡湊町券帳

〈総計〉 一四件 一四點

〈解題〉

本資料群は、福岡湊町（現、中央区港辺り）の天保六年（一八三五）頃と明治四年（二八七一）の券帳一冊である。

券帳とは、『石城遺聞』（山崎藤四郎 明治二三年（一八九〇））によれば、当時の地所台帳のようなもので、明治六年の地券発行まで使用されたという。

本資料群は、天保六年頃の「券帳絵図」と、明治四年の「湊町本券帳」、「画図」から構成されており、「券帳絵図」と「画図」は、絵地図にその土地の間口と奥行の寸法、そして居住者等の名前が記されている。明治四年の「本券帳」は居住者などの名前を書上げたものである。

〈資料内訳〉

1	券帳	一件	一点
2	その他	一件	一点
			〈総計〉	一二件	一二点

購入資料四 真武茂蔵宗像郡会関係資料

〈解題〉

本資料は、明治二九年（一八九六）から同三二年にかけての宗像郡会の議決書、議事規則、歳入出予算書変更議案、諸規則等である。一部資料表紙の「郡会議員真武茂蔵殿行」等の墨書から、本資料は宗像郡会議員であった真武茂蔵の旧蔵資料であろうと考えられる。

真武茂蔵は、明治四一年野坂村（現、宗像市）と宮田村（同上）の合併協議時の宮田村総代としてもみえる。当時の宮田村村長は真武徳太郎であった（宗像市史編纂委員会編『宗像市史 史料編第四巻 近現代』宗像市、一九九四年。一六三頁）。茂蔵と徳太郎の間柄は判然としないが、真武氏は地域の有力者として知られ（伊東尾四郎編著『宗像郡誌 上』一九四四年初版発行。一九八六年臨川書店より復刻版発行）、曲村（明治二二年から宮田村）医師真武氏の資料は「真武綾子資料」として福岡市博物館に寄託されている（福岡市博物館編集・発行『平成二三年度収集収蔵品目録二九』二〇一四年）。

〈資料内訳〉

1	議決書	……………	五件	六点
2	その他	……………	二件	二点
		……………	七件	八点
			（総計）	

購入資料五 石井真雄養蚕関係資料

〈解題〉

本資料は、大正四年から同六年にかけての養蚕日誌等と、自転車関係の届控からなる。養蚕日誌は「本校」「主任横田長十郎先生」「助手長岡積先生」(資料番号二・一)、「養蚕科石井真雄」(資料番号一)、「養蚕二年石井真雄」(資料番号三)等の記述から、養蚕科の学生石井真雄がその修学過程で作成したものと判明するが、学校名やその所在地など現段階では不明点を残す。また、大分県宇佐郡宇佐町役場の野紙を使用した自転車関係の届控は高田氏に係るものだが、高田氏と石井氏との関係など明らかにならない。

本資料は基本情報が不足したままながら、公開によって新たに得られる知見もあろうかと考え、ここに掲載したい。

〈資料内訳〉

1	日誌等	三件	五点
2	自転車関係届控	一件	二点
	〈総計〉	四件	七点

購入資料六 私立福岡図書館関係資料

〈解題〉

本資料は、明治三十五年（一九〇二）に福岡市荒戸町（現、中央区大手門）の大社教福岡分院（現、出雲大社福岡分院（西区今宿）の前身）に開設された私立福岡図書館に関する資料群である。大社教福岡分院の分院長広瀬玄銀が図書館の開設に尽力し、開館後は図書館主を務めた。「福岡図書館報第一号」（資料番号一）は、福岡図書館開館を記念した創刊号であり、開館に寄せられた祝辞、玄銀の答辞の他、利用規則を定めた「福岡図書館規則」、寄贈書を含めた蔵書数、会員名簿及び募集案内などが収載されている。同資料によれば、開館当初の和漢洋書の寄贈冊数は三三、二五一冊と記されている。開館時間は冬季に最短で午前九時から午後四時まで、夏季に最長で午前七時から午後五時までと季節によって異なっていた。利用者は満十五歳以上で、「求覧券」を購入し閲覧や貸出を行うシステムになっていた。ただし、会員は会員証の提示のみで「求覧券」を購入せずに利用することができた。蔵書数は最大で七万冊を超え、利用者数は延べ約三万人に達したが、大正五年（一九一六）に玄銀が死去し、翌大正六年には閉館した。現在「広瀬文庫」として旧蔵書等が九州大学附属図書館に所蔵されている。本資料群には図書館報第一号及び第二号（資料番号一、二）の他、同図書館内に設置された和歌の会である「八雲会」に関する資料が含まれる。「明治三十六年中八雲会月並兼題及当坐題」（資料番号三・二）によれば、広瀬玄銀は八雲会の会主としても活動していたことが分かる。

〈資料内訳〉

1 館報	二件	二点
2 八雲会	一件	二点
	三件	四点

〈総計〉

マイクロフィルム収集資料一 青木綜一資料

(所有者)青木 綜一

〈解説〉

本資料は、福岡湊町(現、中央区港辺り)において「熨斗屋」という屋号で、船庄屋、材木伐出問屋を営み、町年寄も務めていた青木家に伝来した文書群である。

1 本資料群について

本資料群は、卷子五巻に仕立てられた古文書(五七点)の他、肖像画(掛幅二点)とその覚書(二点)、胸当(一点)から成る。

巻子は、所有者・青木綜一氏の論考によれば、もともと一つの箱に納められて伝来していた文書を、昭和三〇年頃に所有者の祖母・青木イセ(明治二六年〜昭和四九年(一八九三〜一九七四))が成巻したものである。江戸時代後期から幕末にかけて、福岡藩からおもに「熨斗屋」宛に申し渡された文書を成巻したもので、各々の卷子に貼り込まれた文書の点数は、一巻目(資料番号一)は一〇点、二巻目(資料番号二)には一四点、三巻目(資料番号三)には一四点、四巻目(資料番号四)には一〇点、五巻目(資料番号五)には九点の、計五七点である。内容は、福岡藩からの御用申渡や町役任命、褒状などが大半をしめるが、編年順ではない。肖像画二点(資料番号八、資料番号九)は、青木家八代・勘一郎の曾祖母・らんと祖父・専平の画像であり、らんは明治一四年(一八八一)に八一歳で、専平は明治一一年に六〇歳で亡くなったこと、掛幅装に整えられたのは共に昭和二年(一九二七)三月であったことが、画像に添えられた覚書二点(資料番号六、資料番号七)から確認できる。胸当(資料番号一〇)は、青木家の家紋(丸に蓬)が刺繍されており、「熨斗屋」で使用されていたものという。

2 青木家について

青木家については、所有者・青木綜一氏が、「近世福岡城下町における船庄屋の一考察」(1)、「青木家文書」(2)として研究成果を公表されているため、以下の青木家についての記述は別に記載がない限り、全てそれらに拠った。

青木家は、屋号を「熨斗屋」といい、江戸時代に福岡の船庄屋を務め、藩から「年行司次」の町人格式と、福岡・博多の町人として名誉である「松原出」を仰せ付けられていた。

青木家の菩提寺・真福寺(中央区地行)に残された資料により、元文元年(一七三六)以降の青木家の系譜が確認できるといふ。()内は没年である。

初代・勘次(寛延元年(一七四八)〜) 二代・勘次(寛政四年(一七九二)〜) 三代・勘兵衛(寛政七年(一七九五)〜) 四代・勘蔵(天保三年(一八三二)〜) 五代・勘右衛門(天保十一年(一七九九)〜) 六代・勘蔵(専平)(明治十一年(一八七八)〜) 七代・勘蔵(明治四年(一九一〇)〜) 八代・勘一郎(昭和三四(一九五九)〜) 九代・正朔(昭和五五年(一九八〇)〜) 十代・綜一(現当主)

船庄屋は、福岡と博多で各一名宛、浦役所から任命され、福岡の船庄屋は「熨斗屋」、博多の船庄屋は「末次家」が担当した。『博多津要録』(3)によれば、船庄屋「熨斗屋」の初出は、宝暦六年(一七五六)のことである。

船庄屋の主な役務は、長崎警備や参勤交代御用としての船、水夫、米銭等の手配、浦方御用の米銀預りと支払、筑前の浦大庄屋との連携や調整などであった。

明治以降の「熨斗屋」は同所湊町で、材木問屋業に特化する。これは船庄屋と並行して、福岡藩の「御山」材木伐り出し問屋も営んでいたことによる。その後福岡の築港計画が博多に比べて遅れたため、青木家は明治三五年(一九〇二)に博多の石城町へ移転する。博多港は明治三二年に開港指定をうけ、明治三九年に築港建設が完了した。

※参考文献

(1)青木綜一「近世福岡城下町における船庄屋の一考察」『福岡県地域史研究』(第二三三号、二〇〇六年三月)。

(2)青木綜一「青木家文書 卷子本五巻」『筑前福岡藩史料雑纂』(地域史資料第二

集、二〇〇六年四月)。

(3) 「筑陽博多津要録」。原資料は福岡市博多区にある櫛田神社所蔵で、当館ではマイクロフィルムで閲覧可能である(マイクロフィルム収集資料「櫛田神社文書」資料番号七四七『平成13年度古文書資料目録7』)。また、『博多津要録』第一〜第三卷(西日本文化協会、一九七五)としても活字化されている。

〈資料内訳〉

1	古文書(卷子五卷)	五件	五七点
2	肖像画(覚書含む)	四件	四点
3	その他	一件	一点
		〈総計〉	一〇件 六二点

寄贈資料 一 遠藤栄雅資料(一)

(寄贈者)遠藤 栄雅(よしまさ)

〈解説〉

本資料群は、博多・堅町下(明治七年から下堅町、現、博多区下呉服町)の遠藤家に伝来した文書群である。

遠藤家は、江戸時代からこの地で質店を営み、平成二年(一九九〇)にその看板を下ろした。平成一七年三月の福岡県西方沖地震で、母屋東側にあった土蔵が破損したため、保管されていた古文書等を、数回に分けて当館に移した。その際、母屋にあったものも一部一緒に移した。

今回、本目録に掲載する資料群は、当館に預けられた膨大な資料の内、調査・確認作業が完了し寄贈手続きを経た資料であり、後述するように松永子登関係のものが中心を占める。

1 遠藤家について

明治四二年(一九〇九)に江島茂逸(1)が編集・発行した『博多下堅町 遠藤家系譜』(資料番号三、以下『系譜』)は、五代・遠藤甚蔵每寿の代に作られ、「実家松永家系譜」、「遠藤家系譜」、五代・遠藤甚蔵每寿の「履歴概略」、遠藤家の「宝品」などから構成される。松永・遠藤両家の系譜や五代・遠藤甚蔵每寿の経歴、そして松永家から遠藤家に伝えられた蒙古兜等について記されている。

この「遠藤家系譜」によれば、遠藤家は江戸時代、博多・堅町下で質商を営んでいた(「本家」)。飯盛神社(現、西区)の神職・牛尾毎通の子が、この「本家」遠藤家の養子となり、七代・遠藤甚次每幸を名乗る。この七代・甚次每幸の子である甚助每彦が、同堅町下に「別居」し「質商」を営んだという。この「別居質商」の五代目が、遠藤甚蔵每寿にあたる。

一方の松永家は、先の「実家松永家系譜」によれば、その祖は怡土郡高祖城主・原田氏の一族で、弘安の役で敵将を斃したと伝えられる。博多の地における松永

家の初代は、戦国武将・松永久秀弾正忠の孫・一丸とされ、信貴山城落城の折、博多に逃れ長じて松永彦兵衛を名乗り、博多・石堂町で質屋を営んだという。そして二代・松永徳兵衛の代から博多・店屋町下に移る。その後、九代・松永右衛門一乗と、博多年行司・山崎藤兵衛の長子・アサ子との間に、嘉永六年(一八五三)、次男・松永宗次郎(後の「別家質商」五代目・遠藤甚蔵每寿、昭和一二年一月一三日没)が誕生する。

『系譜』によれば、松永宗次郎(遠藤甚蔵每寿)は八歳の時に父を亡くし、その後、明治四年(一八七二)一九歳の時に遠藤家の「相続人」となり、五代・遠藤甚蔵每寿と名乗る。妻は三代・遠藤甚三郎每芳の長女ヒサである。

五代・遠藤甚蔵每寿は、下堅町保長、町会議員、区会議員、福岡市会議員、博多財産区会議員、福岡市会議長、筑紫銀行専務取締役などを歴任した。

2 松永子登について

本目録に掲載した資料群は、松永子登関係の資料が中心を占める。

松永子登(天明二年〜嘉永元年(一七八二〜一八四八))は、名を松永宗助一登(徳右衛門、徳兵衛、号は龍門、花遁)といい、五代・遠藤甚蔵每寿(松永宗次郎)の祖父に当たる。

子登は、藩儒であり藩校修猷館の指南方(訓導)であった真藤峨眉(2)に経書と史書を、崇福寺八十七世住持で亀井南冥の弟にあたる曇栄(3)に詩律を学んだ。

生前には、頼山陽、梁川星巖、広瀬淡窓らとも親交があり、とくに梁川星巖は、文政六年(一八二三)長崎に赴く途中に松永家に滞在し、松永家に伝来していた蒙古兜を題に「松永子登宅觀阿東冑歌」を詠んでいる。

昭和三年(一九二八)一月に従五位を贈位された子登の略歴は、次のように記されている。

筑前博多の商売なり、名は一豊、字は子登、花遁と号す、其家代々博多年行事^マを勤め大賀格を与えらる、享和二年宗助父の死後家業に励み、非常備米を献じ、捨児を養ふ等、德行あり、為に藩の御用聞町人格を授かる、学問文芸を好み、亀井一門、茶山星巖、海屋春琴等と交遊、又西下中の頼山陽も四十余日其家に滞留せり、郷土を代表する文人にして、師友との唱和なる石城唱和集、作品集

なる花道詩鈔の刊行あり、天保二年隱退、嘉永元年十一月没す

(『贈位諸賢伝 増補版 下』近藤出版社 一九七五)

博多・堅町下の遠藤家に松永子登関係の資料が伝来したのは、子登の孫である松永宗次郎(後の五代・遠藤甚蔵毎寿)が遠藤家を継いだことに因ると考えられる。

3 本資料群について

既述したように、遠藤栄雅資料は、平成一七年(二〇〇五)の福岡県西方沖地震の後に、当館に預けられた資料である。その総量は、受け入れ時点で、約一四〇箱という膨大な資料群であり、その他に屏風や額、提灯や台座付秤等々の諸道具も含まれている。このような膨大な資料であるため、現在も調査・整理を進めている段階であり、総点数は確定できていない。

本来、本資料群全ての調査を終えたうえで、全資料を対象に構造分析を行い公開することが望ましいが、少しでも早く市民の皆様の利用に供することを第一と考え、遠藤栄雅資料に関しては調査・整理等を終えたものから順次、所蔵者と公開に向けての確認作業を行い、その工程を経た資料を対象に適宜分類し、目録に掲載することとする。

今回、本目録に掲載する「遠藤栄雅資料(一)」は、松永子登関係の資料が中心を占める。

具体的には、当館に移された時点で、「松永子登関係」としてまとめられていたもの一二〇点に、松永・遠藤両家の由緒を著した『博多下堅町 遠藤家系譜』(資料番号三)と、本資料群の伝来に関する情報である新聞記事(資料番号四)、さらに松永家から遠藤家にもたらされた蒙古兜鍪部分(資料番号五)を含めた、計一二二点である。

遠藤家と松永家の由緒や、本資料群の伝来に関係する資料は、遠藤栄雅資料の資料群全体の生成過程を示す基礎的なものであり、これにより松永家と遠藤家の関係や、資料群の伝来経緯が確認できるため、本目録に収めた。また、蒙古兜鍪は、元々松永家に伝来し遠藤家にもたらされたものであるため、松永子登関係資料を中心に収載する本目録に含めた。

内訳は、「1 由緒、伝来関係」(四件 四点)、「2 蒙古兜鍪関係」(五件 一九

点)、「3 松永子登贈位関係」(一四件 九五点)、「4 その他」(三件 四点)である。

「1 由緒、伝来関係」には、天保一一年(一八四〇)の松永家の「由緒書」(資料番号一)や、既出の『博多下堅町 遠藤家系譜』(資料番号三)、そして、平成一七年三月の福岡県西方沖地震後の遠藤家宅に関する新聞記事(資料番号四)などがある。

「2 蒙古兜鍪関係」には、江戸時代まで松永家に伝来し、明治時代になって遠藤家にもたらされた「蒙古兜鍪(部分)」(資料番号五)や、遠藤甚蔵の代に成巻された蒙古兜に関する資料(資料番号六・九)である。

「3 松永子登贈位関係」には、昭和三年一一月の子登の従五位増位に関する資料で、贈位前後の遠藤家宛ての書簡や、位記の写真(資料番号一)などである。

「4 その他」は、松永子登の肖像画が印刷されている、大正七年の『中西博多織工場光栄記』(資料番号二四)などである。

註

(1) 江島茂逸については九州大学附属図書館「江島文庫」の紹介文に次のようにある。

「江島文庫 旧福岡藩士・郷土史家江島茂逸の自筆稿本・旧蔵書。幕末維新の福岡に関する貴重な資料を多数含む。」「江島茂逸(1842-1912) 早良郡西新町に生まれる。青邱庵如煙宗豫居士と号し、青邱漁夫と称す。陽明学を学び、郡吏となりて学務を督す。国立銀行、商業会議所の創立に参与し、実業方面に進む。後、修史の業に従事し、『高杉晋作入筑始末』『筑前一揆竹槍實記』等維新修史に資する著述多し。」(<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/collections/ejima> 平成29年7月13日閲覧)

(2) 真藤峨眉は、福岡藩藩儒で後に藩校・修猷館の指南方となる。『福岡県先賢人名辞典(復刻版)』(三松莊一著 葦書房発行 昭和六一年、以下、『先賢人名辞典』)によれば「諱は世範、字は叔度、峨眉はその号にして後ち漁樵翁と称す。享保十五年柴田氏に生れ、真藤常章の嗣となり、擢られて文学となり、修猷館

の教職たり。文化八年三月歿す。年八十二。住吉妙円寺に葬る」とある。
 (3) 曇栄(どんねい)は、亀井南冥の弟にして崇福寺八七世住持であり、『先賢人名辞典』によれば「亀井南冥の弟、名は弘字は毅卿、寛延三年七月朔日生る。出家して諱は宗擘、字は曇栄、幻庵弾月、龍華、松濤と号す。上洛して相国寺の大典に学び学成りて徳隠宗薩和尚の法を嗣ぎ福岡崇福寺八十七世の住持たり。行状謹巖にして学徳高く詩文書画を能くす。四十余歳にして退隠し妙楽寺内永壽院にあり、文化十三年八月十八日寂す、壽六十七。弾月楼詩集、雲水詩集、玄谷集の著あり、詩書共に勝る」とある。

〈資料内訳〉

1 由緒、伝来関係	………	四件	四点
2 蒙古兜関係	………	五件	一九点
3 松永子登贈位関係	………	一四件	九五点
4 その他	………	三件	四点
	(総計)	二六件	一二二点

購入資料一 小河家文書

〈解説〉

1 小河家について

本文書群は、『平成14年度古文書資料目録8』所収の寄託資料「小河資料」と関連する福岡藩士小河家に伝来したものである。年代が確定できる資料としては、慶長一八年(一六一三)から明治三二年(一八八九)までの資料を確認することができさる。

小河伝右衛門信章(天文三二年(一五五三)・文禄二年(一五九三))は黒田二十四騎の一人として知られ、黒田孝高が豊前に入国した際には五千石の地を給わっている。信章は文禄の役で軍功をなすが、戦中の負傷により対馬で亡くなった。信章の死後、信章の甥にあたる内蔵允之直(天正三年(一五七五)・寛永一六年(一六三九))が養子となり、遺領五千石を相続した。之直は藩の家老職を務めた人物であり、本文書群の中にもその名が見える。その後小河家は、常章(?・寛文一一年(一六七一))、直常(?・元禄二年(一六八九))へと相続されるが、三代藩主光之に仕えた直常の代に、綱之廃嫡の一件に連座して所領を召し上げられた。塾居を命ぜられた直常は摂津国へ移住し同地で没する。四代藩主綱政の参勤交代の際、伏見で直常の孫にあたる直則(延宝七年(一六七九)・寛保三年(一七四三))が御目見を果たした。その子直能(享保一四年(一七二九)・寛政期)の代に黒田家の家臣に復帰し、安永二年(一七七三)には六〇〇石を拝領した。その後幕末まで小河家は黒田家の家臣として存続した。

また、本文書群には、之直の嫡子常章の弟である直方の血筋に当たる人物に関連する資料も伝存している。特に、幕末に鉄砲大頭などを務めた直兼(文化一四年(一八一七)・明治三〇年(一八九七))関係の資料や、直兼の子である直如(天保一二年(一八四一)・明治一二年(一八七九))関係の資料が見られる。なお、直方から直如の系譜に連なる小河家の資料は平成二六年度に行橋市歴史資料館へ寄贈された「小河家資料」として伝来している。

2 目録編成

本文書群は大きく「1藩政」「2家政(土地所有関係)」「3その他」に分けて編成した。「1藩政」はさらに「(1)藩主」「(2)小河内蔵允之直」「(3)小河平右衛門直能」「(4)幕末情勢」「(5)その他」に細分した。

「(1)藩主」には、主に第六代藩主継高に關係する資料を配した。「(2)小河内蔵允之直」には、慶長一八年に之直から宰府村庄屋善大夫及び百姓中へ宛てた達(資料番号九)の他、慶長一八年に初代藩主長政より之直へ宛てられた判物(資料番号一〇)を配した。「(3)小河平右衛門直能」には、寛政八年に家老の浦上数馬から直能へ宛てられた達の写(資料番号一一)を配した。「(4)幕末情勢」は「①小河伝右衛門直兼、専太夫直如」と「②その他」に細分した。

「2家政(土地所有関係)」には、旧藩中に拝領されていた建山の土地所有に關して、明治以降に直如と福岡県庁との間で取り交わされた資料(資料番号四八「奉願口上覚」)を中心に、近世に遡った証書類などを配した。「3その他」には小河霞外(直貞)や水霧(直兼)の名がみられる「明治八年乙亥十一月呈書案」(資料番号五四)などを配した。

〈資料内訳〉

1 藩政	三八件	三九点
(1) 藩主	八件	八点
(2) 小河内蔵允之直	二件	二点
(3) 小河平右衛門直能	一件	一点
(4) 幕末情勢	二四件	二五点
① 小河伝右衛門直兼、専太夫直如		
② その他		
(5) その他	三件	三点
2 家政(土地所有関係)	一五件	一五点
3 その他	六件	六点
(総計)	五九件	六〇点

購入資料二 津田孫平次家文書

〈解説〉

1 津田孫平次家について

津田孫平次家は、砲術の家業を以って福岡藩に仕えた家柄である。福岡藩治世下の同家の歴史について、掲載資料によってたどりた。

当主の名は、年代の古い順に、孫平次(諱不詳)、了四郎(諱不詳)、恵八利勝、治兵衛(のち治太夫)利恒、孫平次利和、利夫である。

最初に名が見える孫平次の父は占部利左衛門、母は津田武右衛門守重の娘である。理由は明らかではないが、(占部の)家名が断絶となり、孫平次は母の実家である武右衛門家を頼る。武右衛門家は、三代藩主光之の代より津田流砲術を以って福岡藩に仕えた家柄であり、孫平次は武右衛門守時のもとで砲術を学んだ。

享保元年(二七一六)、孫平次は守時とともに、若松沖にある白島近辺に出没していた唐船を撃退する。この武功により、孫平次は御側筒御菓込として召し抱えられ、津田の名で家を再興させることができた。

孫平次の跡を継いだ了四郎も、御側筒を勤め福岡藩に仕えたが、癩気により寛政二年(二七九〇)自害する。津田家は家名断絶を言い渡され、息子の恵八利勝は福岡藩士である根本孫三郎に引き取られたが、砲術の修業は津田甚太夫のもとで励んだ。文化六年(二八〇九)、利勝は甚太夫に推挙され、八石三人扶持の俸禄と屋敷を与えられ、福岡藩士として取り立てられることになった。孫平次、了四郎の代には、藩主にお目見えできない「無礼」としての扱いであったが、利勝の代に初めて謁見を許される立場となった。

慶応年間には、新設された芦屋・柏原砲台(芦屋町)への勤務を命ぜられている。この時の当主は、福岡藩士である上野家より養子として迎えられた孫平次利和である。「家譜」は利和が、書状や願書などの家伝文書を一冊にまとめたものであるが、それには、柏原への移住や手当のこと、困窮する砲術家仲間の出した願書などが記録されている。

2 旧蔵者津田利夫について

津田利夫(二八五六～一九四一)は、孫平次家にとって最後の福岡藩士となる孫平次利和の長男であり、本資料群に名を残す最後の当主である。本資料群のうち、一番年代の新しい資料は、昭和三年の「加藤司書顕彰会寄附金受領書」(資料番号四・二)の通知葉書で、その宛名人として津田利夫の名がみえる。葉書は「津田家親族誌 同年回繰出誌」(資料番号四・一)と題する書冊に挟まれていた。同書冊は本家・分家や親戚関係、利夫の父利和が県庁に提出した次男駿に対する分家願などが綴じられており、父利和の代に作成されたものと思われるが、朱字の書込みなど、一部利夫の手が入っている可能性がある。

利夫の人物および経歴については、『旧友会』(今村為雄編輯発行、大正九)という書物に詳述されている。『旧友会』は同名の団体に属する二十余名の会員一人一人の経歴についてまとめたものである。『旧友会』の著者は利夫について、蔵書の種類の多さについて触れているが、同書にみる利夫の職歴・経歴も多彩である。福岡・長崎両県における小・中学校の教師や福岡日々新聞の記者の職に就いているほか、自由党員の福岡政談社を起し、筑豊平民会を作って専任幹事となるなど、政治的な活動も行なっている。明治二八年から同三四年までは福岡市会議員を務めたが、明治末期には実業界に転じ、浪速火災保険会社福岡出張所長に就任している。『旧友会』にみる足跡のほか、利夫は『筑紫史談』(筑紫史談会)の編纂にも携わっている。利夫は同誌の発起人であり、終生会員であったが、第9集(大正五年)から、亡くなる前年に発行された第77集(昭和一五年)まで、一貫して編集・発行の任に当たっていた。また自らも数篇の論文を執筆し、同誌に掲載している。その中で、「上野勝從翁の経歴に就て」(第5集)は、利夫の祖父のことを記したものである。上野勝從は号を厩谷といい、京都の若槻幾齋のもとで地理歴史を学び、地誌や漢詩集などの著作を残している。

※参考文献

『旧友会』(発行兼編輯人今村為雄、大正九)
三松荘一編『福岡県先賢人名辞典(復刻版)』(発行者宮徹男、昭和六一)

〈資料内訳〉

古文書等 …………… 四件 八点

購入資料三 井手藤吉関係資料

〈解説〉

1 井手藤吉について

井手藤吉は、筑前国上座郡穂坂村の出身である。穂坂という地域は筑後川沿いにあり、川を隔てて南側は筑後国、東は豊後国に接し、豊前の国にも近いという、三国国境の地にある。現在、穂坂は朝倉市に編入されているが、二〇〇六年の市町村合併以前は杷木町の一部であった。

穂坂村の庄屋を勤めた藤吉は、郷土に貢献した人物として地元で伝えられている。『杷木町史』（杷木町史編纂委員会編、昭和五十六年三月発行）の人物伝には、「公事に尽くした 井手藤吉」とタイトルを付けて、彼のことを紹介している。それには、上座郡宝珠山村の百姓と豊後国鶴河内村の百姓との間に起きた境界争い、上座郡小石原村と豊前国落合村との境界争い、上座郡志波村と筑後国小江村との境界争いの、三件の国を越えての境界争いに調停者として奮闘したことが書かれている。右のように、調停者としての役割を藤吉が担ったことは、福岡藩によって編纂された「黒田家譜」にも記述が見える。『杷木町史』には、日田街道の改修に務めたことも書かれている。

藤吉の生きた時代と先祖の系譜については、自身の書き留めた記録「井手藤吉聞書并覚書」（以下、「聞書并覚書」と略す、『筑前福岡藩史料雑纂』所収、九州大学出版会、平成一八年）によって知ることができる。

「聞書并覚書」によると、井手家は戦国末期、武將秋月種実の家来であった井手兵部まで遡ることができる。兵部は秋月氏の日向高鍋(宮崎県)への国替えには随わず、池田村に住み、穂坂村を含む六か村を庄屋として治めた。兵部の後、新右衛門、七郎左衛門、七郎左衛門の養子仁左衛門、藤吉へと家督が引き継がれている。藤吉の生年は、元禄一三年(一七〇〇)の紀年を有する同書の序文に齡四十五路余りと記されているが、この度掲載する「大道作替記録」の跋文により、生年は一六五三年頃のことと推定される。

「聞書并覚書」の前半部分は、その名の通り、藤吉が父仁左衛門に昔のことを

尋ねて聞き取った記録である。村の政治の仕組み、杷木市の名称由来、戦乱の様子のほか、郡下の村ごとに庄屋の系譜が記されており、庄屋の婚姻関係が郡や国を越えて広がっている有り様を知ることができる。藤吉が国の領域を越えて調停者としての役割を果たしたことや、筑後国浮羽郡の村の大庄屋から借用した写本の存在を考える上で、「聞書并覚書」が役立つことと思われる。

2 収録資料について

次の五点の古文書から成る。

(1) 福岡御家中御屋敷帳

本資料は、福岡藩士の屋敷を所在地ごとに、規模と所持する藩士名および禄高を列挙した書冊である。裏表紙の裏側部分に藤吉の号である「用無」の文字があるため、藤吉によって書写された資料であることがわかる。元になった資料の持主についての記載はなく、この屋敷帳が作成されるに至った経緯は不明である。

本資料がいつごろの状況を示すものであるのかは、年代についての記載がないためかではない。「黒田家譜」には、藩士の加増についての記述がみえ、その中で、享保五年(一七二〇)九月、松本主殿に対する唐船打払いの功労を賞しての二百石加増の記事、享保六年二月、吉田式部の隠居願が認められ、子息又助が家督相続した記事、享保八年二月、唐船追払いに活躍した大音六左衛門に対し、五百石が加増され四千石となった記事が目される。これら藩士の禄高の変化につき、本資料ならびに「享保分限帳」(福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳』海鳥社)と照合してみた結果、本資料は享保六年二月以降、同八年二月頃までの状況を示すものではないかと推測される。

(2) 忠臣御諫言

本資料は、栗山大膳(利章)、黒田美作(一成)兩名による、福岡藩主忠之に対する寛永三年(一六二六)の諫言書の部分と、藩主黒田家の戒名を書きつけた二つの部分から構成される。諫言書は、武家諸法度や論語、大学など中国古典にある言葉を条文に立て、忠之が違背した行為を挙げる形式で書かれている。

栗山大膳は黒田騒動により失脚する以前、志波を本拠とし、上座郡一帯を治めていた。「聞書并覚書」の序文には、藤吉の祖父七郎左衛門は、若歳より大膳に「常

随給仕」していたと記されている。『杷木町史』人物伝には、「三百年來筑前第一の人物」として、一八名の筆頭に大膳のことを紹介している。

(3) 大道作替記録

宝永四年(一七〇七)春に成就する、日田街道付け替えに関する記録である。

近世、豊後国日田に至る街道は日田街道と総称され、そのうち、福岡・博多から二日市、太宰府、甘木、志波を経て日田に至る街道は穂坂村を通過していた。筑後川沿いにある穂坂村は、洪水により道路の破損を来すことが度々あった。村にとつて、道の付け替えは悲願であり、元禄一五年(一七〇二)の台風による被害の後、漸く幕府の裁可を得ることができた。

本資料には付け替えを求める嘆願のほか、家の移転に対する補助金の願い、古道・新道の間敷、潰した田畑の面積などが記録されており、宝永三年(一七〇六)に工事を終えるまでの流れを知ることができる。

(4) 隠居志勤之巻

仏事・神事に費やした金額や事柄について記録したものである。息子与市に家督を譲った翌年の宝永三年(一七〇六)から、享保一四(一七二九)年までのことが書かれている。

寺社に対する寄付金の額や祖師(親鸞)四百五十年忌に当たつての接待その他の記事がみえる。宝永四年には一大事業であつた日田街道の付け替え工事も成就しているが、この記録にも、道の下手になつた天神社を上手に移転させること、博多北ノ坊(鏡天満宮、博多区下川端町)の定めた「上座三十三ヶ村観音札所」に指定された観音堂が繁盛するよう、新道の近くへ移転させるといった関連記事が見られる。

(5) 筑後藩領諸聞書

本資料は久留米領内のことが記された書冊であり、浮羽郡山北村の吉瀬宣兼という人物より写本を借用して書き取つた古城書上、大庄屋制による村々の組み分けや山役、浦役など領内の統治機構に関する記述で構成されている。序文によれば、「三国境目の境地を一子相伝する」という目的で編まれたものである。

古城書上は、吉瀬による奥書、ならびに久留米藩の編年誌「米府年表」(『久留米市誌 下巻』所収)の記事により、寛文七年に実施された領内古城改めに関係するものであることがわかる。

※参考文献

『杷木町史』(杷木町史刊行委員会、一九八一、三)

『筑前福岡藩史料雑纂 第2輯』(九州大学出版会、二〇〇六、五)

〈資料内訳〉

古文書等

.....

五件 五点

マイクロフィルム収集資料一 東長寺文書 (二)

(所有者)真言宗別格本山東長寺 藤田紫雲住職

〔解説〕

1 「東長寺文書」について

南岳山東長寺(福岡市博多区御供所町)は、大同元年(八〇六)に唐から帰国した空海(弘法大師)によって開かれたという、由緒ある真言宗寺院である。

東長寺に守り伝えられた文物については、福岡市教育委員会文化課(現、経済観光文化局文化財部文化財保護課)が昭和五九年(一九八四)度に調査を行い、平成四年(一九九二)度に補足調査の上、『福岡市文化財調査目録5 東長寺収蔵品目録』

(一)以下、『収蔵品目録』と表記する)を刊行した。これに収録された「美術工芸」「古文書」「漢籍」のうち、「古文書」は福岡市総合図書館が預かり、新出の古文書を合わせて「東長寺文書」とし、マイクロフィルム撮影を行った。

従って、「東長寺文書」は『収蔵品目録』収録資料と『収蔵品目録』未収録資料とから成り、目録編成上「I 『収蔵品目録』収録資料」と「II 『収蔵品目録』未収録資料」とを大項目とする。とりわけ「I 『収蔵品目録』収録資料」の編成は『収蔵品目録』のそれを踏襲し、「1 近世史料」と「2 近代史料」とを中項目、「1 近世史料」は「(1)幕府」から「(19)雑」を小項目、「2 近代史料」は「(1)政府・県・市関係」から「(23)その他」を小項目とする。当館ではこのたび調査の機会を得て、一括資料もできる限り一点ごとに採録し、詳細な目録を作成することを目指した。そのため目録上の資料点数は大きく増加した。

そこで、先ず「東長寺文書」資料番号一〇一六六九、すなわち「1 近世史料」の「(1)幕府」から「(15)櫛田神社」までを便宜的に「東長寺文書(一)」として、当館発行『平成25年度古文書資料目録19』に収録した。次に「東長寺文書」資料番号一六七〇〜二八四二、すなわち「1 近世史料」の「(16)戒壇院」から「2 近代史料」の「(10)人事」までを便宜的に「東長寺文書(二)」として、本『平成29年度古文書資料目録23』に収録する。なお、目録上、当館の古文書整理方法によ

て、資料の名称など改めて採録したものがあ。密教で慣用の略字・略名は概ね正字・正式名で表記し(2)、梵字は□で文字数を示し「〔梵字〕」と付した。

2 「東長寺文書(二)」について

前述のとおり、「東長寺文書(二)」は「東長寺文書」資料番号一六七〇から二八四二まで、すなわち「1 近世史料」の「(16)戒壇院」から「2 近代史料」の「(10)人事」までの目録である。

「1 近世史料」の「(16)戒壇院」には、戒壇院で作成あるいは授受されたとみられる資料がある。江戸時代の戒壇院については大賀郁夫「近世における戒壇院支配について」(3)に詳しく、多くの戒壇院資料が東長寺に伝存する理由を、戒壇院の支配をめぐる真言律宗東長寺と禅宗寺院(聖福寺、承天寺、崇福寺の三カ寺、あるいは妙楽寺を加えた四カ寺)との対立構造から明らかにされている。

「(17)寺内行政」には、江戸時代の幕藩体制下、本末制度下における東長寺の位置づけや東長寺内の人員構成等に係る資料がある。寛永七年(一六六七)三月に仁和寺末寺となった東長寺を直ちに伝法灌頂道場とした仁和寺宮令旨の写(資料番号一八六二)や、安永五年(一七七六)正月に東長寺を筑前国の真言一派惣録職とした仁和寺宮令旨の写(資料番号一八六四)などがある(4)。また、東長寺奉行が作成して福岡藩の宗旨奉行や寺社奉行等に差出した願書等の控(資料番号一八六六)、東長寺内の出家目録や出入帳(資料番号一八六七〜一八七二)などがある。

「(18)他寺・他社」には、東長寺が惣録職として筑前国内の仁和寺末・孫末寺院の転住や直末願など諸事取りまとめた故に伝存したと考えられる資料が多数あ。また、東長寺と高野山正智院とのやり取りに係る資料(資料番号一八九二、一八九三)、東長寺弟子の異動に係る資料(資料番号一八八三、一八八四)などがある。

「(19)雑」には、福岡藩三代藩主黒田光之(江竜院殿淳山宗真居士)の法事(5)に係る資料(資料番号一九一三)、東長寺と福岡藩、仁和寺や高野山その他真言宗諸寺院とのやり取りに係る資料などがある。「書翰案」(資料番号一九二二)は、東長寺が作成する書状を相手方ごとに載せ、用いる紙や文字のくずし様など書札礼を示した資料である。

なお、「大内氏奉行人連署状写」(資料番号二〇二四)と「飯田興秀書状写」(資料番号二〇四一)は、『収蔵品目録』の解説「東長寺の資料について」の「二、古

文書」二頁下段で「善導寺文書の写しと思われるものであり(旧整理番号に沿って検索を試みたが今回確認できなかった。)」と述べられた資料に該当し、このたびの再調査でも所在の確認には至らなかった(6)。

「2 近代史料」は、明治維新以後の国家体制、宗教制度、中央・地方行政組織の変容、宗教界の制度や組織の変容に応じ、東長寺で作成あるいは授受され、集積された資料である。時代によって変わる秩序、そのなかでの東長寺および僧侶の立場や役割を把握した上で、各資料の意味合いを考察することが求められるとも言えよう。本目録収録資料のうち年代が明記された資料は、弘法大師一千年御遠忌の諸行事があった昭和九年(一九三四年)のものが最も新しい。

「(1)政府・県・市関係」には、明治初期の神仏分離政策等に係る資料をはじめ、時代によって、制度によって、東長寺、大乘寺、大悲王院の住持等が触頭、後に教導取締、後に教導管理等の立場で県下真言宗寺院を取りまとめた過程で集積された、上位機関からの通達あるいは管轄下の諸寺院から上位機関への諸般願届の控等がある。

「(2)本寺末寺」には、明治初期に触頭寺院から福岡県司祭局(7)等へ提出した寺院明細帳等の控(資料番号二二三四、二二三五、二二三六)をはじめ、諸寺院の移転や合併あるいは財産等に係る資料、僧侶の得度や転住に係る資料、教導職や教導試験補任命等に係る資料がある。これらもまた、東長寺や大乘寺が県下真言宗寺院を取りまとめた過程で集積されたものと考えられる。

教導取締を務めていた大乘寺住持摩尼宝洲は、真言宗大教院に対し、明治九年(二八七六)一月には東長寺四四世住持森輪玄を取締に推薦し(資料番号二二八六)、翌一〇年一月には大乘寺の中教院仮事務所設置を届出た(資料番号二二八七)。東長寺四五世住持となった摩尼宝洲は、教導管理の辞令を受け(資料番号二五一一五)、明治一三〇一四年にかけて真言宗法務所(教王護国寺内)支所を東長寺内に設置する手続きを進めた(資料番号二二二二、二二二三、二二二四)。上部組織の変更もあり、支所名は明治三〇年頃までは両筑真言宗法務支所、博多法務支所、後に博多聯合法務支所などと資料上にみえる。摩尼宝洲は管理から学頭に転じ、岩吉亮海(東長寺四六世住持)が管理となった。

なお、東京湯島に置かれた真言宗法務出張所の野紙を用いた資料のうち、真言宗法務出張所長から内務省社寺局宛上申書の控(資料番号二六二六)等は、摩尼宝

洲が明治一四〇一五年頃に同所詰勤番(資料番号二七六八・四)に当たった関係から伝存すると考えられる。また、真言宗法務所の野紙を用いた資料のうち、表紙に「摩尼」「摩尼宝洲」等の朱印がある宗規改正関係綴(資料番号二二二八)や書式案(二五二六・一、二)等は、宝洲が明治一七年頃に真言宗法務所詰(二三三・一七)であった関係から伝存すると考えられる。

「(3)法事」には、森輪玄の法事に係る資料(資料番号二五四〇～二五四六、二五七一)、現代も年中行事として行われている正御影供(資料番号二五五三、二五五六)、護摩供(資料番号二五五八、二五五九、二五六八)、施餓鬼会(資料番号二五五七、二五六一～二五六四)に係る資料などがある。

明治一八年の弘法大師一千年御遠忌に際して東長寺で執行された法会については、福岡区長に対し執行許可を申請した文書の控(資料番号二五四七)、真言宗管長に対し仁和寺貫主別処栄厳を導師とすることを申請した文書の控(資料番号二五四九)などがある(8)。なお、この遠忌に際して東長寺内に鎮西大師講社が置かれたこと、鎮西中学林の開校が進められたこともわかる。

昭和九年の弘法大師一千年御遠忌に係る資料からは、昭和二年には寄附勧募が始まり、もとより高野山大師教会本部九州出張所(大師教会東長寺支部とも)があった東長寺内に大勧進福岡教区事務所が置かれたこと、東光院住持摩尼亮順がその主管を務めたこと、同五年には東長寺住持で大勧進教区委員であった岩吉亮海が交代し主管となったことなどがわかる。

「(4)造営」には、弘法大師一千年御遠忌に際して東長寺内で堂宇の整備が進められたことを示す資料がある。寺内に御遠忌幹旋係および營繕係が置かれ、客殿再建、六角堂移転、経蔵改築などについて県、区、黒田家等とやり取りした資料がある。また、費用の見積書や明細書、携わった職人に関する資料がある。

「(5)教義」には、付法伝授の印信・血脈、重書とあわせて、摩尼宝洲等が高野山正智院や東寺事相講伝所等で教理・教学を修めた過程で集積されたとみられる聖教類がある(9)。

なお、仏教法話会関係資料(資料番号二六四九、二七七五)がある。同会は長宮院(のち円通寺に改称)内に置かれ、創立惣代委員大長寺から称名寺、明光寺、善導寺、崇福寺、聖福寺、承天寺等に開会式を案内したことなどがわかる。

「(6)儀式」には、森輪玄の法事(資料番号二六八二)、摩尼宝洲の法事(資料番

号二六七二)に係る資料のほか、正御影供(資料番号二七〇二、二七二〇、二七二二、二七二六、二七四七)、施餓鬼会(資料番号二七一三、二七一八、二八四八、二七五二)、虫封じ(資料番号二七〇九、二七一一)等に係る資料がある。

なお、前出の弘法大師一千五十年御遠忌、一千百年御遠忌に係る資料がある。特に後者には、東長寺内に事務局を置き、岩吉亮海を団長とした筑前参拝団(福岡教区参拝団とも)に係る資料(資料番号二六七九)がある。弘法大師一千百年御遠忌奉賛会と称し、東長寺で宝物展観や講演等が行われ、福岡市史編纂主任永島芳郎、九州大学教授干潟龍祥、同長沼賢海(いずれも当時)等が講師を務めたことなどもわかる。

〔7〕寺領 には、明治五年「地所証抛之事」(資料番号二七五八)や昭和三三年「東長寺境内測量図」(資料番号二七七二)など、東長寺境内地および近隣所有地に係る資料がある。また、東長寺が県下真言宗寺院の地所調査を取りまとめた故に東長寺に伝存したと考えられる、南淋寺から真言宗管長宛「田畑并藪坪書上記」の控(資料番号二七五九)等もある。

〔8〕寺史 には、「筑前国宦寺提要録」(資料番号二七七八)がある。このうち「東長寺歴世住職録」の「三十九現住龍巖和尚」という記載から、本資料の成立は江戸時代の三九世住持龍巖代、享保から元文期(10)であろうと推察される。

〔9〕文学 には、「口訣目録」(資料番号二七七九)がある。これは明治二三年に奴留田潭龍から摩尼宝洲へ進呈した「洞泉相承ノ口訣二拾一冊」等の目録で、これら口訣は「動潮律師ノ筆記、阿国羅漢寺住職隆鎮大徳ノ所有也、之ヲ予住山中書写シテ以テ申受ル者也」、すなわち醍醐寺三宝院憲深方の性善(字洞泉、一六七六・一七六三)(11)の口訣を動潮(一七〇九・一七九五)(12)が筆記した本を阿波国羅漢寺(莊嚴院)二世隆鎮(一七八三・一八五四)(13)が所有し、潭龍が書写したものであるという。東長寺における聖教の集積過程の一端が知られる。

〔10〕人事 には、付法伝授の印信・血脈、重書などのほか、僧侶の得度や転住等に係る資料、教導試補任命に係る資料などがある。

なお、真言宗同盟会関係資料(資料番号二三九三、二三九四、二五二九)がある。同会は明治二八年から各地で組織化が進められ、両筑真言宗法務支所の管理を兼ねながら京都山崎の観音寺住職であった摩尼宝洲が諸方と連絡したことなどがわかる。また、仁和会筑前事務所関係資料(資料番号二四五八)がある。大正三年に

落慶供養会が行われた仁和寺の再建并金堂修理事業に際し、東長寺内に同事務所が置かれ、岩吉亮海が主任を務めたことなどがわかる。

以上、本『古文書資料目録23』に収録した小項目ごとに、東長寺および僧侶の立場や役割、それらを規定した制度、組織に少々触れながら説明を加えた。なお、「東長寺文書」のうち「I 『収蔵品目録』収録資料」のマイクロフィルムはすべて、当館二階の文書資料室で閲覧等に供している。資料番号一〇二八四二のマイクロフィルム番号は、『古文書資料目録19』および『古文書資料目録23』によられた。今後『古文書資料目録』に収録する資料番号二八四三以降のマイクロフィルム番号は、現在文書資料室に備付けの「東長寺文書マイクロフィルム索引簿」によられた。

註

(1) 福岡市教育委員会、一九九三年三月。

(2) 『密教大辞典 増訂版』(法藏館、一九六九年)付録「略字略名表」によった。

(3) 九州歴史資料館編・発行『九州の神社シリーズ13 筑前 太宰府 戒壇院』(一九九四年)。同書四九〇五〇頁には、宝永五年(一七〇八)戒壇院の運照が記した「戒壇院縁起」(資料番号一六八五)が翻刻されている。

(4) 東長寺をはじめとする江戸時代の筑前国仁和寺末寺院を概観したものに、三角範子「江戸時代の筑前国仁和寺末寺院団についての一考察―東長寺文書―を生成した組織体をめぐって―」(『福岡市総合図書館研究紀要16』二〇一六年)がある。

(5) 東長寺は福岡藩主黒田家の菩提寺の一つであり、境内に二代藩主忠之、三代藩主光之、八代藩主治高の墓所がある。黒田光之の葬送儀礼については、宮野弘樹「近世大名の葬送儀礼―福岡藩三代藩主黒田光之を例に―」(『福岡市博物館研究紀要20』二〇一〇年)に詳しい。

(6) 前掲『収蔵品目録』によると、資料番号二〇二四は善導寺文書一七の写、資料番号二〇四一は善導寺文書六の写かと考えられる。善導寺文書は『新修福岡市史 資料編中世1 市内所在文書』(福岡市、二〇一〇年)、『福岡市内寺社資料調査報告書二 浄土宗博多善導寺資料 福岡市文化財叢書第五集』(福岡市教育委員会、二〇一五年)によった。

(7) 『福岡県史 第四巻』(福岡県、一九六五年)三七〇四二頁「三奈木黒田家文

書 福岡藩職制(明治三年)。

- (8) 東長寺に伝存する別処(別所)栄厳関係資料については、浅井證善『別所栄厳和上伝』(東方出版、二〇〇五年)二九一〜八頁に詳しい。
- (9) 東長寺に守り伝えられた聖教については、三角範子「南岳山東長寺に所蔵される聖教について」(『福岡市総合図書館研究紀要 17』二〇一七年)がある。
- (10) 三角範子「南岳山東長寺歴代住持略譜―三四世から四四世まで―」(『福岡市総合図書館研究紀要 14』(二〇一四年)六頁。
- (11) 前掲『密教大辞典 増訂版』「性善」項。
- (12) 前掲『密教大辞典 増訂版』「動潮」項。
- (13) 前掲『密教大辞典 増訂版』「隆鎮」項。庄野光昭『阿波の僧侶と高野山』(朱鷺書房、二〇〇四年)一一二頁。

〈資料内訳〉

I 『収蔵品目録』収録資料

1 近世史料	三六一七件
(1) 幕府	六九件 一〇一点
(2) 本寺	一〇件 一〇点
(3) 末寺	二六件 二七点
(4) 法事	二六八件 三〇九点
(5) 造営	二〇件 二〇点
(6) 教義	二六三件 二七三点
(7) 儀式	二二八件 二二九点
(8) 寺領	九件 一〇点
(9) 寺史	八件 八点
(10) 文学	四三件 四四点
(11) 人事	四五三件 六五八点
(12) 寺社日記	一八件 二〇点
(13) 宗門改・檀家	二八件 四七点
(14) 寄附	二一件 二三点
(15) 榎田社	二〇五件 二一七点

*以上、『平成25年度古文書資料目録 19』に収録

(16) 戒壇院	一九二件 三二八点
(17) 寺内行政	一五件 一六点
(18) 他寺・他社	三五件 四一点
(19) 雑	二八五件 二九五点
2 近代史料	一四二一件

(1) 政府・県・市関係	三七件 四四点
(2) 本寺末寺	三〇六件 五九三点
(3) 法事	三四件 一四四点
(4) 造営	四二件 六五五点
(5) 教義	五六件 八七点
(6) 儀式	八六件 一六三点
(7) 寺領	一四件 一九点
(8) 寺史	七件 七点
(9) 文学	一二件 一三点
(10) 人事	五二件 一三八点

*以上、本『平成29年度古文書資料目録 23』に収録

*以下、今後の『古文書資料目録』に収録予定

(11) 借用証文	
(12) 寺社日記	
(13) 宗門改	
(14) 寄附	
(15) 他寺・他社	
(16) 寺内行政	
(17) 書状	
(18) 講	
(19) 絵図類	
(20) 経済関係	
(21) 刊本	
(22) 教育	

II

『(23) 蔵品目録』未収録資料

.....

〈総計〉

三九三三件
三一六件

寄贈資料一 近藤郁隆(いくたか)収集資料

(寄贈者)近藤 克巳

〈解説〉

本資料群は、近藤郁隆氏が収集した資料群で、おもに藩札、米切手、地券等からなり、郁隆氏が亡くなられた後、長男・近藤克巳氏から本館に寄贈された資料である。

1 収集者・近藤郁隆氏について

克巳氏によれば、郁隆氏は昭和二年(一九二七)一月四日、佐賀県伊万里市に生まれた。昭和二四年に広島大学教育学部を卒業し、同年三月七日「山口中学校高等女学校」に勤務する。以後、長崎県立上五島高等学校(同二八年)、佐賀県立鳥栖高等学校(三三年)、福岡大学附属大濠高等学校(福岡市中央区、同三九年、平成四年)において日本史を担当された。

平成一〇年一月一六日には、五年間勤務した長崎県立上五島高等学校に、「近藤文庫」として蔵書二〇〇冊を寄贈した。

退職後の郁隆氏は、カメラ、旅行、野菜作り、古文書収集・解説などに積極的に取り組み、平成二七年(二〇一五)二月二一日に亡くなった。

本資料群は、郁隆氏自ら長年にわたって古書店から購入し収集したもので、同氏の手による覚書や翻刻文等も添えられていた。

2 本資料群の内容と分類について

本資料群を当館に受け入れた時点で、郁隆氏により保管容器(アルバムやプラスチックファイル)を使った形態別の分類がだまかに行われていた。

本館の資料整理行程では、基本的にまず保管容器ごとに親番号を付し、親番号の下に、その容器で一括にされた資料一点ごとに、枝番号(子番号)を付す。本目録の編集方針では、こうして付与された枝番号の順序は崩さず、枝番号通りに掲

載することとしているが、本資料群の場合は、すべて収集者自身が各地の古書店より購入した資料で構成されていることを考慮し、例外的に枝番号を崩し一点につき一つ番号を付した。その結果、総計は二一四件、二一四点となり、その内容や地域、年代は広範囲にわたっている。

一点につき一番号を付与したものを内容により分類した結果、点数の多いものから、「1 藩札・米切手等」(二二〇件 一二〇点)、「2 地券」(二六件 二六〇点)、「3 往来・関所関係」(二一件 一一点)、「4 知行宛行状等」(一〇件 一〇点)、「5 証書類」(二〇件 一〇点)、「6 宗門改・人別改等」(八件 八点)、「7 捕鯨関係」(五件 五点)、「8 鑑札類」(三件 三点)、「9 その他」(二一件 二一点)となった。

なお、先に触れた郁隆氏の手による当初の資料整理の状態は、本目録データの整理番号により復元が可能である。

つぎに本資料群の分類の詳細について述べる。

もつとも点数が多い「1 藩札・米切手等」(二二〇点)は、本資料群の総数二一四点の過半数を占める。地域は東北から九州まで広範囲に及び、後掲した参考文献に掲載された面図を参照し、可能な限り資料同定をおこなった。とくに藩札については佐野英山編著『藩札図録』、米切手に関しては島本得一著『蔵米切手の基礎的研究』に拠った。参考文献の多くが、発行主体の地を古代の地方行政区分・五畿七道と国名に拠って分けていたため、本目録もそれにならった。その結果、「1 藩札・米切手等」は、①東山道(二三点)、②北陸道(四点)、③東海道(二二点)、④畿内(一三点)、⑤南海道(六点)、⑥山陰道(五点)、⑦山陽道(一七点)、⑧西海道(三四点)、そして⑨明治政府等(二点)となり、収集者ゆかりの地を含む西海道と山陽道で発行されたものが多く含まれる。また、参考文献で確認できなかった資料は、⑩その他(二〇点)に配した。

つぎに「1 藩札・米切手等」のデータ欄について説明する。

本目録一頁から一九頁の「名称」欄には、可能な限り資料から読み取れる文字情報を、表書と裏書とを「/ (スラッシュ)」で分けて掲載した。これらの文字情報の中には、発行所、発行者、引替所、札元、落札者等を推定できる情報が含まれたため、「作成・宛名」欄は設けなかった。また「年代」欄に関しては、文献で確認できたものはできる限りその発行年を、それ以外は資料中から読み取れ

年月日を入れた。「備考」欄には資料検索に役立つよう、五畿七道と国名や、参考文献で確認できた宿駅札、私札、旗本札等の情報を加えたが、資料検索をする際は原資料の情報である「名称」欄を参照することをお勧めする。

「2 地券」(二六六)は、明治初期の福岡県をはじめとする九州・山口各県の地券がほとんどで、その他にも筑摩県(現、長野県)と岐阜県の一部)や堺県(現、大阪府南西部)のものも含まれる。

「3 往来・関所関係」(一一件 一一点)には、江戸時代の関所である、碓氷、横川、箱根宛の手形一札や、木製の往来手形や海上往来手形などがある。

「4 知行宛行状等」(二〇件 一〇点)は、収集者が広島で学生時代を過ごしたことに関係してか、広島藩の知行宛行状が八点、残る二点は福岡藩と佐賀藩のものである。

「5 証書類」(二〇件 一〇点)には、江戸時代の田畑等譲渡や金銭借用の証文などである。

「6 宗門改・人別改等」(八件 八点)には武州榛沢郡(現、埼玉県)や上妻郡(現、福岡県筑後地方)のものなどを含む。

「7 捕鯨関係」(五件 五点)には、収集者とゆかりのある佐賀・長崎の捕鯨資料で、肥前唐津呼子浦の関係史料と、生月鯨漁場行の切手を含む。

「8 鑑札類」(三件 三点)は、木製の酒屋札、糶屋札、牛馬商免許鑑札である。

「9 その他」(二二件 二二点)には、「1」〜「8」以外の資料で、近世文書一五点、近代文書六点が含まれる。最も古いものとしては元禄八年(一六九五)の福岡藩下座郡の「五位鷲巢山御用覚帳」(資料番号一九四)がある。

3 閲覧について

本資料群には色付の紙を使用した藩札等が含まれるため、デジタル撮影を行い、それをカラープリントして製本した。よって本目録発行の時点では、本資料群はこの紙焼き製本により閲覧して頂くこととなる。

本目録の一一頁から二八頁のデータ部分最下段の「図書書名」欄に、紙焼き製本のタイトルと巻号を記載している。紙焼き製本の中の掲載順は本目録データの「整理番号」欄の順に掲載されている点は注意を要する。

紙焼き製本の書名とその中に収録された資料は次の通りである。

『近藤郁隆収集資料 1』(整理番号 1〜6所収)	1
『近藤郁隆収集資料 2』(整理番号 7・1所収)	2
『近藤郁隆収集資料 3』(整理番号 7・2所収)	3
『近藤郁隆収集資料 4』(整理番号 8〜25所収)	4
『近藤郁隆収集資料 5』(整理番号 26〜66所収)	5
『近藤郁隆収集資料 6』(整理番号 67〜73所収)	6

福岡市総合図書館 二〇一八年発行

〈参考文献〉

- ・佐野英山編著『藩札図録』(〈原本〉一九二一、〈復刻〉文献出版 一九七八)
 - ・百田米美、久田慎弼編『九州藩札沿革図譜』(岡本茂発行 一九七七)
 - ・百田米美編『旗本札図録』(兵庫貨幣史編纂所 一九九二)
 - ・百田米美編『九州米切手図録』(福岡古泉会、九州貨幣史学会 一九七七)
 - ・島本得一著『蔵米切手の基礎的研究』(産業経済社 一九六〇)
 - ・国立史料館編『史料館叢書 別巻Ⅱ 江戸時代の紙幣』(東京大学出版会 一九九三)
 - ・土屋喬雄、山口和雄監修、日本銀行調査局編『図録 日本の貨幣6』(東洋経済新報社 一九七五)
 - ・倉林重幸著『作道洋太郎名誉教授旧蔵藩札類目録』『大阪大学経済学』56(4)(二〇〇七)
 - ・『日本歴史地名大系 大阪府の地名』(平凡社 一九八六)
 - ・『西日本文献目録 資料番号61』(福岡 葦書房 二〇一三)
 - ・『浜松市史 二』(浜松市役所 一九七一、浜松市立中央図書館浜松市文化遺産デジタルアーカイブ)
- *本資料群の「1 藩札・米切手等」に関して、宮 徹男氏に多大なご教授を賜りました。お礼申し上げます。

〔資料内訳〕

1	藩札・米切手等	一	二〇	件	一	二〇	点		
2	地券	二	六	件	二	六	点		
3	往来・関所関係	一	一	件	一	一	点		
4	知行宛行状等	一	〇	件	一	〇	点		
5	証文類	一	〇	件	一	〇	点		
6	宗門改・人別改等	八	件	八	点				
7	捕鯨関係	五	件	五	点				
8	鑑札類	三	件	三	点				
9	その他	二	一	件	二	一	点		
	(総計)	二	二	四	件	二	二	四	点

寄贈資料二 平田胤次(たねつぐ)資料

(寄贈者)青柳 喜美子

〈解説〉

1 資料群の概要

本資料群は寄贈者の父で、建築家であった平田胤次(二八八一〜一九六四)が残した資料を寄贈者が保管していたもので、内容は平田自身が記した履歴書、小学校・工手学校卒業証書、感謝状、辞令類と、建築経過を写した写真である。履歴書・辞令類から、建築工事を監督する技術者の処遇が、写真からは大正・昭和初期の建築事情を窺うことができる。

2 平田胤次の経歴について

本資料群に含まれる履歴書と辞令等から窺い知ることができる平田胤次の経歴は以下ようになる。

(1) 工手学校卒業まで(明治一四年七月〜四一年七月)

平田は、明治一四(二八八一)年七月一日福岡県宗像郡勝浦村(現福岡県福津市勝浦)に生まれ、宗像郡田嶋尋常小学校(現宗像市立玄海小学校の前身)及び宗像高等小学校を卒業した。

大工職に従事した後、二五歳で工手学校(現工学院大学)に入学した(明治三九年九月)。工手学校は、明治期の殖産興業政策のもと「工手」(技術者の助手)を養成する機関として明治二一年東京に開校、土木、機械、電工、造家(建築)、造船、採鉱、冶金、製造舎密(科学)八学科が置かれた(昭和三年工学院、昭和四年工学院大学)。平田は入学の翌年五月から通信省経理局雇(営繕課員)として勤務する傍ら同校で建築学を学び、四一年七月に工手学校を卒業、同年十月には通信省を退職し、東京電灯株式会社(現東京電力株式会社)庶務課建築係に採用された(資料番号一八・一九)。

(2) 栃木県内在勤時(明治四一年十月〜大正元年一〇月)

工手学校卒業後平田は、一旦東京電灯株式会社に採用されたが、明治四二年一月には同社を依願退職している。履歴書には四二年二月から翌四三年三月まで栃木県安蘇郡唐澤山神社(現栃木県佐野市富士町)社殿新営工事監督に従事したと記載されており、この件が東京電灯を早期に依願退職した理由と想像される。唐澤山神社は平安時代中期の武人藤原秀郷を祭神とし、その本拠地とされる唐澤山城本丸跡に明治一六年に創建された(明治二三年別格官幣社)。明治四一年に本殿を、翌四二年に拝殿を造替しており、平田の履歴書によれば、拝殿を含む社殿の造り替えに従事したものと想像される。その後も、四三年三月から四四年一月まで、日光社寺大修繕事務所技手心得として、四四年四月からは栃木県下都賀郡国府村長から小学校建築技術員を嘱託されるなど、栃木県内各所の建築に携わっている。日光社寺大修繕事務所は日光二社一寺(日光東照宮・日光二荒山神社・日光輪王寺)の修繕事業を行うため、栃木県によって設立され、明治三二年から明治四四年までの予定で第一期修繕工事を実施した。平田はその最終段階で修繕作業に従事したことになる。また、履歴書・辞令等には記載がないが、佐野警察署の写真(資料番号一一二)が含まれ、同地では寺社や小学校以外の建築に携わった可能性が窺える。

(3) 三重県津市在勤時(大正二年二月〜七年九月)

平田は大正二(一九一三)年二月三重県津市役所土木係に採用され、七年九月まで勤務した。津市は三重県県庁所在地として明治二二年市制を施行、市議会は津城内に置かれた市役所二階を議場としていたが、手狭となったため、大正六年に市役所隣接地に議場を新築した。本資料群には工事中の状況写真(資料番号一一四)と上棟式記念写真(資料番号一一五)の二枚が含まれる。

(4) 福岡市役所在勤時(大正七年九月〜十三年一〇月)

明治二二年市制施行時福岡市の人口は五万人ほどであったが、大正期に入ると周辺町村との合併が行われ、都市規模を拡大した。それに伴う建築事業に平田が従事したものと想像され、福岡高等小学校、福岡市市庁舎、奈良屋尋常小学校、舞鶴町市営住宅等の建築に関する写真(資料番号一一六〜一二二)は平田の福岡市役所在勤中のものと考えられる。

(5) 九州帝国大学在勤時(大正十一年十月〜昭和七年三月)

九州帝国大学(現九州大学)は明治四四年創立。大正一二年一二月に工学部本館

等が焼失した直後に、平田は採用されている。再建にあたっては、開校時に創設費用を寄付した古河財閥の意向もあり、焼失した旧本館の部材を使用し、従前の形状を模した赤煉瓦造りの建物(工学部実験棟)を再建しており、その完成時の写真(資料番号一二四)が含まれる。

(6)福岡県庁・岡部工務店在勤時(昭和七年六月)

この間の辞令は昭和一九(一九四四)年三月に合資会社岡部工務店に工務課長として迎えられたもの(番号一一〇)のみであるが、履歴書には昭和七年六月から一六年一二月まで福岡県内務部営繕課に勤務したとある。

※主な参考文献

『工学院大学』百年史』工学院大学学園百年史編纂委員会編集 工学院大学 一九三三年

『角川日本地名大辞典 9 栃木県』角川日本地名大辞典』編纂委員会編 角川書店 一九八四年

『日本歴史地名大系 9 栃木県の地名』平凡社 一九八八年

『日光市史 下巻』日光市編さん委員会編集 日光市 一九七九年

『津市史 第四巻』津市役所 一九六五年

『福岡市史 第二巻 大正編』福岡市役所編集発行 一九六三年

『福岡市議会史 第二巻 大正編』福岡市議会議事事務局編集発行 一九七九年

『九州大学七十五年史 通史』九州大学七十五年史編纂委員会編 九州大学出版会 一九九二年

〈資料内訳〉

1 履歴書	四件	四点
2 卒業証書・修了証書・感謝状等	八件	八点
3 辞令等	九八件	九九点
4 写真	一六件	一六点
		(総計)	一二六件	一二七点

購入資料一 旧秋月藩士岩津家文書

〔解説〕

1 岩津家について

本文書群は、旧秋月藩士の岩津家に伝来したとみられ、資料には岩津七郎とその息子文太郎の名が見える。岩津家は、幕末から明治初期にかけて秋月藩領である筑前国夜須郡三箇山村(現、朝倉郡筑前町三箇山)に住していた(「履歴」資料番号一)。本文書群に伝来した「履歴証」(資料番号二)の記載から、明治十九年には福岡県夜須郡曾根田村(現、朝倉郡筑前町曾根田)に住していたことが分かるが、転居した年代は不明である。

明治期に作成された資料(「履歴」資料番号一、「願書綴」資料番号一八等)によれば、岩津家は元来福岡藩黒田家の家臣であったが、七郎の父伊右衛門の代に秋月藩士となり、七郎自身は元治二年(一八六五)に召し抱えられ、浮組貝役となつたと伝えられている。七郎はその後明治三年三月に楽隊長を、同年一月には常備隊への編入を命ぜられたが、廃藩置県後の明治四年一二月に廃禄されて民籍編入となつたという。また、七郎が明治一九年に記した「履歴証」(資料番号二)によれば、七郎は嘉永三年(一八五〇)から同六年まで福岡の藩校に入門しており、民籍編入後の明治六年からは教員として三箇山村や曾根田村で教鞭をとつていたという。

文太郎は文久三年(一八六三)に生まれ、明治一六年に御笠郡在勤の小学六等訓導に任ぜられた(「履歴書」資料番号三)。翌一七年には小学五等訓導となり、明治二〇年には夜須郡曾根田尋常小学校の在勤となる。その後も教員として朝倉郡や嘉穂郡の学校を転任し、大正一四年(一九二五)に退職した。

2 目録編成について

伝来した資料の年代は主に明治期から大正期であるが、家禄返還請求に関わって収集された写本類の中に旧秋月藩に関わる資料が残されている。

目録編成は、「1 岩津家」「2 家禄返還請求関係」「3 学校」「4 その他」

に大別した。「1 岩津家」には、七郎及び文太郎の経歴が分かる履歴書などを配した。「2 家禄返還請求関係」には、秋月藩士であった岩津七郎が廃禄され、民籍編入となつたため家禄を支給されなかつた事に対する家禄返還請求関係の資料を配した。「2 家禄返還請求関係」は六八点あり、文書群全体の中でも多数を占めている。これらは「①嘆願・訴状類」と「②旧記類」に細分した。「①嘆願・訴状類」には、七郎と文太郎が行つた請願や訴訟の経緯が分かる資料を配した。これらの資料から分かる家禄返還請求の経緯は以下の通りである。

岩津七郎は明治四年に廃禄されたことを不服とし、明治一一年に「廃禄之義二付歎願」を福岡県少書記官宛に提出したが、復禄は許可されなかつた(資料番号一、一二)。明治三〇年には家禄賞典禄処分法が制定され、翌三一年には文太郎が連名で「禄高整理公債証書給与願」(資料番号一三)を大蔵大臣宛に提出している。この願書の内容から、岩津七郎が死去した後も息子の文太郎が請願を行つていたことが分かる。明治三一年の請願は、廃禄された明治四年から秩禄処分が行われた明治九年までの期間の家禄給与額が支給されなかつたことを不服とし、禄高整理公債証書によつてその給与額を支払うことを願ひ出たものであつた。しかしこの請願も、「明治四年以前に支給されていた給米は、職給であつて家禄には当たらない」という理由で却下された(「出訴大意」資料番号二四)。これを受けて、明治四二年に文太郎は連名で行政訴訟を起こし、支給された給米は職給ではなく家禄であることを主張している。明治四二年は家禄賞典禄処分法に関する事件を行政裁判所に訴えることが可能となつた年であり、文太郎の行政訴訟はこの動きに連動するものである。

この行政裁判については、大正元年一二月六日に判決が下されており、国立公文書館に所蔵されている「裁判宣告書裁決書原本綴」(請求番号平16民事00636100)に判決結果の内容が記されている。それによれば、連名で訴訟を起こした一二名の内、岩津文太郎を含む三名のみが勝訴したことが分かる。このことは、本文書群に伝来した「訴訟費用額確定決定書」(資料番号四七)や、代理人弁護士の浜地八郎と文太郎の間で交わされた書簡及び関連する書類の内容からも傍証することができる(「書簡」資料番号四四、「領収証」資料番号四五、「書簡」資料番号四六)。

「②旧記類」には、岩津家の家禄返還請求の経緯を知る資料とは別に、岩津家

が請願や訴訟を行う過程で参照したと考えられる記録の写し等を配した。「②旧記類」の中には、「①歎願・訴状類」に含まれる資料と重複する内容のものもあるが、岩津家の家禄返還請求の経緯を具体的に示すもののみを「①歎願・訴状類」に配し、それ以外を便宜上「②旧記類」として編成した。基本的には写した年代順に配列し、写した年代が不明の場合には原本の年代順に配列した。「②旧記類」の写本の中には、旧秋月藩の家禄に関わる記録が多く伝来しており、福岡県庁に保管されていた文書を参照したことが明記されている資料（旧秋月藩二属スルモノ士族卒禄高改正分限帳(写)）資料番号六〇なども伝存している。これらはあくまで写本である点を留意する必要があるが、明治期の県庁に伝来していた文書類の一端を知ることができる好個の資料と考えられる。

「3 学校」には文太郎が訓導として関わった尋常小学校関係の資料などを配し、「4 その他」には和歌の覚え書きなどを配した。

※国立公文書館所蔵の「裁判宣告書裁決書原本綴」（請求番号平16民事00636100）の利用については国立公文書館のご協力を賜りました。ここに記して謝意を表します。

〈資料内訳〉

1 岩津家	一〇件一〇点
2 家禄返還請求関係	六七件六八点
3 学校	五件 五点
4 その他	五件 五点
	八七件八八点
	八七件八八点

〈総計〉

八七件八八点

購入資料二 嘉麻郡小野谷村桑野家文書

〈解説〉

筑前国嘉麻郡小野谷村(現、嘉麻市)で大庄屋を務めた桑野家に伝来したと考えられる資料群である。文政一二年(一八二九)から慶応三年(一八六七)にかけての古文書一八点から成り、小野谷村の貢租や役負担に関するもの、大庄屋として管轄した小野谷組に滞在する旅人を対象とした宗旨改帳や人払帳などがある。

桑野家の先祖「桑野新右衛門実勝」について、「筑前国続風土記附録 卷之二十二(一)所載「小野谷村」の項では、実勝は秋月種実に仕えていたが、種実落去ののち、小野谷に退き農民となったと記されている。また、慶長七年(一六〇二)、後藤又兵衛が益富城の城主となった折、子又左衛門が村々の土貢のことを司り、島原からの帰陣の後、名を喜右衛門と改め、椎木・桑野村の代官となったという。子孫は小野谷村の農長となっていると、同書は記している。

本資料群にみえる桑野家の当主の名は、天保三年(一八三二)の「十五郎實直」、天保一一年、同一四年の「嘉助」、嘉永五年(一八五二)以降の「新十郎實房」である。このうち、十五郎實直と嘉助については、年代の異なる二冊の「小野谷村首役勤人高書上帳 ひかへ」(資料番号五、一一)を比較することによって、同一人物であることが分かる。

同資料は、村内のすべての男子の名と家族関係、組わけ(三名の組頭による)が記載されている。面役を勤める人数を把握するために作成されたものと考えられ、六一歳以上一四歳以下の人数ならびに庄屋、組頭、頭取、医師、散使、状持、相府など村で何らかの役割を担った者の人数が控除された合計人数が記されている。「諸御願書差出帳」(資料番号一七)は、慶応三年(一八六七)に役所に提出された願書等について、一件ごとに内容を記載したものである。御救米や鉄砲免札、紙漉や綿打など生業関係のほか、福岡御領、豊前など他国との出入りに関する願書が多く、中には、「小倉婦人子供衆当時西郷村并椎木村江止宿」、「椎木村江小倉御従類滞在」等、慶応二年の長州征討に伴い、小倉藩から逃れてきた藩士家族や従者と見られる記述が含まれる。

小野谷村の物産に関して、明治五年(一八七二)から七年にかけて、福岡県によって調査され、編纂された「福岡県地理全誌 卷之八十三 嘉麻郡之九」(2)に、小野谷村の物産として、「生蠟貳千四百斤 幸(桑カ) 野新右衛門製」がみえる。本目録に掲載する「新助分預り米算用約帳」(資料番号一五)にも、生蠟の原料である櫛の代金のことが散見され、小野谷村の重要な物産であったことがうかがえる。

本資料の目録の配列は、年代順である。

註

(1) 『筑前国続風土記附録 中巻』(文献出版、一九七七)所収。

(2) 『福岡県史 近代史料編 福岡県地理全誌(三)』(西日本文化協会編、一九八九、八)所収。

〈資料内訳〉

古文書 …………… 一七件 一八点

購入資料三 福岡藩士前田甚右衛門・喜太夫宛知行目録

〈解説〉

前田甚右衛門宛ての「貴殿拝領知高目録」と、前田喜太夫宛ての「貴殿拝領替知高目録」の二点で構成される。発給年代は、それぞれ元禄一六年(一七〇三)、享保七年(一七二二)である。

前田甚右衛門宛ての目録に記載される高は、現在の糸島市域に当たる志摩郡の稲留村・浦志村・大浦村の三か村、ならびに宗像郡稲元村(現、宗像市)の合わせて二百石分である。

記載される村の中で、最も拝領高が多いのは、稲留村の一〇石式斗余であった。『角川日本地名大辞典 40 福岡県』によれば、「元禄国絵図」にみえる同村の村高は六六三石(一)となっており、拝領高は村高の約一七%の割合であった。次に多いのが、稲元村の八〇石式斗余で、村高八四三石余に対して約九、五%であった。浦志村での拝領高は八石八斗余、大浦村はわずか七斗余であった。

拝領高全体の田畠の内訳は、田が一七一石七斗九升三合七勺九才、畠が二八石式斗六合二勺一才と、田の割合が高い。

前田甚右衛門に関する記録は乏しく、家柄について知ることは困難であるが、福岡藩の儒官である竹田貞直の記した「竹田春庵日記」(2)に、甚右衛門の名がみえる。同日記の元禄一三年九月一六日条、同年一月六日条などにより、甚右衛門は、のちに五代目藩主宣政となる「弁之助」の御付役を勤め、弁之助の講師役であった貞直との間を取り持っていたことがわかる。

次に、前田喜太夫宛ての目録に記載される高は、鞍手郡長谷村(現鞍手町)・表糟屋郡酒殿村(現、粕屋町)・宗像郡津丸村(現、福津市)の合わせて二百石分である。

このうち、長谷村での拝領高百石は、村高四七九石余の約二二%となり、以下同じく、酒殿村の五二石三斗余は、村高一二二石余の約四%、津丸村の四七石六斗余は、村高一〇二五石余の約五%となっていた。拝領高全体の田畠の内訳は、田が一六三石八斗三升七合五勺、畠が三六石一斗六升二合五勺であった。

前田喜太夫については、同時代の資料は見出せず、「天保分限帳」(3)に馬廻組

三百石取として「前田喜太夫」の記載が見つかったのみである。

前田という姓の藩士に宛てられていることをもって、甚右衛門・喜太夫の両者が同一の家柄であると即断することはできないが、入手時、二点の資料は同一の包紙に入れられていたため、福岡藩士であった前田氏の資料として掲載することとした。

註

(1)『角川日本地名大辞典 40 福岡県』(角川書店、一九八八、三)、「稲留」の項参照。以下、本文における「村高」は、「元禄国絵図」にみえる高として、同書に記載されている数字を採った。

(2)原本は福岡市総合図書館が所蔵しており、「福岡藩儒竹田資料」(『平成九年度古文書資料目録三』、福岡市総合図書館編、一九九八)に収録。翻刻文は『新訂黒田家譜 第七卷(中)』(文献出版、一九八四)に掲載されている。

(3)福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』(海鳥社、一九九九)所収。

〈資料内訳〉

古文書 ………………一件 二点

購入資料四 津田流砲術伝書

〈解説〉

本資料は、砲術家として福岡藩に仕えた津田武右衛門守重が、同じく福岡藩士である浦上彦兵衛に宛てた津田流の砲術伝書で、寛文一〇年(一六七〇)八月一日の日付が記されている。

『国史大辞典 第九卷』(1)の「津田流」の項によれば、津田流とは、「南蛮人」の屏太郎より伝を受けた津田監物算長を流祖とする、わが国最初の砲術流派である。『日本武術・武道大事典』(2)によれば、津田監物(算長)は紀伊国の武士で、鉄砲が伝来した種子島を訪れ、鉄砲の発射法、製造法などを学び、津田流を立てた。砲術師範となり、諸国から弟子入りする者が訪れ、子の算正、孫の自由齋へと業が伝えられた。(ただし、『国史大辞典 第九卷』「津田監物」の項では、算正、自由齋とともに算長の子としている)。

『日本武術・武道大事典』に掲載される津田流砲術の系図によると、紀州藩の津田家、福井藩の津田家、尾張藩の石川家などが津田流を伝承しており、算長、算正、自由齋、重長を共通の祖としている。このほか、系図には、系統不明の伝承者として、福岡藩の津田武右衛門の名を挙げているが、本資料(津田流砲術伝書)の差出名には、守重の署名に先立ち、屏太郎、津田監物算長、津田監物算正、自由齋、津田監物重長の名が記載されている。このことから、守重は重長という人物から砲術を学び、師範の免許を与えられたと考えられる。守重の出自、重長より砲術を学んだ経緯、「津田」の名字の由来、福岡藩に召し抱えられるに至った道筋などは不明である。

守重の名が福岡藩の資料に現れるのは、三代目藩主光之の治世の寛文期(一六六一〜一六七三)で、「寛文官録」(3)に、本資料の宛名人である浦上彦兵衛に属する無足として、「石火矢打 津田武右衛門守重」とみえる。

このほか、守重の事蹟と考えられるものに、明暦三年(一六五七)、長崎警備のため幕府より預け置かれた石火矢・大筒の試射を行なったこと、延宝元年(一六七三)には、通商を求めて来航したイギリス船の警備に当たったことなどが、「黒田

新続家譜」(4)にみえる。
註

- (1) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第九卷』(吉川弘文館、一九八八)
- (2) 加来耕三編『日本武術・武道大事典』(勉誠出版、二〇一五)
- (3) 福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』(海鳥社、一九九九)所収。
- (4) 川添昭二校訂『新訂黒田家譜 第二卷』(文献出版、一九八二)所収。

〈資料内訳〉

古文書 一件 一点

マイクロフィルム収集資料一 東長寺文書(三)

(所有者)真言宗別格本山東長寺 藤田紫雲住職

〈解説〉

1 「東長寺文書」について

南岳山東長寺(福岡市博多区御供所町)は、大同元年(八〇六)に唐から帰国した空海(弘法大師)によって開かれたという、由緒ある真言宗寺院である。

東長寺に守り伝えられた文物については、福岡市教育委員会文化課(現、経済観光文化局文化財活用部文化財活用課)が昭和五九年(一九八四)度に調査を行い、平成四年(一九九二)度に補足調査の上、『福岡市文化財調査目録5 東長寺収蔵品目録』(1)以下、『収蔵品目録』と表記する)を刊行した。

『収蔵品目録』に収録された「美術工芸」「古文書」「漢籍」のうち、「古文書」は福岡市総合図書館が預かり、新出の古文書を合わせて、「東長寺文書」としてマイクロフィルム撮影を行った。御寺のご理解ご協力のもと、当館は東長寺文書を更に調査する機会を得て、できる限り詳細な目録の作成に努めてきた。

目録の編成上、東長寺文書は「I 『収蔵品目録』収録資料」と「II 『収蔵品目録』未収録資料」を大項目とした。とりわけ「I 『収蔵品目録』収録資料」の編成は、『収蔵品目録』の編成を踏襲し、「1 近世史料」と「2 近代史料」を中項目、「1 近世史料」は「(1)幕府」から「(19)雑」を小項目、「2 近代史料」は「(1)政府・県・市関係」から「(23)その他」を小項目とした。

東長寺文書の目録は、『古文書資料目録』に収録するにあたって便宜的に分割し、下段のとおり「東長寺文書(一)」「東長寺文書(二)」「東長寺文書(三)」とした。『平成25年度古文書資料目録19』には、「東長寺文書(一)」として資料番号一〇一六六九、すなわち「1 近世史料」の「(1)幕府」から「(15)榎田神社」までを収録した。『平成29年度古文書資料目録23』には、「東長寺文書(二)」として資料番号一六七〇〜二八四二、すなわち「1 近世史料」の「(16)戒壇院」から「2 近代史料」の「(10)人事」までを収録した。そして、本『平成30年度古文

書資料目録24』には、「東長寺文書(三)」として資料番号二八四三〜三六一七、すなわち「2 近代史料」の「(11)借用証文」から「(23)その他」までを収録した。これを以て、「I 『収蔵品目録』収録資料」はすべて『古文書資料目録』に収録した。

なお、目録の作成上、当館の古文書整理方法によって、資料の名称など改めて採録したものがあ。密教で慣用の略字・略名は概ね正字・正式名で表記し(2)、梵字は□で文字数を示し「〔梵字〕」と付した。

	『古文書資料目録』	分割文書群名	資料番号
19		東長寺文書(一)	一 〜一六六九
23		東長寺文書(二)	一六七〇〜二八四二
24		東長寺文書(三)	二八四三〜三六一七

2 「東長寺文書(三)」について

前述のとおり、「東長寺文書(三)」は資料番号二八四三〜三六一七、「2 近代史料」の「(11)借用証文」から「(23)その他」までの詳細目録である。

「(11)借用証文」には、明治五年(一八七二)に珍英が摩尼宝洲(当時大乘寺住持。後に東長寺四五世住持)から書籍等を借用した「借状」(資料番号二八四三)や、鎮国寺が東長寺から屏風や掛幅等を借用した「借用証」(資料番号二八五二)などがある。また、福岡日日新聞社および同支局五楽堂が大乗寺、摩尼宝洲に宛てた領収書(資料番号二八五〇・一八、一九)などがある。

「(12)寺社日記」には、摩尼宝洲が明治二年から翌年にかけて高野山で書き留めた日記類などがある。これらは「1 近世」の「(12)寺社日記」に配された慶応四年(明治元年)の日記類(資料番号一四〇四、他)と一連のものと考えられる。

「(13)宗門改」には、明治二年から四年にかけての宗門改関係資料のほか、明治一八年の弘法大師一千五十年御遠忌に係る名簿(資料番号二九〇四、二九〇五、他)や、星祭祈願者の名簿(資料番号二八九七、二九一二)などがある。

「(14)寄附」には、弘法大師一千五十年御遠忌や正御影供に係る寄附の記録な

どがある。これらの記録者として表出する御遠諱法会周旋係、受付係、営繕係、東長寺執事、世話人、世話係などの存在から、寺務の分掌の様子が窺われる。

「(15)他寺・他社」には、多岐にわたる資料が配されている。これらの多くは東長寺中に真言宗諸寺院を統轄する機関(真言宗法務所の地方機関である真言宗法務支所。両筑真言宗法務支所、博多法務支所、博多聯合法務支所などと変遷)、あるいは鎮西大師講社が置かれ、その要職を東長寺住持が務めたために、東長寺で作成あるいは收受されたと考えられる。摩尼宝洲は大乗寺住持であった時から福岡県宗内教導取締を務め、東長寺住持に転じて後に教導管理となり、学頭となつた。東長寺四六世住持岩吉亮海は摩尼宝洲の跡を受け、教導管理を務めた。

なお、明治七年水鏡天満宮境内に置かれた神道各宗合議所(神宮僧侶教導合議所ともいう)関係資料(資料番号二九八六、二九八八、二九八九)などは、当時大乗寺住持摩尼宝洲が真言宗惣代を務めた故に保管し、東長寺に伝来したと考えられる。

「(16)寺内行政」には、東長寺で作成あるいは收受された資料として、東長寺末寺院の境内地(資料番号三〇五六―)や堂宇(資料番号三〇五九―四、五)に関する資料、共有墓地(資料番号三〇五三)や東長寺境内地(資料番号三〇五五)に関する資料、明治一五年の真言宗惣本山管長代理別処栄厳による説教・法要に際しての高札揭示関係資料(資料番号三〇五〇)などがある。

また、摩尼宝洲が明治八年に古義真言宗取締大乗寺住職として回章形式で諸寺院に伝達した「宗内教職清規」(資料番号三〇四四)のほか、同一〇年代中頃に真言宗法務出張所(東京湯島 根生院内)および真言宗法務所(京都 教王護国寺内)で勤仕した折に作成したとみられる文書の控や写など(資料番号三〇四九、三〇五七)もある。なお、真言宗務局や真言宗法務所、真言宗法務出張所が印刷、発行した布達や制規章程など(資料番号三〇四六、三〇四七)は、中扉や裏表紙にある記述によって、喜多村良長が所持し、鎮西中学校に備えられたものとわかる。

「(17)書状」は、概ね近代の書簡等である。なかには、複数の書簡等を封筒に収納したもの、複数の書簡等を紙縫等で括ったものがある。特に数量の多い一括資料については、ひとまずそのまま「一組□点」として目録を作成し、年代欄には数年にわたる年代を「」を付して記し、作成欄には括りの一番上に位置した書簡等の差出者や宛所を「」を付して記すことを基本とした。

書簡等の宛所には摩尼宝洲や岩吉亮海が多く表出する。宝洲宛には、宝洲が大

乗寺住持時に受取ったものや、東長寺住持時に真言宗法務出張所および真言宗法務所、あるいは仁和寺門跡事務所で受取ったもの、あるいは観音寺(京都府乙訓郡大山崎町)で受取ったものなどもある。亮海宛には、亮海が高野山や東光院で受取ったものなどもある。多くの封書や葉書に受取日や返信日などが朱筆されていること、一括する封筒の表に在中書簡等の差出者や内容が墨書されていることから、通信を記録し、管理した様子が窺われる。

「(18)講」には、広範囲で展開され、その拠点が東長寺に置かれた講に係る資料として、明治一六年からの鎮西大師講関係資料(資料番号三二〇一、他)、昭和二年からの高野山大師教会九州金剛講関係資料(資料番号三一八八、三一九〇、他)などがある。とりわけ、鎮西大師講関係資料は豊富で、明治一七年六月に真言宗管長三条西乘禅から松尾泰範に鎮西分講社長の辞令が出され、その件を法務所庶務課から東長寺中の福岡県法務支所詰網羅中に伝達したことなども知られる(資料番号三二一九―、二二)。

東長寺の講に係るものとして、「開運護摩宝牘配賦控」(資料番号三三八〇)や「開運護摩講及一般信徒寄附帳」(資料番号二九三八)、梵鐘講会関係資料(資料番号三二四七―三二四九、三二五一)などがある。なお、明治二九年の「和合講簿」(資料番号三二四六)には、東長寺のほか承天寺や聖福寺など博多の諸寺院が連なり、宗派を超えた連携が見受けられる。

「(19)絵図類」には、幕末から明治時代にかけて印刷、発行された諸寺社の草創縁起、高僧伝、仏像縁起、宝物目録、靈驗譚、名所案内などが配されている。「(15)他寺・他社」「(21)刊本」「(23)その他」にも同様の資料があるので、あわせてご覧いただきたい。なかには「官許」というスタンプや定価を示すスタンプがあり、これらが作成、頒布された過程が窺われる。

なお、福岡に関する資料として、博多で版行された「筑前国那珂早良怡土志摩四郡遍路八十八ヶ所順拝略図」(資料番号三三〇一)のほか、「大正十二年版福岡県内地図」(資料番号三三〇五)がある。

「(20)経済関係」には、寄附関係なども含む東長寺の経営に係る資料のほか、鎮西中学校の経営に係る資料などがある。また、大乗寺の経営に係る資料も比較的多くある。岩吉亮海が大乗寺住持として明治四四年に作成した「収支予算明細書」(資料番号三四三五―)などが伝存することから、大乗寺で発生した資料が亮海に

付随して東長寺に移入され、今日まで守り伝えられた経緯が推察される。

「(21)刊本」には、伝灯会(本部は東寺講伝所中)が発行した「伝灯」(資料番号三四九七)や、十善会(事務所は東京関口駒井町の新長谷寺中。後に目白僧園)が発行した「十善宝窟」(資料番号三四九八、他)などがある。これら「伝灯」や「十善宝窟」を持田龍僊(誓願寺から東光院、耕月院に住務。龍仙とも表出)が購入したことを示す一連の資料(資料番号三三九〇、他)は、「(20)経済関係」に配されている。

「(22)教育」には、鎮西中学校に関する資料が多くあり、同学林が長崎県延命寺中から東長寺中へ移転した経緯や、東長寺中での開校および運営の実態を知ることが出来る。また、作成元から東長寺中の真言宗法務支所等宛に送付されたとみられる真言宗大教院学校、中教院付属学校、真言宗連合高野中学、真言宗連合高野大学などの規則(資料番号三五六〇～三五六三)や、岩吉亮海が明治二三年に高野山大学林に入学したことから発生したとみられる資料(資料番号三五四五、三五四六、三五四七)がある。

「(23)その他」には、多岐にわたる資料が配されている。明治一〇年三月創刊の「筑紫新聞」(資料番号三五七七)や昭和二年の「東亜博覧会内仏教連合会布教日割」(資料番号三六〇四)などのほか、弘法大師一千五十年御遠忌に際し東長寺で奉納書画展が開催されたことを示す資料も興味深い(資料番号三六〇七一、三六〇九一四〇、三六一四一、他)。

また、諸寺院の護符(資料番号三五九四、三六一一)などが伝存する。「金毘羅御守」(資料番号三六一一)については、遺された墨書によつて、寛政一一年(一七九九)二月五日に東長寺四二世住持天亮が讃岐国の松尾寺金光院で授与されたものとわかり、多くの護符が東長寺に集積された経緯の一端が知られる。

なお、福岡に関する資料として、「石城三十三所御真影」(資料番号三五九四―一二)がある。これには「沙門梵成等発願普募有志縑素上梓者也」とみえ、沙門梵成は明治一四年には明光寺住職であった宝山梵成(資料番号二八五〇―一五八)に比定される。前明光寺宝山梵成(印)より東長寺務執事御中宛「領票」(資料番号二八五〇―一四九)は、「石城霊場御真影」の初穂料から一円を拝受したという内容であり、「石城三十三所御真影」の頒布と初穂料集金のあり様を示す資料である。

以上、本『古文書資料目録24』に収録した小項目ごとに説明を加えた。これま

で『古文書資料目録』の三号に亘つて収録した「I 『収蔵品目録』収録資料」をとおしてみると、次のようなことが言えそうである。

江戸時代の東長寺は、三五世住持快周および三六世住持快伝の代に福岡藩二代藩主黒田忠之の外護を受け、忠之と三代藩主光之、八代藩主治高の菩提寺となった。福岡藩・黒田家との関わりを深め、寺格と経済的基盤を得て、藩内で触頭寺院としての役割を担った。また、黒田家は高野山正智院と師檀関係を結んだため、黒田家の法事に際して東長寺と正智院との間で僧が往来し、高野山で修学する東長寺僧は正智院に会下した。一方、幕府による本末制度のもと、東長寺は寛文八年(二六六七)に仁和寺の直末寺となり、後に筑前国真言一派惣録職を任じられ、仁和寺末諸寺院を取りまとめる立場に立った。東長寺は、高野山はもとより、福岡藩・黒田家、仁和寺・御室御所それぞれを頂点としたそれぞれの組織のなかに位置し、時宜に応じて機能した。

明治維新後の東長寺は、国家および社会体制の変化、教団制度の変化のなかで、旧藩主黒田家の保護を失いながらも、多くの人々の弘法大師信仰を基軸として寺勢を展開した。前近代からの連続性もあり、教団組織の地方機関そのほか諸団体の拠点が東長寺中に置かれた。そうして、東長寺は地域の真言宗諸寺院を取り纏める中心的立場にあり続けた。

このような東長寺の歴史を踏まえ、今日わたしたちが「東長寺文書」と称する資料群の成り立ちを考えると、東長寺文書は東長寺で作成あるいは收受された資料と、他所(例えば大乘寺、戒壇院、真言宗法務所、真言宗法務出張所など)で作成あるいは收受された資料とで構成されるところに特徴があると言える。東長寺で発生した資料については、東長寺の運営上で作成・收受されたものか、東長寺が属した組織の運営上で東長寺が担った役割(例えば触頭、黒田家菩提寺、惣録職、真言法務支所、鎮西大師講事務局など)によつて作成・收受されたものか。他所で発生した資料については、それが東長寺に移入され、保管された理由は如何なるものか。「東長寺文書」の資料群構造を理解するうえで、このような考察が欠かせないとも言えよう。

なお、「II 『収蔵品目録』未収録資料」については引き続き調査を行ない、その目録を『古文書資料目録』に収録し、マイクロフィルムによる公開に向け準備を進める予定である。

註

- (1) 福岡市教育委員会、一九九三年三月。
- (2) 『密教大辞典 六 増訂版』(法藏館、一九六九年)附録「略字略名表」によった。

〈資料内訳〉

I 『収蔵品目録』収録資料

1 近世史料	三、六一七件 五、八七六件
(1) 幕府	六九件一〇一点
(2) 本寺	一〇件 一〇点
(3) 末寺	二六件 二七点
(4) 法事	二六八件三〇九点
(5) 造営	二〇件 二〇点
(6) 教義	二六三件二七三点
(7) 儀式	二二八件二二九点
(8) 寺領	九件 一〇点
(9) 寺史	八件 八点
(10) 文学	四三件 四四点
(11) 人事	四五三件六五八点
(12) 寺社日記	一八件 二〇点
(13) 宗門改・檀家	二八件 四七点
(14) 寄附	二一件 二三点
(15) 榎田社	二〇五件二一七点
(16) 戒壇院	以上、『平成25年度古文書資料目録19』に収録 一九二件三二八点
(17) 寺内行政	一五件 一六点
(18) 他寺・他社	三五件 四一点
(19) 雑	二八五件二九五点

2 近代史料

(1) 政府・県・市関係	一、四二二件 三、二〇〇点
(2) 本寺末寺	三七件 四四点
(3) 法事	三〇六件五九三点
(4) 造営	三四件一四一点
(5) 教義	四二件 六五点
(6) 儀式	五六件 八七点
(7) 寺領	八六件一六三点
(8) 寺史	一四件 一九点
(9) 文学	七件 七点
(10) 人事	一一件 一三点
(11) 借用証文	五二件一三八点
(12) 寺社日記	以上、『平成29年度古文書資料目録23』に収録 一三件 九二点
(13) 宗門改	二一件 二一点
(14) 寄附	三六件 三七点
(15) 他寺・他社	七二件 七四点
(16) 寺内行政	五九件 六六点
(17) 書状	二〇件 四〇点
(18) 講	一二四件 一三九点
(19) 絵図類	一〇七件 二五三点
(20) 経済関係	一九件 一六一点
(21) 刊本	一七七件 四五〇点
(22) 教育	一五件 三六一点
(23) その他	六八件 一五八一点
『収蔵品目録』未収録資料	以上、本『平成30年度古文書資料目録24』に収録 以下、今後『古文書資料目録』に収録予定 四四件 四七五点
〈総計〉	三、九三三件

寄贈資料一 菅直登資料

(寄贈者)菅 正之

〈解説〉

1 菅家について

本資料群は福岡藩士菅家に伝来したものであり、菅家の子孫にあたる故菅直登氏が保存していたものである。本資料群の菅家は、伊勢田次郎太夫(菅正利の妹婿)の子である伊勢田八郎兵衛の三男兵七好久の子孫に伝来した。兵七好久の後、本資料群の菅家は市右衛門好道、弥右衛門好直、兵右衛門重遠、五八郎正格、直(直登氏の曾祖父)へと続いた(菅家の系譜については資料番号一、二、五等を参照)。兵七好久は福岡で生まれ、元禄二年(一六八九)に直方藩主であった長清に召し出され直方藩士となり、菅氏と改めた。享保五年(一七二〇)に直方藩が本藩返付となった後、享保十一年には福岡藩へ召し出された。その後菅家は福岡藩士として代々地行(現、中央区地行)に在住していたが、明治期になって怡土郡井原村(現、糸島市井原)に移住した。なお、本資料群には菅嶺人の名も見えるが、嶺人を遡る系図については判然としない。

2 資料群の伝来とこれまでの資料調査について

故菅直登氏が収集保存していた資料群は、福岡市立歴史資料館によって昭和五二年(一九七七)より開始された福岡市歴史資料所在確認調査で目録が作成された(「菅文書」『福岡市歴史資料所在確認調査報告書』一九八二)。その後、福岡県立図書館が改めて『福岡県立図書館収集文書目録第一輯』(一九八六)に「菅(直)文書」として所収し、マイクロフィルムによる公開を開始した。本資料群の一部には、「菅(直)文書」に付与された資料番号と一致する番号のラベルが貼付されている。また、県立図書館でマイクロフィルムにより公開している「宮崎(勝)文書」の中には宮崎家に一時的に保管されていた菅家伝来の資料が存在しており、当該資料は後に菅家に返却され、その一部が本資料群に含まれている。本資料群中で「宮崎(勝)文書」のラベルが貼付されているものについては、備考にラベル番号

を表記した(例「宮崎¹⁵⁰」)。

その他、菅家に関わる資料群としては、福岡市博物館収蔵資料に、「菅家資料」(『昭和五十八年度収集収蔵品目録1』(以下『収蔵品目録』と巻号のみ表記)福岡市教育委員会発行、一九八五)、「菅亨資料」(『収蔵品目録25』)があり、「安川蔵収集資料」(『収蔵品目録3』)に本資料群の複写資料が伝来している。また、九州大学附属図書館付設記録資料館所蔵の檜垣文庫にも菅家伝来の資料が存在する。なお、『福岡県史 近世史料編福岡藩初期(上)』(福岡県、一九八二)に掲載されている「菅家文書(菅直登氏蔵)」については本資料群中に伝存を確認出来なかった。

3 目録編成

本資料群の目録編成は、「I 近世」「II 近代」「III 現代(菅直登関係)」「IV 版本・写本類」「V その他」に大別した。「I 近世」は、「1 家政」「2 藩政」「3 その他」に区分した。「2 藩政」については、福岡藩又は直方藩の藩政に関わる資料を「(1) 分限帳等」「(2) 諸勤向」「(3) その他」にそれぞれ細分して編成した。「2 藩政」のうち、菅家の歴代当主が関わったことが判明している資料をそれぞれの当主ごとにまとめて「(2) 諸勤向」とし、それ以外を「(3) その他」とした。「(2) 諸勤向」に編成した資料の中には、兵七が直方藩の直方古御館御家預に命ぜられた折の実務に関わる資料の他、歴代の当主が関わった勤務に関する資料が見られる。中でも特筆すべきは、兵右衛門重遠が御書物預りとして文政期〜文久期(一八一八〜一八六三)に記した日記・覚書類の存在である。九州大学附属図書館付設記録資料館所蔵(檜垣文庫二六一―一三一)の「菅重遠覚書」は、福岡市史編集委員会編『新修福岡市史資料編近世2 家臣とくらし』(福岡市、二〇一四)に所収されており、本資料群にも同様の覚書類が伝存している(「文政四辛巳年覚書」(資料番号八五)等)。「II 近代」には、五八郎、直、嶺人が関わったとみられる近代資料を配した。特に五八郎と直に関係する資料については、幕末から明治にかけてのものと思われるものがあり、近世・近代を判別しづらいものもあるため、利用に当たっては全体に目を通して頂きたい。なお、版本や刊本、印刷類の一部についてはマイクロフィルムの作成を行わなかった。

〈資料内訳〉

I	近世	一八二件	一九一点
1	家政	四一件	四五点
(1)	系図類	九件	一〇点
(2)	音信	一五件	一五一点
(3)	免状類	七件	一〇点
(4)	願書	三件	三点
(5)	証文	二件	二点
(6)	その他	五件	五一点
2	藩政	一二九件	一三四点
(1)	分限帳等	五件	五一点
(2)	諸勤向	七五件	七八点
(3)	その他	四九件	五一点
	①兵七②弥右衛門③兵右衛門④五八郎		
	①幕府②藩主③知行④上納⑤法令⑥長崎、異国警備⑦大坂⑧寺社⑨学問		
	⑩諸藩⑪申渡、呼出状等⑫道具類⑬普請⑭その他		
3	その他	一二件	一二点
II	近代	七三件	八八一点
1	五八郎	二七件	二七一点
2	直	二三件	三七一点
3	嶺人	五件	五一点
4	その他	一八件	一九一点
III	現代(菅直登関係)	四三件	四四一点
IV	版本・写本類	三六四件	五三八一点
1	版本	一〇九件	二二四一点
(1)	書目(2)辞典(3)宗教(4)地誌(5)歴史(6)伝記(7)武鑑(8)兵法		
(9)	教育(10)故実(11)文学(12)遊戯(13)絵画(14)雑記(15)漢籍		
2	刊行物	一四件	一五一点

3 写本類

(1)	福岡藩(2)辞書(3)地誌(4)歴史(5)伝記(6)政治(7)外交(8)兵法	二四一件	二九九一点
(9)	教育(10)故実(11)隨筆(12)文学(13)謡曲(14)雑記(15)漢学(16)漢籍	一三件	二三一点
その他			
(総計)		六七五件	八八四一点

寄贈資料二 永田安子・古川直子資料

(寄贈者) 永田 安子

古川 直子

〈解説〉

本資料群は、福岡市西区横浜の永田家に伝来した文書群であり、寄贈者は姉・妹(永田・古川)の関係である。

(一)資料群の概要

資料群には永田・安藤の二つの家の家政資料が含まれる。これは両家が江戸時代中期から姻戚関係にあったことにも関係するが、直接的には姉妹の実祖父にあたる安藤茂が母方の永田家を継ぎ、永田弥次郎となったことで引き継がれたものと考えられる。

福岡藩藩政下において、永田・安藤両家ともに馬廻組に属し、永田家は二〇〇一五〇石、安藤家は一五〇石ほどの知行を得ていた。

寄贈者の祖父・永田弥次郎(1)は、明治二年(一八六九)には当地に居住していたという。同二年(一八八九)には直方町長となり、同三〇年には今宿村(現、福岡市西区)の村長を務めた。弥次郎の三男・省三郎(2)は、今宿森林組合初代組合長などを務め、実弟である武臣(弥次郎の六男)(3)を養子に迎えている。この武臣が寄贈者二人の父にあたる。

資料群には、両家の家政資料のほかに、近代に入ってから永田家人が就いた役職等に関係する資料や、明治初期から昭和二〇年代の、旧今宿村地域(4)を中心とする共同体組織などに関連した資料も多数含まれる。

(二)資料群受入れについて

資料群は、西区横浜の永田安子氏の居宅とは別の、同町内にある、父・武臣名義の家屋(以下、「本宅」)に保管されていたもので、平成二六年(二〇一四)頃に「本宅」の売却話を伝え聞いた郷土史家・大内士郎氏(5)が、永田家や新たな所有者の許可を得て資料を収集し、一旦、永田家へ引き渡したものである。その後、大内氏や故亀井准輔氏(6)の御尽力もあって当館へ寄贈されることとなった。

(三)文書群の構成

本資料群は、「I 安藤・永田家政関係資料」(三二四件、三六五件)、「II 地域社会関係資料」(二〇二件 一九三点)、「III その他」(三件 三点)に大別される。

「I 安藤・永田家政関係資料」には、安藤・永田両家の家政にかかわる資料を配し、さらに内容から、「1 安藤家政関係」「2 永田家政関係」「3 その他」に分けた。

「1 安藤家政関係」(一〇七件 一二二点)は、安藤家の家政に関わる資料で、安藤家の家譜を含む「(1) 家記・家譜等」や、葬儀・法会に関する資料を含む「(2) 葬送関係」、そして安藤家の歴代の家人に関する資料を配した「(3) 安藤家人別」に分けられる。「(1)」には、安藤家の家譜(資料番号一〇九)が含まれ、また「(2)」には、二代藩主黒田忠之とその殉死者の墓所図(資料番号一四)も含まれる。「(3)」には、先の家譜などを参照して、殉死した明庵院秀栄の孫にあたり、「筑前国当山方袈裟頭」を務めた法等院(一七〇一年没)から、明治二〇年代に周船寺村に在住した安藤正巳まで、計一〇名の安藤家の家人別に資料を配した。「(4) その他」には、明治前期の安藤家宛の、品代の請求・受取書などを配した。

「2 永田家政関係系」(一三一件 一五四点)は、永田家の家政にかかわる資料で、永田家の系譜を含む「(1) 系譜等」、近代の法会関係の資料を含む「(2) 法会関係」、永田家の家人に関する資料の「(3) 永田家人別」に分けられる。永田家人に関しては、明治三〇年代の永田弥次郎からはじまり、永田省三郎、永田浩、永田武臣、永田安子など平成時代までの計五名の資料を含むが、寄贈者の一人である永田安子に関する資料が八五件、九八点と最も多い。「(4) その他」には、明治四〇年代から平成までの印刷物等を配した。

「3 その他」には両家どちらにも関係する資料、または、家政資料ではあるが、どちらの家のものか現段階では確認の得られない資料などを配した。

「II 地域社会関係資料」は、永田家の所在する地域の共同体等に関する資料を配した。例えば、地域で管理していた熊野神社(西区横浜)の宮座関係や、納税組合、共有林・共有地関係等の資料を含む「1 今宿村横浜第六組今山組関係」(七五件 一五九点)や、昭和一六年(一九四一)の今宿村と福岡市の合併関係資料等である「2 福岡市・今宿村合併関係」、戦中・戦後の九州飛行機株式会社の疎開に伴う

使用地等に関する資料と考えられる「3九飛疎開関係」、そして「1」から「3」以外の資料を「4その他」に配した。

「IIIその他」には、保存容器である書類箱(資料番号四二七)などを配した。資料群のなかには整理番号にA〜Gを付した資料が含まれる。これらは、この書類箱(木箱)に入った七つの茶封筒で分けられた資料を示している。古川・大内両氏によれば、平成二四年の夏から秋にかけ、永田安子氏の手により整理され、茶封筒に小分けされたものであろう、とのことである。

※本資料群に関して、大内士郎氏、故亀井准輔氏、古川仁美氏、そして福岡県立図書館郷土課の方々にご協力頂き、またご教授を賜りました。記して深謝申し上げます。

註

(1) 永田弥次郎(嘉永五年一月一日〜昭和九年五月二〇日)・福岡藩馬廻組・安藤糺の孫。父は安藤与十郎。母の実家・永田家を継ぐ。養家の祖父・永田弥次郎は郡奉行を務め、小富士村寺山に新開地を造った人物。明治二年に横浜に住す。同一二年から徳永村戸長、同一七年には周船寺村外五ヶ村の戸長となる。二二年に直方町長となり、溜池、筑豊鉄道停車場問題に尽力。同三〇年六月から四二年、大正一〇年七月から一四年まで今宿村村長を務めた。ほかに村会議員一期、郡農会議員及び特別議員二回、熊野神社総代などを務めた。(税田祖山著『地方自治政の沿革と其の人物』自治通信社、昭和六年、糸島郡の部四四頁から)

(2) 永田省三郎(明治一八年四月一日〜昭和四三年二月二八日)・永田弥次郎の三男で、寄贈者の父・武臣の実兄。永田省三郎は、昭和一六年に今宿村が糸島郡から福岡市へ編入される際、合併交渉委員の一人であった。昭和二七年には今宿森林組合が組織され、初代組合長を務めている。(本資料群や寄贈者からの情報による)

(3) 永田武臣(明治三〇年三月二四日〜昭和六二年二月一九日)・寄贈者の父。省三郎の実弟で、弥次郎の六男であったが、兄・省三郎の養子となった。(寄贈者や大内士郎氏からの情報による)

(4) 本資料群は、西区の今山の麓、今山川と県道八五号線に沿った地域を中心とした、地域共同体等に関する資料を多く含む。現在の福岡市西区横浜あたりであり、横浜は江戸時代には大部分が怡土郡徳永村に属し、一部志摩郡谷村等に属した。徳永村のうち、字向開・塩浜・ガタ・今山・観音前・塩浜一作・北浦・小松原は、明治二二年(一八八九)から志摩郡今宿村徳永となり、明治二九年から糸島郡今宿村徳永に、大正九年には今宿村横浜と改称された。既出の字名は本資料群中でも散見される。今宿村横浜は、昭和一六年(一九五三)に今宿村から福岡市に、同四七年から福岡市西区となった。『角川日本地名大辞典 40 福岡県』(角川書店 一九八八)、『日本歴史地名体系 第四一巻 福岡県の地名』(平凡社 二〇〇四)、『福岡市の町名 改訂版』(坂田大 一九九〇)などを参照し、大内士郎氏にもご教示いただいた。

(5) 大内士郎(昭和一八年生)・西区今宿在住、郷土史家・元公民館主事・薬剤師。当館発行『平成二八年度 古文書資料目録22』収録「二 大内士郎収集資料(追加分)」の解説部分である「一 寄贈者・大内士郎氏について」一六三頁を参照されたい。

(6) 亀井准輔(昭和五年〜平成三〇年、享年八七)・寄贈者・故古川直子氏の夫古川氏と幼馴染であった。今宿亀井家前当主。『平成一四年度 古文書資料目録8号』収録「今宿亀井資料」の当時の所有者であり、寄託者。

〈資料内訳〉

I 安藤・永田家政関係資料

1 安藤家政関係

(1) 家記・家譜等	一〇件	一点
(2) 葬送関係	四件	一七点
(3) 安藤家人別	七五件	七五五点
(4) その他	一八件	一八八點
2 永田家政関係				
(1) 系譜等	一件	二点
(2) 法会関係	二件	三点
(3) 永田家人別	九八件	一一九點

(4)その他	三〇件	三〇点
3 その他	八六件	九〇点
II 地域社会関係資料			
1 今宿村横浜第六組今山組関係	四件	九点
(1)今山宮座等	二件	一〇点
(2)納税組合等	二四件	五六点
(3)共有地・共有林等	一三件	一八点
(4)収支・算用等	三二件	六六点
(5)受取・領収等	一五件	一六点
2 福岡市・今宿村合併関係	五件	一点
3 九飛疎開関係	七件	七点
4 その他	三件	三点
III その他	四二九件	五六一点
(総計)			
	四二九件	五六一点

寄贈資料三 中村正一資料

(寄贈者)中村 榮子

〈解説〉

1 資料群の概要

本資料群は、寄贈者の義叔父にあたる中村正一の戦死に関する資料である。中村正一の遺品と、正一戦死後に中村家に供えられた品に分けられる。

遺品である鉄カブト(資料番号一〇一)、雑囊(資料番号二〇)、軍隊手牒(資料番号三〇一)は、正一が戦地で身につけていたもので、戦死の報とともに中村家に戻された。中村家では、若くして戦死した正一の霊を自宅で弔うため、鉄カブトには収納用木箱(資料番号一〇二)と絹地の布団(資料番号一〇三)が作られた。寄贈者によると、正月には床の間に絹布団を置き、その上に鉄カブトを据え、お膳も添えられたという。日章旗寄書(資料番号四〇)も正一が所持していたものであるが、正一に贈られた時期が入営時(昭和五年暮れ、または六年一月)か、出征時(昭和七年二月)であるかは不明である。

従軍記章(昭和九年勅令第二二五号で制定、資料番号五〇二)や金鵝章(資料番号五〇六)、白色桐葉章(資料番号五〇五)は陸軍兵士として出征し戦死した正一に与えられたものである。また、建国功労章(資料番号五〇三)と景雲章(資料番号五〇四)は満州国から正一に与えられたものと考えられるが、日本赤十字社社員章(資料番号五〇一)、軍旗奉賛会バッジ(資料番号五〇九)、また、団体不詳の通常会員章(資料番号五〇八)は戦前のものであるが、中村家の誰が何時得たものであるかは不明である。

2 中村正一と第一次上海事変について

中村正一は明治四三年(一九一〇)一月三〇日に福岡県早良郡姪浜町(現、福岡市西区姪の浜)に生まれた。生家の中村家は姪浜町内の水町に属す。正一は姪浜尋常高等小学校卒業後、左官業に就いていた。

正一が所持した軍隊手牒(資料番号三〇一)によると、正一は昭和五年(一九三〇)

一二月現役兵として召集され、六年一月一〇日、福岡市城内に駐屯する陸軍第十二師団第二十四連隊(以下「二十四連隊」)第十中隊に入営した。同年九月十日歩兵一等卒となり、六年一〇月第十二師団秋季演習、十一月二日には熊本県で行われた陸軍特別大演習に参加し、一二月一二日に兵精勳章を付与された。

正一が所属する第十二師団第二十四連隊は、昭和七年一月中華民国(現、中華人民共和国)上海で生じた日中国間の軍事衝突(第一次上海事変)への派遣が命じられ、正一も出征した。

『歩兵第二十四連隊歴史』によると、昭和七年二月二日犬養毅内閣は上海への陸軍派兵を決定し、同日午後七時、上海派遣混成第二十四旅団(以下「二十四旅団」)歩兵第二十四連隊第一大隊を編成する命令が下された。翌三日碓義夫歩兵少佐を大隊長とする部隊が編成され、四日軍旗に対する告別式、六日午前零時五分博多駅を出発、同日午前三時五五分に長崎県佐世保に到着した。また『兵旅の賦』北部九州郷土部隊70年の足跡(以下『兵旅の賦』)にも、午前一時巡洋艦「足柄」で佐世保港を出港、七日上海に上陸したとある。旅団長は下元熊彌陸軍少将で、二十四連隊の外に歩兵第十四連隊(福岡県小倉市、現北九州市)、歩兵第四十六連隊(長崎県大村市)、歩兵第四十八連隊(福岡県久留米市)など三歩兵連隊、工兵第十八大隊、独立山砲兵第三連隊などから成る混成旅団であった。二十四連隊第一大隊(碓大隊)は大隊本部と第一、第四中隊、機関銃隊で構成された(『兵旅の賦』三七〜三九頁)。

鉄カブト(資料番号一〇一)を収納する木箱(資料番号一〇二)には墨書で、側面に「陸軍歩兵上等兵/第十中隊/故中村正一」と記され、蓋裏には正一戦死の状況が次のように記載されている。

昭和七年二月五日午後十時営門出兵、昭和七年二月廿二日午前五時日支事変に廟行鎮に於て、敵前二〇米の所にて戦死す。

昭和六年一月十日入営(大雪吹りであった)。戦死シタ時廿三才也。

(句読点は引用者による)

この記述と『兵旅の賦』を合わせ読むと、二月五日夜十時に福岡市城内(現中央区城内)の二十四連隊営門を出発して博多駅へ向かい、零時発の列車で佐世保に向かったことになる。

二十四旅団は二月七日以降、上海の北、黄浦江沿いの呉淞(ウースン)のクリー

ク地帯を攻略したが、一三日の呉淞クリーク渡河戦(紀家橋の戦闘)で碇大隊も戦死者を出した。一三日に第九師団(金沢)が上海に到着し、二十四旅団はその指揮下で、中華民国軍第十九路軍が「鉄条網とトーチカと重火器で完全武装」した「堅固な陣地」(『兵旅の賦』四四〇四九頁、『福岡連隊史』八九頁)である廟行鎮(現、上海市宝山区廟行鎮)を攻撃することとなった。廟行鎮は「廟巷鎮」とも記し、上海中心部の北に位置し、二月二二日未明の戦闘において工兵第十八大隊による鉄条網破壊で兵士三名が戦死した「肉弾三勇士」の「美談」で知られる。『歩兵第二十四連隊歴史』では、同日碇大隊は工兵第十八大隊の鉄条網破壊を受けて午前五時半に敵陣地に突撃することになっていたが、その内の第三中隊は午前五時に敵陣地前に到着したところで中国軍に発見され、激しい攻撃を受け、多くの死傷者を出したとしている(六七頁)。正一の戦死時刻(午前五時)が木箱墨書の通りであれば、この戦闘で戦死したとも考えられる。

『昭和七年二月上海事変派遣大隊記念写真帖』によれば、戦死者の遺骨は三月二一日博多駅に到着し、福岡城内旧三の丸西部の偕行社に安置された。三月二五日神仏両式で慰霊祭が執り行われ、そこで遺族に手渡された。

姪浜町では「弔 故陸軍歩兵上等兵中村正一君英霊」と書かれた幟旗を立てた盛大な葬儀が執り行われ(資料番号八)、「姪浜町役場吏員中」と刻印した置灯籠一對(資料番号九)も供物として備えられた。また、中村家の菩提寺である青木山順光寺(福岡市西区姪の浜六丁目)に正一の墓が建てられている。昭和八年正一は靖国神社に合祀され、遺族参拝用の東京市電の優待乗車券が与えられた(資料番号三二)。

参考文献

『造幣局七十年史』大蔵省造幣局／編 造幣局 一九四二年(国立国会図書館デジタルコレクション)

『昭和七年二月上海事変派遣大隊記念写真帖』歩兵第二十四連隊 一九三二年

『歩兵第二十四連隊史』五十君正弘／編 歩兵第二十四連隊 一九三五年

※著者名五十君弘、発行年一九三四年の同名書があるため、第二刷と思われる。

『兵旅の賦 北部九州郷土部隊70年の足跡 第二卷 昭和編』案浦照彦／著 北部九州郷土部隊史料保存会 一九七八年

『福岡連隊史』杉江勇／著 秋田書店 一九七四年
『新修福岡市史 特別編 福岡城―築城から現代まで―』福岡市史編集委員会／編 福岡市 二〇一三年

〈資料内訳〉

戦時資料 …………… 九件 二五点

寄贈資料四 恩塚美穂子資料

(寄贈者) 恩塚 美穂子

〈解説〉

1 資料群の概要と山内夫妻について

本資料群は寄贈者が保管していた、寄贈者の母山内(旧姓佐野)久子の書簡等と、両親および乳児であった寄贈者の写真で構成される。本目録では、寄贈申し出の際に寄贈者が付した番号を整理番号とし、書簡・封筒などと写真に分けて新たに資料番号を付した。書簡三通はいずれも便箋に「久子」と署名されているが、封筒二点(資料番号一〇二、三〇二)には「佐野久子」と旧姓が記されている。

寄贈者の母久子(資料番号七五)は、福岡県三潞(ルビ「みずま」)郡出身で、大正六年(一九一七)生まれ。旧満州浜江(ルビ「ひんこう」)省五常(ルビ「ごじょう」)県小山市(ルビ「しょうざんし」)(現、中華人民共和国黒竜江省ハルビン市五常市小山市鎮)九州開拓団の一員であった父山内博孝(資料番号六)と結婚するため、昭和一四〜一五年頃満州へ渡った。

久子は渡満前の昭和一〇年(一九三五)に福岡県から看護婦免状(資料番号五)を得ており、本資料群に、内地で勤務していた頃の看護師姿の写真(資料番号七五)が含まれる。渡満直後の小山市でも診療所に勤務しており、診療所には入院患者が複数名おり、「注射、湿布、吸入など少しの暇もなく忙しい」日々を送っていたことや、「親、叔父さんや皆さんの反対を振り切って渡満して来たので、この地で土になるうと」、「渡満した以上は、万が一不幸にしてこの土地になる覚悟はしてきた」などと、強い意志で満州に渡ったことが、実家の母に宛てた書簡(資料番号二二)の記述から窺える。その後、父の許しを得ないまま、同じ福岡県(京都郡)出身の山内博孝(明治四五年生まれ)と結婚、昭和一六年九月寄贈者が生まれた。結婚後久子は離職していたが、元看護師としての技量が買われてのことか、出産後も開拓団内での出産など呼び出されている。博孝は畜産に携わっており、福岡区内で最も飼育数が多く、「九州村でも家畜なら、山内にいけ」と言われていた(資料番号三二)。

しかし康德九年(昭和一七・一九四二)年七月、久子が小山市で急死した(資料番号四)ため、生後一〇か月であった寄贈者は内地の親戚に預けられて育った。終戦後旧満州から父博孝が博多港に引き揚げてきたのは昭和二一年秋頃と、寄贈者は聞いているという。

2 開拓団の小山市九州村への入植

開拓団入植前の昭和一二年頃の小山子は、大豆、小麦、高粱、粟等の穀類を生産しており、「付近に多少の未墾地が存するが故に将来相当の発展」(『満州地名大辞典』)が見込まれていた。

昭和一三年小山市九州開拓団(集団第七次)が沖縄県からの満州開拓団募集第一号であったことから、沖縄女性史を考える会の労作『沖縄と「満洲」―「満洲」一般開拓団の記録』(以下『沖縄と「満洲」』)に、小山市九州開拓団について詳しい記述がある。それによると、小山市九州開拓団は、県単位で開拓団を送り出した熊本・大分両県を除く福岡・佐賀・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄六県の一四七世帯から成る混成開拓団で、団長は福岡県出身の上野源次であった。先ず昭和一三年二月に一部の団員が先遣隊として浜江省五常県小山市元宝山の部落に入り、五月に団長上野が着任した。

昭和一三年六月に拓務省拓務局が発行した「第七次満洲農業移民本隊募集」(『沖縄と「満洲」』所収)によると、同年度に募集する第七次移民本隊は、九州・沖縄八県では昭和一三年一月一〇日締切で募集され、各県において仮採用されると約一か月の訓練を経て、一四年春に満洲へ渡るとされていた。募集対象は徴兵検査の済んだおよそ四〇歳までの男性で、はじめは単身で移住し、約一年後、移住地の準備ができた後に家族を呼び寄せることになっていた。

『再見(ルビ「サイチェン」)大陸 小山市九州村開拓誌並に訪中墓参記』(以下『再見大陸』)によると、小山市九州では昭和一三年九月に共同宿舍・事務所・炊事場などを備えた団本部が出来上がり、以降内地の家族も加わり、当初は京同宿者に入居し、当番制の共同炊事で、食堂で食事をとったという。一四年一月福岡県出身者一四名が到着し、父博孝もこの時入植している。

なお、『沖縄と「満洲」』は、同開拓団入植地は昭和一七年頃「村制」を施行し、「九州村」となったとしている。

3 小山西九州(九州村)での開拓団の暮らし

『沖繩と「満洲」』および『再見大陸』によると、小山西九州は東西約六キロメートル、南北約一〇キロメートルの範囲に、南から旭区(沖繩県出身者)、佐賀区、宮崎区、沖繩区、照国区(鹿児島県出身者)、鹿児島区、筑紫区(福岡県出身者)、福岡区、長崎区などに分れて集落を形成し、現地人の集落四か所と朝鮮人の集落一か所が点在しており、全部で一四部落があった。福岡区は九州村の北部、元宝山の現地人集落と本部に隣接する場所にあり、博孝も福岡区に配置された。

小山西九州の入植地域は既に耕地化されており、中国人の村落もある混在地域であったため、団長上野は、既耕地を取り上げられた中国人農民と開拓団員との摩擦を避けるよう努めており、団員もそれを理解して交流に努めた。

4 敗戦と引揚

一九四五年四月頃になると開拓団にも兵士の召集があり、開拓団内の壮年男子は少なくなっていた。『望郷(生誕の地)満州国』によると、敗戦の第一報がもたらされた直後に団長上野は「最悪の場合集団自決もありうるので各自心得をしてほしい」と団員に言い渡し、青年達は「いかなる苦難も乗り越えて祖国に帰り報告せよ」という悲痛な指示を受けたという(一四頁)。

しかし、現地住民との融和を心掛けるという団長上野の方針に団員が従っていたため、伝染病などのため病没した人を除き、ほとんどが無事帰国することができた。『沖繩と「満洲」』は「小山西九州村の日本人開拓民は、特に敗戦後の一年余、現地民の暖かい援助を受けた上、彼らの見送りを受けての出発であった。入植年月が長かったとはいえ、その間の現地民との『朋友』関係がいかに誠実なものであったことか。その証左をあらわす見送りであった。」(一七二頁)と述べており、堀内啓子・三重野愛子両氏による研究でも、開拓団では中国人とできるだけ友好的に接し、食料や品物を交換するなどしたため、終戦から引揚が開始されるまでの約一年の間に、好意的な中国人から仕事や食料を分け与えられたとしている(「戦後長崎県開拓地に入植したある旧満州帰還者らの地域づくりの条件」)。

『再見大陸』では「引揚げの日迄現地朋友に見守られ、親しく安心して暮らし」「たくさんの人々に助けられ、愈々引揚げの日は見送りを受け、しかも五常迄は

老人、病人、婦女子を馬車数十台で送ってくれて有難い事でした。」(五十二頁)(読点は引用者)と述べている。

団員が開拓地を出発したのは、終戦から一年が過ぎた昭和二十一年八月中旬であった。開拓団の一行は五常から貨車で南下し、新京を経由して葫蘆(ルビ「コロ」)島から乗船、博多や佐世保などに上陸した。

帰国した団員は、それぞれの地で新たな生活を始めたが、九州村親睦会を結成して年一回の物故者慰霊祭と親睦会を行い、交流を続けた。また、昭和五七年、同六〇年と平成九年の三度に亘り、旧開拓地を訪問している。『再見大陸』によると、きっかけは昭和五五年旧団内の家畜診療所に勤労学徒動員で派遣されていた倉重次利が新京畜産獣医学同窓会友好訪中団の一員として訪中した際に、知人の安否を尋ねたことで、そこから小山西の中国人との文通が始まり、昭和五八年の訪中団訪問につながった。訪中団は小山西で現地に住む旧知の中国人と三十余年を経て再開を果たした。訪中団に加わった博孝も『再見大陸』に「小山西の人民公社になつかしい李外一名が、どこで聞いたか面会に来ていた。その人は朋友で、その母親から中国服を引揚げの時に作って頂いて、二女牧江(昭和二〇年二月に生まれた寄贈者の異母妹・引用者註)が着せて貰い命の恩人です。」と回顧しており、九州村開拓団の終戦時のエピソードを裏付ける。

参考文献

『満州地名大辞典』山崎惣與／著(昭和二十二年刊) 国書刊行会／復刊 一九七七年

『沖繩と「満洲」——「満洲一般開拓団」の記録』沖繩女性史を考える会／編 明石書店 二〇一三年 第二章小山西九州村(開拓団)(集団第七次)(p.57-192)

『読谷村史 第五巻資料編四 「戦時記録」 上巻』読谷村史編集委員会／編 読谷村 二〇〇二年 第二章読谷村民の戦争体験 第五節海外での戦争体験(読谷村史編集室ホームページで閲覧)

『再見大陸 小山西九州村開拓誌並に訪中墓参記』旧小山西九州村開拓団員(発行者代表 宮里保盛) 一九八三年

『望郷(生誕の地)満州国 第3次小山西友好訪中団10,000名回想録』北野四郎他／編 一九七七年

「戦後長崎県開拓地に入植したある旧満州帰還者らの地域づくりの条件―清水開拓地における地域づくりを通して―」『東アジア評論』第七号 長崎県立大学東アジア研究所 二〇一五年（長崎県立大学学術リポジトリで閲覧）

〈資料内訳〉

戦時資料 …………… 七件 二二点

寄贈資料五 梅本真央資料

(寄贈者) 梅本 真央

〈解題〉

近現代史研究者である寄贈者が収集した『文学叢誌』三冊である。『文学叢誌』は福岡県立福岡中学で明治一六年(一八八三)に創刊された文芸同人誌で、十二月三日に第一号が、翌一七年一月一四日に第二号、同年六月六日に第四号が発行された。いずれも活版印刷で、一〇く一二丁(表紙を含む)の小冊子である。発刊時の書名は「文学雑誌」であったようだが、第一号の表紙は墨書で「叢」と書き直されている。その他、内容や執筆者等については、寄贈者による詳細な検討の結果である資料紹介「明治十六年創刊の文芸同人誌『文学叢誌』(福岡中学文学会)と明治前期の雑誌メディアについて」(『市史研究ふくおか』第一四号 二〇一九年 福岡市博物館市史編さん室)を参照されたい。

〈資料内訳〉

近代資料 三件 三点

購入資料一 森安平信処関係資料

〈解説〉

本資料群は福岡藩士森安平信処(一七九二頃〜一八六二)が受け取った書状や書付、安平の手になる書状案など一一点の資料から構成される。

安平は『筑前名家人物志』(森政太郎編、文献出版、一九七九年五月発行)の「国学者并歌人」の項に事蹟が記されている。それによれば、安平は初め安吉と称し、春畦の号を用いた。那珂郡春吉村(現、福岡市中央区春吉)に住み、儒学を井土周磐に、国学を青柳種信に学んだ。和漢の書を書写すること三百巻に及び、歌もよくした。このほか、天保年間に大阪に祇役した際、大塩の乱(一八三七年)に遭遇したこと、「浪華紀聞」八巻を著したことなどが記されている。「浪華紀聞」は、安平が大阪に滞在した時期の出来事や見聞を書き留めたものと思われるが、その内容は不明である。尚、福岡藩における「勤王の志士」として知られ、慶応元年(一八六五)に自刃を命じられた森安平信度は信処の息子である。

本目録に収録する一一点の資料は二本の卷子に収められている。うち一本には、福岡藩から銀子七両を宛がわれた際の書付(資料番号一・一)、安平より「松本君」なる人物に宛てた書状案(同一・七)のほか、井土周磐から安平に出された五点の書状(同一・二〜一・六)が貼られている。もう一本には四点の資料が収められ、「小左衛門」という人物が書き送った書状(同一・四)のほか、福岡藩の国学者として著名な青柳種信から差し出された書状三点が貼られている。「松本君」、「小左衛門」がどのような人物であるかは不詳である。以下、井土周磐と青柳種信の人物と書状の中身について簡単に説明する。

井土氏は儒学を以て福岡藩に仕えた家柄である。「福岡藩文学者概伝」(伊藤尾四郎編『福岡県史資料別輯』所収、名著出版、一九七三年十月発行)は、「井土家には歴代学者出づ」として、井土周道(魯烟)、周徳(南山)、周磐(学圃)、周孚の歴代、ならびに周磐の二男である海妻甘蔵の事蹟が収められている。周磐(一七八二頃〜一八六二)について、同書は「字は鴻漸、通称は佐助、又佐市、学圃古谷鋸溪等の号あり。文久二年六月二日没す」と記す。『筑前名家人物志』には、周磐は喜多岡氏の出であるが、周徳に子がなかったため養子となったことが見える。

このほか、周磐の業績について『筑前名家人物志』によれば、(第九代福岡藩主)黒田斎隆の音楽の師匠となったこと、京都に学舎を構えた儒学者の若槻幾斎に儒学のほか国史、歌学、本草学を学び、上京中には古文書鑑定を学習したことなどが分かり、「福岡藩文学者概伝」によれば、「孝子正助伝」その他の著書を遺したことが分かるが、今に伝わるものは少ないとしている。

本目録に収録する周磐の書状の差出名には、周磐の通称名である「左市」のほか、周磐の先々代に当たる周道(一七〇七〜一七七〇)の通称名「勘吉」を記すものが見られるが、これらの書状は一連のものと考えられ、周磐が勘吉とも名乗った可能性がある。書状の内容は、遠方(大阪か)に滞在する安平に対して、「周易伝義」を探すことを依頼する書状(資料番号一・三)、「衍義」の代金が余った際、「小学句読新点」の購入を依頼する書状(同一・四)、「周易伝義」の古本と新刻の値段を尋ねる書状(一・六)、書物を受け取った札状(同一・五)などであり、必要とする書物の入手を安平に頼ったことが知られる。

青柳種信(一七六六〜一八三五)は、福岡藩の国学者として著名であるが、考古学、漢学、歌学、地理・歴史など研究対象は広く、多くの著書を遺している。『筑前名家人物志』によれば、種信は幼くして井土周徳(周磐の養父)の学僕となり、儒学を学んだとされる。安平の種信との関わりについては、三宅酒壺洞の「筑前歌人系列について」(出版年不詳、私家版)に掲載する系統図に、「筑前国続風土記拾遺」の編纂に関わった藤田正兼らに並んで、種信より直接教えを受けた者として安平の名が現れる。

本目録に収録する種信の書状の内容は、「箱崎寄合」の延期について記した書状(資料番号二・一)、依頼された短冊の不出来を詫げる書状(同一・二)のほか、安平の立の近付くなか、明日より再び「測量方付廻」を命じられたため、別れの挨拶のできないことを詫げる書状(同一・三)である。種信は、文化九年(一八一二)、伊能忠敬が測量のため筑前入りした際に案内役を務めており、この書状はその時期に書かれたものと思われる。

〈資料内訳〉

古文書 …………… 二件 一点

購入資料二 貝島栄三郎関係資料

〈解題〉

本資料群は、貝島炭鉱の創始者である貝島太助の次男栄三郎（一八七五～一九一三）に関する資料群である。栄三郎は長兄である伊之吉が早世したため、早くから後継者として育てられた。明治二四年（一八九一）三月に小川花子と結婚し、二男一女をもうけた。同三六年一月、栄三郎は貝島鉱業合名会社副社長に就任し、同四二年一二月に合名会社を株式会社組織に改めて貝島鉱業株式会社が設立された際には常務取締役副社長となるが、大正二年（一九一三）三月に三九才で死去した。本資料群は、栄三郎と妻花子の写真、貝島炭鉱創業当時よりの功労者である園田覚助宛ての書簡、貝島太助の保有した瑞穂炭鉱の炭鉱札から成る。

〈資料内訳〉

古文書	二件	二点
写真	六件	六点
	八件	八点
	〈総計〉	

マイクロフィルム収集資料一 東長寺文書(四)

(所有者)真言宗別格本山東長寺 藤田紫雲住職

〈解説〉

1 「東長寺文書」について

南岳山東長寺は、大同元年(八〇六)に唐から帰国した空海(弘法大師)が密教東漸し長く将来に伝わるよう折念し、博多の海辺に創建したと伝えられる。

江戸時代になると、東長寺は福岡藩二代藩主黒田忠之(高樹院傑春宗英)の帰依を受け、忠之、三代藩主光之(江竜院淳山宗真)、八代藩主治高(竜雲院徳巖道俊)の菩提所となった。藩主黒田家の菩提寺として寺格と経済的基盤を得て、触頭として福岡藩政の一端を担い、また、本末制度下で寛文八年(一六六七)仁和寺の直末寺となり、筑前国真言一派惣録職を務めた。明治時代以降は社会体制および宗教界の変容に直面しながら、前近代から引き続き地域の寺院を取りまとめる役に就き、人々の弘法大師信仰を基盤に寺勢を展開してきた。今日、東長寺は真言宗九州教団本山であり、境内には福岡藩主黒田家の墓所や六角堂(ともに市指定文化財)、福岡大仏が鎮座する大仏殿、仏舍利を納めた五重塔などをみることができ。

東長寺に守り伝えられた文物については、福岡市教育委員会文化課(現、経済観光文化局文化財活用部文化財活用課)が昭和五九年(一九八四)度に調査を行い、平成四年(一九九二)度に補足調査のうえ、翌五年三月に『福岡市文化財調査目録5 東長寺収蔵品目録』(以下、『収蔵品目録』と表記する)を刊行した。その後、『収蔵品目録』に収録された「美術工芸」「古文書」「漢籍」のうち「古文書」は福岡市が預かり、新出資料を合わせて「東長寺文書」とし、マイクロフィルム撮影を行った。

その後、当館は東長寺文書を再調査する機会をいただいた。作成した目録は、「I 『収蔵品目録』収蔵資料」(資料番号一〇三六一七)と「II 『収蔵品目録』未収録資料」(資料番号 追一〇追三二六)とから成る。これらを当館発行『古文書資料目録』に収録するに際しては、便宜的に分割し、資料番号一〇一六六九は「東長寺文書(一)」として『古文書資料目録19』に、資料番号一六七〇〇二八四二は

「東長寺文書(二)」として『古文書資料目録23』に、資料番号二八四三〇三六一七は「東長寺文書(三)」として『古文書資料目録24』に収録した。そしてこのたび、資料番号 追一〇追三二六を「東長寺文書(四)」として本『古文書資料目録25』に収録する。

2 「東長寺文書(四)」について

資料三七六点を「1 写本・版本・刊本」「2 儀式」「3 補遺」に大別し、目録を編成した。

「1 写本・版本・刊本」は、昭和五九年度と平成四年度の調査では整理番号を付されず、調査対象とされなかった資料である。当館では搬入時に箱に収められていた順に整理番号1〇87を付し、できる限り年代順に配列しなおし、資料番号 追一〇追八七を付した。これらは江戸後期以降の写本、版本と昭和時代までの刊本を主とする。なかには高野版があり(資料番号 追三〇五、八、三五、四八、五八、一、二、五九)、とりわけ高野山林松院蔵版を経師伊右衛門が表帖した「悉曇字母 南山相承」(資料番号 追八)については、その版木が奈良大学博物館に所蔵されると知られる(1)。

「官板資治通鑑綱目」巻一、一一、一五〇一八、二四、三九、五六(資料番号 追二六〇追三四)木版本九冊は、全五九巻から成る中国宋代の史書「資治通鑑綱目」の一部である。東長寺が所蔵する「資治通鑑綱目」は、従来『収蔵品目録』に「漢籍」C冊子本、外典一〇として収録された「資治通鑑綱目」(五九巻六冊、文政二年刊)が知られてきた。『収蔵品目録』ではこの「資治通鑑綱目」は巻一、一一、一五〇一八、二四、三九、五五、五六を欠くと記述するが、この欠本の巻号と資料番号 追二六〇追三四の巻号とは一致する。現状ではなお巻五五は見当たらないが、元は一まとまりであった「官板資治通鑑綱目」全五九巻五九冊が、今日『収蔵品目録』に「漢籍」として収録されたものと『収蔵品目録』未収録資料とに分かれていたと思われる。東長寺文書全体の構造を把握する上で注意したい。

「2 儀式」は、先の調査では原則として一点毎に封筒に入れられ、4001〇4222の整理番号を付された資料である。当館ではこれらをできる限り年代順に配列しなおし、資料番号 追八八〇追三〇九を付した。これらは空海、理源大師、宇多法皇の周忌法要、黒田家の葬儀や周忌法要、東長寺住持の葬儀や周忌法要、伝法灌頂、

修造供養など東長寺で執行された法会に係る資料である。伝存する数量は張文(はりぶみ)が最も多く、ほかに請定(しようじよう)などがある。

張文は法会の次第や職衆の配役・座位等を周知する機能をもった文書である。縦は30cmから40cmほど、横は最長800cmを超え、楮紙またはより丈夫な雁皮紙を用いて楷書で大きく内容を記している。「御仏殿西之間脇長押二張ル」(資料番号追一三七)、「鑑事寮床縁二張ル」(資料番号追一四一)等の端裏書によって、これらを掲示した法会の場の構造を知ることができる。

張文の掲示方法は、端裏に「張ル」「張置」「押ス」等と記されている場合がある。料紙の状態を観察すると裏面の天に糊跡、あるいは天にほぼ等間隔に並ぶ直径0.1cmから0.8cmほどの複数の穴がみられる。なかには、糊跡と穴両方みられるものもある。中世寺院で文書を建物に「押す」という行為に着目した山岸常人氏によると、平安から鎌倉時代の宮中では統飯を用い文書を建物に貼り付けた。鎌倉時代の青蓮院門跡関係の如法経会では竹釘を用い文書を建物に打ち付けた、あるいは文書の穴に通した紙縫を輪にして竹釘のようなものに提げたことである(2)。このような先行研究と料紙の状態を併せて考えると、江戸時代の東長寺において張文は長押等に糊(統飯)で貼り付けたほか、細い竹釘のようなもので打ち付けた、あるいは張文の穴に通した紙縫を輪にして竹釘のようなものに提げたのではないかと推察される。

継目が外れた張文には、今回の再調査で接続を復元できたものがある(資料番号追一二九と追一四三、追二〇〇と追二八三)。マイクロフィルム撮影は再調査前に行い、これらを別資料として撮影しているため、目録上はこれらを別資料としたまま接続の情報を備考欄に加えた。また、継目が外れて伝存したため、『収蔵品目録』収録「古文書」と『収蔵品目録』未収録資料とに分かれているとみられる資料がある(資料番号三四八と資料番号追一五三)。このような保存管理の現状は東長寺文書全体の構造を考える上で注意したい。

請定は「寺院で仏事・法事を行う場合、その諸役を勤仕すべき僧侶の名前を連記して触れ廻す文書のことをいう」(3)と知られる。資料番号追一六五、追一九九、追二一一は包紙上書に「請定」とあるが、このような表題がない場合も同様の形式の資料は名称を「(仮)請定」として目録に載せた(資料番号追一四九、追一五九、追二〇八・四、追二一九)。

東長寺に伝存する請定は勤仕すべき僧名を上下二段に列記し、これを廻覧してそれぞれ名の下に「奉(うけたまわる)」と承諾の意を書き込んでいる。なかには「現病不参」と不参の理由を書き込んだものもある。最後に「請定、如件(しようじよう、くだんのごとし)」(資料番号追一四九)と結ぶなどして年月日を書き、行事(4)の僧から大阿闍梨の東長寺住持に宛てている。

「3 補遺」は、先の調査の際に一括して封筒に入れられ、『収蔵品目録』収録資料の最終資料と同じ箱に収められていた資料である。当館では一点ごとに補録1と補7という整理番号を付し、その順に資料番号追三一〇〜三一六を付した。「瑜祇切文」(資料番号追三一一)は、大阿闍梨照界(東長寺三八世住持、「照海」とも表出する)から龍巖(後に東長寺三九世住持)に伝授された瑜祇灌頂に係る、「瑜祇印信」(資料番号一一九九)と一連の資料であろうとみられる。「記録写」(資料番号追三一〇)は、宗旨奉行方から寺社奉行方への書付を寛政三年(一七九一)五月に密伝隆道が書写したものである。惜しくも後方を欠くが、『収蔵品目録』収録資料の「1 近世史料」「13 宗門改・檀家」に配された資料と同類である。「仁和寺御貫主別処大和尚殿下、国分寺前貫主泰範和尚閣下」と墨書された切紙(資料番号追三一一)は天に糊跡がある。これは明治一八年三月、弘法大師一千五〇回御遠忌法会のため仁和寺貫主別処栄巖が東長寺に赴いた件に係る資料(資料番号二五四九、二六九七、二八一一、二八一三)から外れた付箋ではないかと考えられる。

以上、東長寺文書(四)は『収蔵品目録』に未収録の資料である。『収蔵品目録』に収録された資料と元来は一まとまり、また、生成過程を同じくする資料もみられるが、東長寺文書(四)によって新たに得られる情報は多く、これらは東長寺文書全体の構造を考察するうえで欠かせない資料であることは言うまでもない。末筆ながら、東長寺文書の調査とマイクロフィルムによる利用等にご高配くださった東長寺住職藤田紫雲氏、また、関係諸氏に感謝と敬意を表したい。

注

(1) ARC 板木ポータルデータベース <https://www.dh-jac.net/db/hangi/> (110 一九年八月一日閲覧)。

(2) 山岸常人『中世寺院の僧団・法会・文書』(東京大学出版会、二〇〇四年)「第

第二章 仏堂と文書―板・柱・壁に書かれた文書をめぐって― 「附論 紙を「押す」こと―中世寺院生活の側面―」。

(3) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八六年)上島有執筆「しようじょう 請定」項。

(4) 岩原諦信『法会儀式の解説』(古義真言宗宗務所発行、一九三八年)四六頁では、行事は「大阿闍梨が、法式儀則等を熟知せる人を選抜して、厳修する法会の大事を一任して行事せしむる者の役名である。行事は時に依りて、一人乃至四人等人数は不定である(後略)」と説明される。

〈資料内訳〉

I 『収蔵品目録』収録資料

1 近世史料	三、六一七件 五、八九一点
(1) 幕府	六九件 一〇一点
(2) 本寺	一〇件 一〇点
(3) 末寺	二六件 二七点
(4) 法事	二六八件 三〇九点
(5) 造営	二〇件 二〇点
(6) 教義	二六三件 二七三点
(7) 儀式	二二八件 二二九点
(8) 寺領	九件 一〇点
(9) 寺史	八件 八点
(10) 文学	四三件 四四点
(11) 人事	四五三件 六五八点
(12) 寺社日記	一八件 二〇点
(13) 宗門改・檀家	二八件 四七点
(14) 寄附	二一件 二三点
(15) 櫛田社	二〇五件 二一七点
*以上、『平成25年度古文書資料目録19』に収録	
(16) 戒壇院	一九二件 三二八点
(17) 寺内行政	一五件 一六点

(18) 他寺・他社	三五件 四一点
(19) 雑	二八五件 二九五点
2 近代史料	一、四二一件 三、二一五点
(1) 政府・県・市関係	三七件 四四点
(2) 本寺末寺	三〇六件 五九三点
(3) 法事	三四件 一四四点
(4) 造営	四二件 六五五点
(5) 教義	五六件 八七点
(6) 儀式	八六件 一六三点
(7) 寺領	一四件 一九点
(8) 寺史	七件 七点
(9) 文学	一二件 一三点
(10) 人事	五二件 一三八点

*以上、『平成29年度古文書資料目録23』に収録

(11) 借用証文	一三件 九二点
(12) 寺社日記	二一件 二一点
(13) 宗門改	三六件 三七点
(14) 寄附	七二件 七四点
(15) 他寺・他社	五九件 六六点
(16) 寺内行政	二〇件 四〇点
(17) 書状	一二四件 一三九点
(18) 講	一〇七件 二五三点
(19) 絵図類	一九件 一三一点
(20) 経済関係	一七七件 四五〇点
(21) 刊本	一五件 三六点
(22) 教育	六八件 一五八点
(23) その他	四四件 四七五点
*以上、『平成30年度古文書資料目録24』に収録	
II 『収蔵品目録』未収録資料	三一六件 三七六点
1 写本・版本・刊本	八七件 八八点

マイクロフィルム収集資料二 田隅タネ資料

(所有者)福岡市博物館

〈解説〉

1 調査・収集等の経緯

本資料は、現物は福岡市博物館が所蔵する「田隅タネ資料(宝珠山・原家文書)」八八件八八点である。中世は宝珠山氏、近世は原氏を名乗った武家の家文書で、旧所有者故田隅健三氏の母方原家から田隅家に伝来し、最終的に市博物館に寄贈されたものである。資料の年代は、貞和六年(一三五〇)一〇月日付宝珠山種永申状(資料番号一)とそれに対する足利直冬裏書安堵(資料番号二)がとりわけ古く、その次は天文二年(一五三三)八月二八日付大内義隆袖判下文(資料番号三)となる。当館はこれらをマイクロフィルムによって利用者の閲覧・複写に提供する。

宝珠山氏は南北朝期には筑前国上座郡宝珠山、鼓(現、朝倉郡東峰村)を本領とし、戦国時代には大内氏、後に大友氏に属した。宝珠山種良は天正一四年(一五八六)豊臣秀吉の九州平定にあたって黒田孝高の指揮に従い、後に黒田家臣となる。種良は原氏に改姓し弥左衛門と名乗り、後に伊予と号した。後世に「黒田二十四騎」の一人に数えられた人物である。

このような本資料の来歴、宝珠山氏および原氏の活動、その歴史上の位置づけなどは、先学による成果に学ばばかりである。本資料についての調査・収集等の経緯を整理すると、左の(1)から(6)のとおりとなる。

(1)昭和五六年(一九八一)度、本資料は福岡市立歴史資料館に寄託され、『福岡市歴史資料所在確認調査報告書』(同館編集・発行)に、田隅健三氏所蔵「田隅文書」として収録された。

(2)昭和五七年度末、『福岡県史 近世史料編 福岡藩初期(下)』(財団法人西日本文化協会編纂、福岡県発行)に、本資料のうち一〇点が「原文書(田隅健三氏所蔵)」として収録された。その解説は、前年度発行『福岡県史 近世史料編 福岡藩初期(上)』六〇〇六一頁にある。

(3)昭和五七年度末、本資料を「田隅文書」として、当館の前身である福岡市民図書館がマイクロフィルム撮影を行った。

(4)平成二年度(一九九〇)、本資料は福岡市博物館に寄贈され、『平成2(1990)年度収集 収蔵品目録8』(福岡市博物館編集・発行、一九九三年三月)に「田隅タネ資料(宝珠山・原家文書)」として収録された。なお、田隅タネ氏は平成一九年度に資料三件三点、平成二二年度に資料九件九点を新たに福岡市博物館に寄贈され、それぞれ「田隅タネ資料(追加分)」として福岡市博物館編集・発行『平成19(2007)年度収集 収蔵品目録25』(二〇一〇年三月)、同『平成22(2010)年度収集 収蔵品目録28』(二〇一三年三月)に収録された。

(5)平成二年度末、本多博之氏による「宝珠山・原家文書」が『福岡市博物館研究紀要』創刊号に掲載された。本資料のうち南北朝期から近世初期の文書三三点(資料番号一〜三三三)と「原氏感状書類写」(資料番号三七)所収「豊臣秀吉捷書写」一点の翻刻、関連史料六点の翻刻を公にされ、「宝珠山・原家文書 花押・印章集」を付された。

(6)平成二一年度末、『新修 福岡市史 資料編 中世1 市内所在文書』(福岡市史編集委員会編、福岡市発行)に、本資料のうち二四点と「原氏感状書類写」(資料番号三七)所収「豊臣秀吉朱印状写」一点が「田隅タネ資料」として収録された。これらは同書凡例に示された「原則として院政が開始される一世紀後半から天正一五(一五八七)年までとしたが、中世文書と一括して保存されている場合は、黒田氏の筑前入部(一六〇〇年)までのものは採録した」という編集方針に従い、選定されたものである。

(3)のマイクロフィルムは福岡市民図書館の後身である当館が保管してきた。撮影時の資料群名は「田隅文書」であったが、本資料は福岡市立歴史資料館では「田隅文書」、「福岡県史」では「原文書」、福岡市博物館では「田隅タネ資料(宝珠山・原家文書)」、「新修 福岡市史」では「田隅タネ資料」と称されてきたことを踏まえながら、利用の便を考慮し、本目録では資料群名を「田隅タネ資料」としたい。

2 目録の編成等

本目録の編成は、前掲(4)「田隅タネ資料(宝珠山・原家文書)」に同じである。マイクロフィルムリール番号と整理番号を新たに加え、市博物館の備品番号は載せていない。マイクロフィルム撮影は前掲(1)「田隅文書」の番号順に行われた。

この撮影順を示すため、「田隅文書」の番号を整理番号として載せている。資料番号一から三三には整理番号1から33が順不同に、資料番号三四から八二には整理番号34から82が順に、資料番号八三から八八には整理番号①から⑥が順に該当する。マイクロフィルム1リール目には整理番号1、82、2リール目には整理番号①から⑥が収められている。なお、目録とマイクロフィルム画像との照合等によって、一部資料については目録の記述に加筆修正した。また、当館が作成する目録の凡例に則って、名称の記載がない資料には略号として「(仮)」を付し、名称の有無を判別できるようにした。

資料番号一から三三はすべて墨書で、これらは現在卷子三卷(資料番号一、二、三は第一巻、資料番号一、二、一八は第二巻、資料番号一九、三三は第三巻)に収められている。一方、マイクロフィルムによると、これら文書三三点はまとめて卷子一巻に収められ、且つ、現在とは異なる順に配列されている。マイクロフィルム撮影時は卷子一巻(以下、旧卷子と表記する)であったのが、後に、配列を変えて現在の卷子三卷(以下、新卷子と表記する)に仕立て直されたのである。

旧卷子は一巻であったというのは、前掲(2)解説中に「原家伝来の文書八五点のうち、先述の貞和六年十月日の宝珠山種永申状から寛永十八年二月三日の黒田忠之知行宛行状、知行目録まで、中世から近世初期の文書類三三通は一巻に成卷されている」と述べられている。同解説はさらに、天保五年(一八三四)原弥太夫の「口上之覚」控(資料番号六九)に「一、御当家ヨリ被下置候 御書 御感書 御判物等一紙之軸物ニ仕、伝来所持仕候、以上」とあることから「成卷の時期は比較的古い」としている。なお、『福岡市歴史資料館年報 資料番号12 昭和58(1983)年度』(二九八四年)五頁に「史資料の復元補強」として「田隅文書裏打ち補修」を行ったという記述、前掲(5)の凡例に「田隅家所蔵文書のうち卷子三卷分(表装は最近のもの)」という記述がある。

卷子に収められた文書の配列は、現卷子は概ね年代順、旧卷子は概ね発信者別である。旧卷子の発信者別の配列は概ね左のようになる。

- | | |
|---------------------|-----|
| 【1】 豊臣秀吉 | 一点 |
| 【2】 宝珠山種永・足利直冬 | 各一点 |
| 【3】 黒田孝高(如水) | 四点 |
| 【4】 黒田長政 | 四点 |
| 【5】 黒田忠之(寛永七年まで) | 二点 |
| 【6】 栗山利安等 | 二点 |
| 【7】 大内氏当主、家臣 | 五点 |
| 【8】 大友氏当主、家臣 | 五点 |
| 【9】 石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊 | 三点 |
| 【10】 宝珠山隆種 | 一点 |
| 【11】 黒田忠之(寛永一八年) | 四点 |

【2】の宝珠山種永申状(資料番号一)と足利直冬裏書安堵(資料番号二)は、本来は表裏一体の文書であった。申状から裏書安堵を剥ぎ取って申状、裏書安堵の順に卷子に貼り込んでいること、申状表面から裏面の裏書安堵残画が透けて見えることは旧卷子を撮ったマイクロフィルムにも確認できる。前掲(6)はこの裏書安堵に「本文書は、元は一号文書の裏書である。なお、成巻紙に『本文書は種永申状の裏文書なれど剥いでここに置く』との記述がある」という按文を付す。この記述は旧卷子には見当たらず、新卷子作成時に書き込まれたものかと推察される。

ところで、江戸時代以降、足利直冬裏書安堵(資料番号二)は足利尊氏によるものと称される。元禄四年(一六九二)成立の貝原益軒による「黒田家臣伝」では原氏について「其先祖尊氏將軍より軍功の賞として、筑前国上座郡の内及豊前の内にて領地賜りしより」と記すのをはじめ、原氏が作成した前掲「口上之覚」控(資料番号六九)では家伝文書の筆頭に「一、尊氏公御教書 一通」を挙げ、明治初期の「原氏感状書類写」(資料番号三七)では裏書安堵の花押を「尊氏御書判」とし、これに合綴された「原氏系譜」では「宝珠山五郎兵衛尉種永貞和六年尊氏將軍為軍功賞賜於筑前国上座郡宝珠山鼓(中略)有印証」と記述する。原氏が先祖の武功を語るにあたって本文書をこのように用いたことは、南北朝期から室町初期につ

いての歴史観、また、黒田家臣団中での位置づけを図る武家の志向を知るうえで興味深い。

最後になりましたが、本資料のマイクロフィルムを利用者に提供することについては、福岡市博物館のご理解とご協力を得ました。記して感謝申し上げます。

〈資料内訳〉

古文書 八八件 八八点

寄贈資料一 藤史明資料(追加分二)

(寄贈者) 藤史明

〈解題〉

「藤史明資料」(『平成27年度古文書資料目録21』所収)・「藤史明資料(追加分)」(『令和2年度古文書資料目録26』所収)の追加分である。博多祇園山笠の様子を写した明治期の写真四点が伝来している。裏書に「吉浦」の文字と朱印が見られることから、「藤史明資料」の吉浦家に伝来したことが分かる。福岡藩士吉浦家は、吉浦三省とその子三明が城代組として学問所指南役を務め、江戸藩邸内の学問所などに勤務した家であるが、本資料が伝来した経緯は今のところ不詳である(吉浦家の詳細については上記目録の解説を参照されたい)。

写真の内、二点は明治四年、残る二点は明治二五年のものであり、それぞれ下記の山笠を撮影したものである。

- 資料番号 A 1 明治四年二番山笠、呉服町上(現、博多区上呉服町)、標題「勇傲漁獵誉」
- 資料番号 A 2 明治四年四番山笠、堅町下(現、博多区下呉服町)、標題「蝨斯点領欣」
- 資料番号 A 3 明治二五年三番山笠、中浜口町(現、博多区下呉服町)、標題「栄陽排困謀」
- 資料番号 A 4 明治二五年六番山笠、横町(現、博多区下呉服町)、標題「朱紫国偉業」

これらの標題は、『博多祇園山笠史談』(落石栄吉著、博多祇園山笠振興会発行、一九六一)においても同年代で同内容のものを確認することができる。四点の中でも、特に明治四年の二番山笠と四番山笠の写真は希少であり、明治初期の博多祇園山笠の実情を知る上で好個の資料である。

〈資料内訳〉

山笠写真 四件 四点

〈総計〉 四件 四点